

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

14

提案区分

A 権限移譲

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

都道府県が定める区域区分に関する都市計画の一部を市町村に権限移譲

提案団体

青梅市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画法第15条第1項第2号の都道府県が定める区域区分に関する都市計画のうち、省令第13条第1項第1号の軽易な変更について、市町村に権限移譲されたい。

具体的な支障事例

## 【支障事例】

都市計画法第15条において、用途地域に関する都市計画は市町村が、区域区分に関する都市計画は都道府県がそれぞれ定めることが規定されている。このため、用途地域の変更に区域区分の変更が伴う場合、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定することとなる。

区域区分の境界については、道路施設や地形・地物により定められており、本市では、市域の約8割が市街化調整区域となるため、このような境界が多く存在している。市街化区域の縁辺部における、道路施設や地形・地物の位置の変更に伴う軽易な変更については、市町村に用途地域に関する都市計画の権限委譲がされるまでは、都道府県が区域区分と併せて一体的に見直しを行うことができたが、現在は、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定する必要があり、事務が煩雑となっている。このため、今後、市内において、こうした区域区分の変更を行う場合は、その都度、都市計画変更を行うのではなく、用途地域等の一斉見直しの際にまとめて対応することとなり、都市計画変更が適切な時期に行われなことが懸念される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の広域的な観点から都市計画決定する必要性が低い軽易な区域区分の変更を市町村へ権限移譲することにより、都市計画の手続きの簡素化が図られ、適切な都市計画変更が可能となる。

(参考)

同時決定を行う場合、案の作成後、決定・告示まで約1年の期間を要するが、市単独の場合、約半分の期間で決定・告示が可能となる。

根拠法令等

都市計画法第15条第1項第2号

都市計画法施行規則第13条第1項第1号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

倉敷市

○国道2号線に隣接した消防署出張所を用途廃止して、売却しようとした際に、市街化調整区域であることを理由に用途を制限されて、国道沿いで事務所として活用したい民間業者への売却ができない、というケースがあった。

人口減少局面に対応した、市街化区域と市街化調整区域の線引きについて、柔軟な見直しが市町村の権限でできるようにしてもらいたい。特に、公共施設が建設されていた土地を売却後、農地として活用しようとするケースは稀であると推察される。

○区域区分の境界とされている地形地物の位置の変更による都市計画の軽微変更については、市町村内における限定的な見直しであることや、より実態に即した土地利用へと速やかに反映させる観点から、市町村へ権限移譲することが望ましい。

#### 各府省からの第1次回答

区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即地的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされている。

区域区分の軽易な変更については、区域区分が、国が設置する施設や国の農業政策に影響があること等から、変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さないと認められるものについて協議を不要としているものであるが、軽易な変更の対象となる区域区分の変更であっても、広域的な観点から都道府県が変更すべきであることに変わりはない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

道路などの地形・地物の位置の変更に伴う区域区分の変更については、都市計画法施行規則第13条第1項第1号により軽易な変更と規定されていることから、都市計画区域マスタープランに基づく、広域的な観点が求められるものではないと捉えている。

なお、施行規則第13条第1項第1号の軽易な変更では、当該変更に係る部分の面積の合計が4ヘクタール未満と規定されているが、この面積要件が権限移譲の支障となるのであれば、しきい値を下げることは問題ないと考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、国の利害に重大な関係がある都市計画である区域区分について「軽易な変更」を定めている趣旨については、区域区分の変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さないと認められるものについて協議を不要とするものであり、軽易な変更の対象となる小規模な変更であることをもって、都道府県が広域的な観点から行うべきという性格が変わるものではない。この考え方は、都市計画法施行規則第13条第1項第1号に規定する面積要件によって変わるものでもない。

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

277

提案区分

A 権限移譲

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

都市計画の軽易な区域区分の変更について、都道府県から市町村に移譲

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画法第15条第1項第2号の都道府県が定める都市計画のうち、軽易な変更(省令第13条第1項第1号)について、市町村への権限移譲を求める。

具体的な支障事例

## 【提案の背景】

市街化区域の縁辺部において区域区分が変更される場合、用途地域及び地区計画の見直しに伴うため、都道府県と市町村が同時に都市計画変更を行うこととなる。このうち、道路施設や地形・地物の位置の変更のみによる区域区分や用途地域の見直しについても同様な手続きが必要であり、事務が煩雑になっている。

## 【支障事例】

区域区分線は道路、河川、構造物の見通し線、擁壁等の地形地物及びそれらからも離隔により定められており、本市では、市街化区域の縁辺に位置する都市計画道路等の高規格道路によりその基線が規定されていることが多い。近年、それらの高規格化や新規IC開通に伴う整備により、道路等の地形地物線形が変更されたが、一定期間ごとに予定されている用途地域等の一斉見直し時に見直すこととされ、現在存置されており、速やかな道路整備効果の発現の観点から、周辺の土地利用に支障が生じている。

こうした区域区分の変更を伴う道路整備は今後も市内の多くの箇所想定されている(国道20号南バイパス、北西部幹線道路等)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県の広域的な観点から都市計画決定する必要性が低い軽易な区域区分の変更を市町村へ権限移譲することにより、都市計画変更手続きの簡素化が図られる。

根拠法令等

都市計画法第15条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

○区域区分の境界とされている地形地物の位置の変更による都市計画の軽微変更については、市町村内における限定的な見直しであることや、より実態に即した土地利用へと速やかに反映させる観点から、市町村へ権限移譲することが望ましい。

## 各府省からの第1次回答

区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定されうる都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即地的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされている。

区域区分の軽易な変更については、区域区分が、国が設置する施設や国の農業政策に影響があること等から、変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さないと認められるものについて協議を不要としているものであるが、軽易な変更の対象となる区域区分の変更であっても、広域的な観点から都道府県が変更すべきであることに変わりはない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回提案の対象とする軽易な区域区分の変更は、都市計画法施行規則により地形地物等の変更に伴うものでかつ区域面積が限定されたものであり、都道府県事務となっていることにより、広域的観点から検討の必要性が低いと考えられる道路整備や開発等に伴う数10～数100m単位の比較的小規模な地形変化の変更に対しても、区域区分変更までに時間的遅延が生じ、現場に支障が生じていることから、市町村への権限移譲を求めたものである。

道路整備や開発等に伴う、数10～数100m単位の比較的小規模な地形変化の変更については、都道府県が事業実施後も把握していないことがあり、都道府県の区域区分の一斉見直しに伴う作業は市町村が行っている実態からも、市町村事務としても支障は少なく、自治体が受けるメリットは大きいと考える。

以下 都市計画法施行規則抜粋  
(都市計画の軽易な変更)

第十三条 令第十四条第二号の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる都市計画について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 区域区分に関する都市計画 区域区分のための土地の境界とされている鉄道その他の施設又は河川、崖その他の地形若しくは地物の位置の変更(水面の埋立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く。)に伴う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が四ヘクタール未満であるもの

…

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、国の利害に重大な関係がある都市計画である区域区分について「軽易な変更」を定めている趣旨については、区域区分の変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さないと認められるものについて協議を不要とするものであり、軽易な変更の対象となる小規模な変更であることをもって、都道府県が広域的な観点から行うべきという性格が変わるものではない。この考え方は、都市計画法施行規則第13条第1項第1号に規定する面積要件によって変わるものでもない。

また、区域区分の見直しに伴う作業を市町村が行っていたとしても、最終的に都道府県が区域区分の変更を行うべきか否かを判断しているものであり、このことをもって市町村の権限としてもよいということとはできない。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

17

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由事務の廃止

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

不動産鑑定士試験の受験申込について、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止すること。

具体的な支障事例

【制度改正の必要性】

不動産鑑定士試験の受験申込については、書面による申請の場合には、受験者の現住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされているが、受験者の利便性向上を図るため、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止する必要がある。

【支障事例等】

都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所地以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止することで、受験者の利便性向上を図る。

根拠法令等

不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、埼玉県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県、福岡県

○3月の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接送付又は不動産鑑定士協会連合会に提出先を委託する等を検討してほしい。

○例えば一部試験の免除申請がある場合、願書自体は提出期限内に提出されたが、必要な証明書類が期限後に提出されるということも考えられる。このような場合に受け付けの可否を国に判断を求める必要があり、二度手間となる。

○受験申し込み期日と県から国への送付期日までの期間が短く、受験申込期日当日に提出された申し込み書

に補正の必要があった場合、その対応に苦慮しているところ。

○現在、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申し込む受験者は多い。

このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。

○電子申請と書面による申請の窓口が異なっていることは、受験者の混乱を招く。

また、本団体では昨年度も郵送・窓口合わせて700人以上の申請を受け付けており、事務処理が職員の大きな負担となっている。

本団体には、管轄外の住所地の受験申請者が例年多く来庁される。また郵送による間違った申請も多く、原則は本人に返送するが、期限ぎりぎりの場合は国に直接送付するなど、事務処理が非常に煩雑となっている。

○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所地以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。

○現住所地以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられないため、受験者が誤って申請した場合、期限内に受け付けできない可能性がある。

## 各府省からの第1次回答

国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。)においては、受験申込は原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。

また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。

もし提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなるため、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとともに、事務処理の遅延等による悪影響も懸念される。

また、支障事例に記載されている「期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる」との点については、期限までに都道府県に到達していれば、運用上、国に申請書が到達する必要はないため、支障事例にはあたらない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

書面による受験申込先が国土交通省だけになった場合であっても、受験願書の郵送が可能である。現在も電子申請による受験申込では都道府県を介さず直接国へ申請されており、受験に関する問い合わせも国土交通省土地・建設産業局地価調査課(不動産鑑定士係)に電話等で行うことができるので、受験機会の公平性は保たれ、また、利便性の低下は認められない。

実際、不動産鑑定士試験と同じ国家試験である司法試験が、受験者数が不動産鑑定士試験よりも相当に多いにも拘らず(平成28年度出願者数7,730人)、受験願書の提出は、司法試験委員会(法務省内)宛てに郵送する方法だけに限っており、受験に関する問い合わせ先も法務省としている。

現行の不動産の鑑定評価に関する法律の規定では、受験願書の提出は、受験者の住所地を管轄する都道府県主管課になっているが、住民票所在地に居住しない者、例えば、親元に住民票を置いたまま、他の都道府県の大学に在籍する学生は、どの都道府県に受験願書を提出するか、判断に迷うことになる。

受験願書の提出先を、直接、国土交通省だけとすれば、このような問題は生ぜず、むしろ、受験者の利便性は、向上する。

なお、支障事例は、「期限までに住所地の都道府県を経由」する必要があり、住所地以外の都道府県へ誤った申請があった場合には、申請者に返送し、住所地の都道府県へ再提出してもらう必要があり、締切直前での願書提出があった場合には、再提出が間に合わず受験機会を失うことになってしまうことを指摘したものである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【山口県】

現行制度では、受験申込の受付において、管轄外の受験者の来庁や郵送による申請送付先誤りという事例がある等、受験者を混乱させている状況にある。なお、試験に関する問合せ先は従前から国土交通省とされて

いる。また、書面申請のうち、郵送による申請が多い。

以上のことから、受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止し、受付を一本化することにより、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとは認めがたい。

国土交通省が管轄する他の国家試験と同様に、国土交通省直轄(又は地方単位での受付)若しくは試験の実施に係る事務の委任等により、窓口を集約することが、受験者の利便性につながるものとする。

【参考:国土交通省所管の国家試験(一例)】

●海事代理士試験

受付窓口:受験希望地を管轄する地方陸運局

●一級建築士試験

受付窓口:公益財団法人建築技術教育普及センター

※試験の実施に関する事務を委任

●測量士・測量士補試験

受付窓口:国土地理院総務部

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。

## 各府省からの第2次回答

各都道府県では、都道府県知事許可の不動産鑑定業者に係る登録・監督事務を自治事務として行っており、業の登録・監督に密接に関係する不動産鑑定士試験の受験願書の受付事務についても、不備のある願書の対応等も含めて、支障なく対応されているところである。例年、受付事務が発生する期間としては受付期間である2月下旬から3月上旬の約3週間で、書面での申請件数は、平成28年試験では、5都府県で100件を超えているものの、38府県では50件以下(27県で20件以下)となっている。

もし、提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、不動産鑑定士試験は土地鑑定委員会が行うこととされていることから、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなる。一部の都道府県に確認したところ、当該都道府県の書面申請者の6~7割が窓口へ持参しているとの話も聞いているところであり、東京より遠方の受験者からの願書に不備があった際には、その訂正等に時間を要することとなるため、受験申込の完了までの時間がかかること等を考慮すれば受験者の利便性は大きく低下することになり、事務処理の遅延等による試験開催への悪影響も懸念される。

さらに、不動産鑑定士の受験者数が減少傾向にある中(短答式試験の申込者数は、平成18年の試験制度改革時の5,430名から、平成28年は2,023名と大きく減少している。)、受験者の利便性が大きく低下することになると、更なる受験者数の減少を招きかねず、不動産鑑定士の人材不足、不動産鑑定業の健全な発展や国や都道府県などが行う公的土地評価への悪影響も懸念される。

司法試験においては、司法試験委員会あての郵送のみとなっているが、法曹三者(裁判官、検察官、弁護士)の登録や司法関連業務の監督等に都道府県が関与していないことなど、不動産鑑定士・不動産鑑定業と制度の建て付けが異なっていることから、同列に扱うことは適当ではない。

受験者からは、窓口での書面申請が便利であるとの要望を伝えられることもあることから、住所地の都道府県で窓口受付が今後も継続されれば、国土交通省においてのみ受付を行うことに比べ、より高い公平性・利便性は確保されるものとする。

なお、受験願書の提出に関する支障事例があげられているが、住所地以外の都道府県へ誤って申請した受験者に再提出を求めると期限を過ぎてしまう場合についても国土交通省に相談をいただいた場合はこれまで全て願書の受理を認めており、運用の徹底により改善が図られることから、現行制度による支障事例にはあたらない。また、受験願書要領の記載ぶりなどについては引き続き工夫をして参りたい。

## 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

### 6【国土交通省】

(8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152)

不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

50

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県経由の廃止

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

不動産鑑定士試験の受験申込みについて、都道府県を経由しないこととする

具体的な支障事例

## 【支障事例】

国家試験である不動産鑑定士試験の受験申込みは、電子申請システムによる場合を除き、受験者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされている。

現在、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申し込む受験者は多く、埼玉県では平成27年度に申込みの約8割に当たる149件を受け付けている。

このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。

例えば、論文式試験の一部免除申請があったが、証明書類が揃っておらず、後日送付することで受付して良いかを国に問い合わせた事例があった。

また、都道府県では申込みの受付のみならず、次のような事務も行っている。

- 1 試験日程等についての通知
  - ・市町村にポスターの配布・掲示を依頼
  - ・庁内でポスター掲示・HPへの掲載
- 2 願書の配布
  - ・課内にカウンター設置、配布
  - ・郵送での配布(平成27年度は55件)
- 3 合格発表
  - ・合格者の番号を、庁内で2週間程度掲示

これらを合わせるとおおむね0.1人役分の事務負担となっている。

## 【制度改正の必要性】

本事務は法定受託事務とされているところではあるが、地方分権推進委員会最終報告(H13.6.14)において、「地方公共団体に対する補助的な事務処理の依頼については、(略)国が地方公共団体をその手足として活用しているということも考えられるので、(略)引き続き調査・検討が行われるべき」とされている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

書類の受付・確認作業を国が一元的に責任をもって行うことで、より迅速な受付が可能となり、受験者の利便性向上につながるのと同時に、行政の効率化にも資する。

根拠法令等

## 不動産の鑑定評価に関する法律第 12 条の 2

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県、福岡県

○3月の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接送付又は不動産鑑定士協会連合会に提出先を委託する等を検討してほしい。

○例えば一部試験の免除申請がある場合、願書自体は提出期限内に提出されたが、必要な証明書類が期限後に提出されるということも考えられる。このような場合に受け付けの可否を国に判断を求める必要があり、二度手間となる。

○受験申し込み期日と県から国への送付期日までの期間が短く、受験申込期日当日に提出された申し込み書に補正の必要があった場合、その対応に苦慮しているところ。

○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所地以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。

○提出された申込書に記入漏れや疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。

### 各府省からの第 1 次回答

国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律（以下「鑑定評価法」という。）においては、受験申込は原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。

また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件（約80%）、電子申請が517件（約20%）となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。

もし提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなるため、住民（受験者）の利便性が著しく低下するとともに、事務処理の遅延等による悪影響も懸念される。

### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

不動産の鑑定評価に関する法律第 12 条の2において、受験の申込みは都道府県知事を経由して行うことが明記されているが、現在でも電子申請システムによる受験申込みは都道府県を経由せず、直接国で受け付けられている。

また、試験に関する問い合わせ先についても、試験案内に国土交通省の担当部署が既に設定されているため、都道府県が受験申込の受付を行わなくても、受験機会の公平性は十分に確保されていると考える。

さらに、本県では平成 27 年度受験申込み 182 件中、約8割の 149 件が郵送・窓口持参による申込みであったが、その多くが郵送によるものであり、都道府県が受験申込の受付を行わなくても、受験申込書の郵送先を都道府県から国に変更するだけで住民（受験者）の利便性が低下することはない。逆に、郵送により県に提出された申込書に疑義があった場合、受験者への修正指導など受付までに時間を要することがある。

窓口申込みについても利用者は一部であり、むしろ、窓口持参を認める現状では、居住地や勤務先が県庁から遠い受験者にとっては利用しづらく、受験申込書の記入方法を対面で質問する機会の有無という点では公平とは言えない。

そのほかにも、同じ国土交通省の資格試験でマンション管理士や管理業務主任者の試験受付は受験者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされておらず、指定検査機関への郵送に統一されており、都道府県庁舎への持参は行われていないことを考えると、不動産鑑定士試験において、都道府県経由の義務付けを廃止しても、必ずしも住民（受験者）の利便性低下にはつながらず、また事務処理の遅延等が発生するとは限らないと思われる。

### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【山口県】

現行制度では、受験申込の受付において、管轄外の受験者の来庁や郵送による申請送付先誤りという事例がある等、受験者を混乱させている状況にある。なお、試験に関する問合せ先は従前から国土交通省とされている。また、書面申請のうち、郵送による申請が多い。

以上のことから、受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止し、受付を一本化することにより、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとは認めがたい。

国土交通省が管轄する他の国家試験と同様に、国土交通省直轄(又は地方単位での受付)若しくは試験の実施に係る事務の委任等により、窓口を集約することが、受験者の利便性につながるものとする。

【参考:国土交通省所管の国家試験(一例)】

#### ●海事代理士試験

受付窓口:受験希望地を管轄する地方陸運局

#### ●一級建築士試験

受付窓口:公益財団法人建築技術教育普及センター

※試験の実施に関する事務を委任

#### ●測量士・測量士補試験

受付窓口:国土地理院総務部

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。

## 各府省からの第2次回答

各都道府県では、都道府県知事許可の不動産鑑定業者に係る登録・監督事務を自治事務として行っており、業の登録・監督に密接に関係する不動産鑑定士試験の受験願書の受付事務についても、不備のある願書の対応等も含めて、支障なく対応されているところである。例年、受付事務が発生する期間としては受付期間である2月下旬から3月上旬の約3週間で、書面での申請件数は、平成28年試験では5都道府県で100件を超えているものの、38府県では50件以下(27県で20件以下)となっている。

もし、提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、不動産鑑定士試験は土地鑑定委員会が行うこととされていることから、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなる。一部の都道府県に確認をしたところ、当該都道府県の書面申請者の6~7割が窓口へ持参しているとの話も聞いているところであり、東京より遠方の受験者からの願書に不備があった際には、その訂正等に時間を要することとなるため、受験申込の完了までの時間がかかること等を考慮すれば受験者の利便性は大きく低下することになり、事務処理の遅延等による試験開催への悪影響も懸念される。

さらに、不動産鑑定士の受験者数が減少傾向にある中(短答式試験の申込者数は、平成18年の試験制度改正時の5,430名から、平成28年は2,023名と大きく減少している。)、受験者の利便性が大きく低下することになると、更なる受験者数の減少を招きかねず、不動産鑑定士の人材不足、不動産鑑定業の健全な発展や国や都道府県などが行う公的土地評価への悪影響も懸念される。

受験者からは、窓口での書面申請が便利であるとの要望を伝えられることもあることから、住所地の都道府県で窓口受付が今後も継続されれば、国土交通省においてのみ受付を行うことに比べ、より高い公平性・利便性は確保されるものとする。

また、国土交通省所管の他の資格試験における試験受付の例(マンション管理士や管理業務主任者)が示されているが、登録関係事務や業の監督に都道府県が関与していないなど、不動産鑑定士・不動産鑑定業と制度の建て付けが異なるものとなっていることから、同列に扱うことは適当ではない。

なお、受験願書の提出に関する支障事例があげられているが、住所地以外の都道府県へ誤って申請した受験者に再提出を求めると期限を過ぎてしまう場合についても国土交通省に相談をいただいた場合はこれまで全て願書の受理を認めており、運用の徹底により改善が図られることから、現行制度による支障事例にはあたらない。

## 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

### 6【国土交通省】

(8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152)

不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成 29 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

292

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を経由する義務付けの廃止

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を経由する義務付けを廃止すること

具体的な支障事例

## 【現行制度の概要】

不動産鑑定士試験の受験の申込みについては、不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2に基づき受験者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされており、都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っている。

## 【支障事例】

現在、都道府県で受理する郵送・持参の受験願書については、記入漏れ等をチェックし、必要に応じて本人に修正等を指示している。しかし、受験案内に記載されていない修正事項も多く、その場合は本省へ確認して修正することとなるが、すぐに回答がない場合には、後日郵送で修正のやり取りをすることとなり、受験者にとって二度手間となっている(特に窓口に来所された場合)。

また、他都道府県の住所地の受験願書が届いた場合は受験者に返送し、住所地の都道府県に再提出してもらっており、受験者の理解不足ではあるが、この場合においても、二度手間となっている。

さらに、受験願書提出後に氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、受験願書を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更届をFAXしなくてはならず、受験願書に係る統一的な窓口が明確でないために受験者が混乱している。

## 【制度改正の必要性】

当該業務は、法定受託事務ではあるが、現に国において電子申請での受験申込みを受け付けており、都道府県を経由させる必要性は低い。また、実際に県で行っているのは簡単なチェックのみであり、県の判断を要するようなものは含まれていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

## 【制度改正による効果】

受験申込みの都道府県経由という義務付けを廃止することで、国が直接受け付けている電子申請と窓口が一本化され、願書記載事項の不備に対し、迅速かつ的確に責任を持った対応が可能となるなど、受験者の利便性向上及び行政の効率化につながる。

根拠法令等

不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、埼玉県、兵庫県、鳥取県、香川県

○3月の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接送付又は不動産鑑定士協会連合会に提出先を委託する等を検討してほしい。

○受験申し込み期日と県から国への送付期日までの期間が短く、受験申込期日当日に提出された申し込み書に補正の必要があった場合、その対応に苦慮しているところ。

○現在、受験者の一部は電子申請システムにより申し込みをしているものの、郵送や持参により申し込む受験者は多い。

このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。

○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所地以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。

## 各府省からの第1次回答

国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律（以下「鑑定評価法」という。）においては、受験申込は原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。

また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件（約80%）、電子申請が517件（約20%）となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。

もし提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなるため、住民（受験者）の利便性が著しく低下するとともに、事務処理の遅延等による悪影響も懸念される。

また、支障事例に記載されている「受験願書提出後に氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、受験願書を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更届をFAXしなくてはならず、受験願書に係る統一的な窓口が明確でないために受験者が混乱している」との点については、試験に関する統一的な問い合わせ先として、試験案内やホームページにおいて国土交通省の担当部署を明記しており、今後とも周知に努めていく予定である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国土交通省は、都道府県を経由することとした理由は専ら「受験者の利便性」であることを認めたものと解する。

受験機会の平等性の問題と受験者の利便性の問題は、全く別個の問題である。

本来、国民や住民への行政サービスの向上は、当該事務・制度を所管する団体・機関の責任と負担により行うべきであり、窓口への物理的距離や事務処理の遅延を懸念するのであれば省内の出先機関との協力体制を構築すればよいと思われる。

国土交通省は、まずは受験者の利便性のために導入した電子申請システムを検証・改善することが必要であり、単に電子申請の割合が低いという現状を前提に都道府県を経由を必要と結論づけるのは早計だと思われる。

窓口と受験者の住居が物理的に近いことでメリットがあるのは「受験者が都道府県庁に受験書類を直接持参する場合」だけであり、本県が平成28年に受け付けた受験者のうち、県庁に受験書類を持参した者は都道府県経由で申込みがあった者の約1割しかおらず、そもそも県庁で書類を直接受け付けることとした合理的な理由も見当たらない。

郵送の場合は、直接国へ郵送することとしても受験者の利便性を損なうことは考えられない。逆に、受験案内に記載されていない事項の修正指示や郵送先が国交省に一本化されることで転居前の都道府県に誤って郵送された書類を受験者に返送していた問題も解消するなど、受験者の利便性の大幅な向上につながる。

都道府県を経由する現行制度は、具体的な支障事例記載のとおり、持参及び郵送のいずれの場合においても受験者の利便性を低下させていることは明白である。

なお、詳細については補足資料を参照されたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【香川県】

全国からの受験申込を東京で行うことによる住民(受験者)の利便性の低下の懸念については、郵送や電子申請による対応とともに、電話による問い合わせ窓口を充実させることにより、住民(受験者)の利便性を低下させることなく受験申込の受付等が可能である。

不動産鑑定試験では、持参による申し込みが認められているが、同じく受験機会を全国公平に広く提供されるべきである他の国家試験(司法試験、公認会計士試験、税理士試験)においては、持参による申し込みは認められておらず、郵送または電子申請に限定しても著しい利便性の低下には当たらないと考える。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。

## 各府省からの第2次回答

各都道府県では、都道府県知事許可の不動産鑑定業者に係る登録・監督事務を自治事務として行っており、業の登録・監督に密接に関係する不動産鑑定士試験の受験願書の受付事務についても、不備のある願書の対応等も含めて、支障なく対応されているところである。例年、受付事務が発生する期間としては受付期間である2月下旬から3月上旬の約3週間で、書面での申請件数は、平成28年試験の書面申請の内、5都府県で100件を超えているものの、38府県では50件以下(27県で20件以下)となっている。

もし、提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、不動産鑑定士試験は土地鑑定委員会が行うこととされていることから、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなり、東京より遠方の受験者からの願書に不備があった際には、その訂正等に時間を要することとなるため、受験申込の完了までの時間がかかること等を考慮すれば受験者の利便性は大きく低下することになり、また、事務処理の遅延等による試験開催への悪影響も懸念される。また、仮に地方整備局の不動産鑑定士業部局で受理をすることとした場合、都道府県の不動産鑑定士業部局に比べて、より窓口が遠方になる等、利便性が低下する者が多いことが見込まれる。

さらに、不動産鑑定士の受験者数が減少傾向にある中(短答式試験の申込者数は、平成18年の試験制度改正時の5,430名から、平成28年は2,023名と大きく減少している。)、受験者の利便性が大きく低下することになると、更なる受験者数の減少を招きかねず、不動産鑑定士の人材不足、不動産鑑定業の健全な発展や国や都道府県などが行う公的土地評価への悪影響も懸念される。

『窓口と受験者の住居が物理的に近いことでメリットがあるのは「受験者が都道府県庁に受験書類を直接持参する場合」だけであり、(中略)、県庁に受験書類を持参した者は都道府県経由で申し込みがあった者の約1割しかおらず』との話であるが、他の都道府県に聞き取ったところ6~7割が持参しているとの話もあり、利便性の低下が認められる場合が考えられる。

受験者からは、都道府県での書面申請が便利であるとの要望を伝えられることもあることから、住所地の都道府県で窓口受付が今後も継続されれば、国土交通省においてのみ受付を行うことに比べ、より高い公平性・利便性は確保されるものとする。

なお、受験願書の提出に関する支障事例があげられているが、住所地以外の都道府県へ誤って申請した受験者に再提出を求めると期限を過ぎてしまう場合についても国土交通省に相談をいただいた場合はこれまで全て願書の受理を認めており、運用の徹底により改善が図られると考えることから、現行制度による支障事例にはあたらない。また、引き続き電子出願の利用促進にむけて取り組んで参りたい。

## 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

### 6【国土交通省】

#### (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152)

不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

33

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金の重点配分に係る整備計画の作成要件の緩和又は経過措置の継続

提案団体

相模原市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

- ・社会資本整備総合交付金の重点配分を受けるに当たり、重点配分対象事業以外の事業も含めた整備計画の作成が可能となるよう求めるもの。
- ・平成 28 年度に限り、重点配分対象事業以外の事業も含めた整備計画であっても重点配分を受けることができるが、この経過措置の継続を求めるもの。

具体的な支障事例

## 【支障事例】

重点配分を受けるに当たり、重点配分事業のみで構成した整備計画を別に作成する必要があり、整備計画が複数になることにより、管理が煩雑になる。また、社会資本整備総合交付金等の平成 28 年度要望等の提出について(平成 28 年 1 月 15 日関東地方整備局企画部広域計画課長事務連絡)により、平成 28 年度に限り重点配分対象事業以外の事業も含めた構成の整備計画であっても重点配分を受けることができるという経過措置があるが、計画によってはH29 年度以降重点配分を受けるためには計画を分ける必要がある。既存の整備計画は、記載した要素事業により整備目標を達成する計画であるため、計画の一部を切り離すと目標達成ができなくなる。

さらに、局によっては経過措置が無い場合もあり、以上の支障事例が従前から生じている。

## 【懸念の解消策】

国が施策として重要と考える事業に対して重点的に国費を配分し有効に執行するという考えは理解しているが、整備計画については、1つの計画の中で重点配分対象事業か否かを判断できるような様式を整備し、配分(内定通知)時に整備計画毎の配分額と重点配分額が確認できるようにしてはどうか。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

重点配分対象以外の事業も含めた整備計画にすることにより、計画の管理が容易となり、交付申請等の手続きもスムーズにできる。

また、計画を細分化することにより目標達成が困難になる可能性があるが、提案が実現することによりそのような事態を避けることができる。

根拠法令等

- ・社会資本整備総合交付金交付要綱第8
- ・社会資本整備総合交付金に係る計画等について(平成 22 年 3 月 26 日国管会第 4200 号 事務次官通知)
- ・社会資本整備総合交付金等の平成 28 年度要望等の提出について(平成 28 年 1 月 15 日関東地方整備局企画部広域計画課長事務連絡)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、川崎市、神奈川県、厚木市、新潟市、豊田市、京都府、京都市、高知県、福岡県、大牟田市、久留米市

- 本市における既存の整備計画も、記載した要素事業により整備目標を達成する計画であるため、重点配分を受けるために計画の一部を切り離すと目標達成ができなくなる可能性がある。少なくとも現計画までは経過措置として重点配分含む整備計画であっても、重点配分を受けられるよう制度緩和をお願いしたい。
- H29 年度以降重点配分を受けるためには計画を分ける必要があるが、既存の整備計画は、記載した要素事業により整備目標を達成する計画であるため、計画の一部を切り離すと目標達成ができなくなる。
- 社会資本整備総合交付金の本来の創設趣旨は、地方自治体が抱えるまちづくりの課題を総合的・一体的に解決するため、従来の個別補助金を統合して創設されたものと認識している。当該趣旨に基づき、地方自治体で作成する社会資本総合整備計画は、目標実現のための基幹的な事業や関連する事業を総合的・一体的に組み合わせることで実施することにより、相乗的な効果を発現させることを目指した計画とすることが求められているものと理解している。したがって、重点配分対象事業のみで構成される整備計画では、複合的なまちづくりの課題に対応した整備計画とすることは難しくなる。地方自治体が創意工夫を凝らして総合的に策定した整備計画よりも、重点事業のみで安易に構成される整備計画が優遇されてしまうのは、本来の創設趣旨にそぐわないと思われる。
- 既存の整備計画では、記載した要素事業により整備目標を達成するものであるため、計画の一部を切り離すと目標が達成できなくなる。このため、少なくとも現計画の整備期間にあつては重点配分対象事業が含まれた整備計画であれば比較的有利な予算配分が受けられるよう、経過措置計画という考え方の継続は好ましいものと考えられる。
- 重点配分対象事業を特出しする意義は理解しており、予算要望において重要な要素ではあるが、実務においては、計画の細分化により交付金の効率的な執行に支障が起きると考えるので、整備計画書の備考欄記載というような方法もあると考える。
- 住宅・建築物の耐震化については、重点配分事業とそれ以外の事業を一体的に進めているため、提案に賛同する。
- 重点配分を受けるに当たり、重点配分事業のみで構成した整備計画を別に作成する必要があるが、整備計画が複数になることにより、管理が煩雑となっている。整備計画については、1つの計画の中で重点配分対象事業か否かを判断できるような様式を整備し、配分（内定通知）時に整備計画毎の配分額と重点配分額が確認できるようにしてはどうか。
- 重点配分を受けるに当たり、重点配分事業のみで構成した整備計画を別に作成する必要があるが、整備計画が複雑になることにより、管理が煩雑になる。事務手続きの簡素化につながるため、改正は必要と考える。
- 当市既存計画では、重点配分にあたる要素事業と重点配分にあたらない要素事業で構成された整備計画となっているが、整備計画単位としては重点配分となされない状態である。重点配分を受けるに当たっては、重点配分にあたる要素事業のみで構成した整備計画を別途作成する必要があるが、整備計画が複数になることにより、管理が煩雑になる可能性がある。また、整備計画は、記載した要素事業により整備目標を達成する計画であり、計画の一部を切り離すと目標達成が不可能となることも想定される。

## 各府省からの第 1 次回答

- 社会資本整備総合交付金は、国が地方公共団体において作成された整備計画全体に対して交付し、地方公共団体が計画に位置づけられた各事業に自由に充当できる制度として創設されたものである。
- また、本交付金は、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 16 条に規定する国庫補助金に該当し、地方公共団体が策定する社会資本整備計画に対して、防災・減災、老朽化対策など国として進めるべき優先課題への対応を促進するため、毎年度、地方公共団体からの要望等を踏まえ、予算の範囲内で交付金を配分しているものである。
- こうした制度趣旨等を踏まえ、地方公共団体における優先度の高い事業に対して十分な交付金を配分できるよう、平成 28 年度より、重点配分対象事業を明確化し、当該事業で構成される整備計画に対して、重点的に交付金の配分を行う取組をはじめたところ。
- この取組は、優先度の高い事業に十分な交付金が配分できていないという状況を踏まえ、当該事業が確実に進捗し、効果が発現するための工夫として取り組んでいることをご理解願いたい。仮に、ご指摘のように、同じ計画内に重点配分対象事業とその他の事業が混在する場合、交付金の制度上、重点配分事業以外の事業に流用することが可能となるため、上記の目的が達成されない可能性がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答の内容について、承知いたしました。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

—

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

44

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金の手続簡素化

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金の交付申請書の提出時には、例えば道路ではそれぞれの路線ごとに経費の詳細内訳を記載することとされている。しかし、詳細内訳はいずれ精算報告されるので、申請時には国からの内示額をそのまま申請書へ記載して提出するなど、交付金の用途については地方を信頼して任せてはどうか。

具体的な支障事例

【制度概要】

社会資本整備総合交付金は地方自治体にとって自由度の高い交付金として平成22年に創設された。

例えば道路の場合、既存の補助金は個別路線ごとに交付申請を行うが、申請後に事業費の路線間流用を行うには、国への流用手続が必要である。(手続なしで同一路線内で経費の流用が可能な金額は流用先経費の3割まで)

しかし、新設された社会資本整備総合交付金は、道路、河川または複数事業のパッケージなどの分野(=計画)ごとに交付される。そして、各計画内での事業費の流用は、一定条件(路線の新設・廃止がないこと等)の下、国への手続が不要とされている。

現行制度では、交付申請書の提出時に、例えば県道が10路線であれば10路線それぞれについて、測量費、用地費、工事費などの経費の配分を記載することとされている。しかし、用地交渉の難航等の影響で年度中の路線間流用が通例であるため、年度末の完了実績報告において要素事業ごとに確定した経費配分を記載した調書を再度提出して精算を行っている。

【支障事例】

平成27年度では、内示は4月9日、交付申請は5月15日、交付決定は5月29日であった。

内示後の交付申請に当たり、改めてどの事業に交付金を配分するか、全所管県土整備事務所との調整を含む多大な事務作業を行うため、事業着手は6月以降となる。したがって、現在の制度では年度当初から2か月間交付金の予算執行はできないこととなる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

受注業者にとって、4~6月(第一四半期)は発注が少なく苦しい時期であるが、手続が簡素化されれば早期発注が可能となり、県内企業が早く潤う。

また、早期に事業着手が可能となることで、未契約繰越の削減にも繋がる。(未契約繰越の額に応じて翌年度の交付金が削られる傾向あり)

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、社会資本整備総合交付金交付申請等要領

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、郡山市、海老名市、金沢市、広島市、山口県

- 平成 28 年 4 月 5 日付け総務省通知(総財務第 73 号)等にもあるように、国は平成 28 年度予算の早期実施を各自治体に要請しており、できる限り前倒して事業を実施する等の対応を求めている。そうした要請に応えるためには、「早期の事業着手」が大前提となることから、交付申請等に係る手続きをできる限り簡素化する等、より市町村の自主性が発揮される環境整備が望まれる。
- 交付申請にあたっては、社会資本整備総合交付金申請等要領第 1 章第 1 の規定に基づいて、「交付金を充てて施行しようとする交付対象事業の概要を示す図面」との扱いで、申請箇所毎に事業概要書を作成して申請を行っているが、近年、事業概要書へ工種内訳等の記載が求められ、事業概要書の作成に多大な時間を要しているのが現状である。
- 平成 28 年度も、交付決定日は 5 月 25 日であり、4 月・5 月は事業着手できない状態であった。建設業界からも 4～5 月の発注を求められており、本市としても支障を感じている。事業着手は、交付決定日ではなく、内示日から可能とすべきである。
- 本市においても、用地交渉の難航等の影響で年度中の路線還流用が通例であり、年度末の完了実績報告において調書を再度提出している。埼玉県のいうように、手続きが簡素化されれば、早期に事業着手が可能になるなど、未契約繰越の削減にも繋がると考えられる。申請時には国からの内示額をそのまま申請書へ記載して提出するなど、交付金の使途については地方に任せてもらえないか。
- 受注者側より、年度初めにおける早期発注を強く望む声は多く、国の更なる手続き簡素化を望むものである。さらに、本市としては、交付金へのゼロ国債制度の適用を要望しており、前年度中の発注や 2 カ年による工事実施による平準的、効率的な施行が可能となる。
- 本県でも、申請書の作成に多大な時間を要しているが、提案のとおり、要素事業ごとの経費の詳細内訳については、いずれ精算報告されること、また、交付決定単位での決定額に変更のない経費の配分の変更は、軽微な変更とされることから、当初申請時において記載の必要性は低いものと考えられ、本提案の実現により申請時の事務の簡素化につながるものと考ええる。(交付申請時に提出する「実施に関する計画」については、記載は省略できるとされている。)

## 各府省からの第 1 次回答

- ご提案のあった交付申請時において、経費の詳細内訳の提出を求めていることについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号)(以下、「補助金適正化法」という。)第 5 条において、「補助金等の交付の申請をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書」を各省各庁の長に提出することとなっており、申請書には、同法施行令第 3 条第 1 項に基づき、「補助事業等の経費の配分、経費の使用等方法」を記載することとされている。
- ご指摘の「詳細内訳」は、交付申請書の添付書類である交付金調書を指しているものと理解するが、これは上述の「補助事業の経費の配分、経費の使用等方法」を明らかにする項目として、提出を求めているものである。
- 従って、補助金適正化法上の規定により、ご提案のように書類を簡素化することは困難である。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

- 埼玉県では、県内企業のメリットとなる公共事業の早期発注に向けた取組みを行っており、その一環として社会資本整備総合交付金についても同様に取り組んでいきたいと考え提案させていただいた。
- 貴省回答では、補助金適正化法上の規定により添付書類の簡素化は困難とのことであるが、補助金適正化法施行令第 3 条 3 項(「第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。」)の規定を踏まえた上で、本県及び共同提案団体が求める添付書類の簡素化が困難と判断した経緯を御教示願いたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

## 各府省からの第2次回答

○ご指摘の「添付書類」とは、社会資本整備総合交付金交付申請等要領(平成 28 年度 4 月 1 日付け 国官会4198号)第6において提出を求めている「一 交付申請書 参考資料第一」の「交付申請額一覧表」及び「社会資本整備総合交付金調書」を指していると確認させていただいたところ。

○当該資料は、交付申請時において、計画毎の交付金額、計画における要素事業の内訳や補助率、施工規模に比した経費の内訳の確認など本交付金の交付決定を行う前提として、必要不可欠な内容を提出していただいている。また、これらは、年度実績や完了実績を確認する上でも、当初予定していた事業内容との差異等を確認する上で、必要な資料である。

○これらは、前回の回答で申し上げた通り、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号)第5条、同法施行令第3条第1項に基づき、提出を求めており、ご指摘いただいた同法施行令第3条第3項の「第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。」の規定に関しては、上記の必要性から、当該資料の簡素化は困難と判断したものである。

○厳しい財政状況の中、地方公共団体のニーズ等に十分に対応しつつ、交付金事業をより効果的・適切に執行を行うための取組としてご理解願いたい。

## 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

48

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

一定条件を満たした小規模な寄宿舍の階段基準を住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準に見直し

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法上は寄宿舍として取り扱われる、グループホームやシェアハウスなどの階段基準を一定の条件を満たした場合など、住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準にする。

具体的な支障事例

【制度概要】

戸建型グループホームやシェアハウスは、建築基準法上は寄宿舍として取り扱われる。

このため、既存の一戸建ての住宅をグループホームやシェアハウスなどへ活用する場合、建築基準法では住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)よりも厳しい寄宿舍の基準を満たさなければならないため、改修工事が必要な建物もいまだ存在する。

【支障事例】

本県でも、既存一戸建ての住宅をグループホーム等に用途変更する際には、階段を改修して寄宿舍の基準を適合させなければならないのかという相談が寄せられるが、寄宿舍の基準に適合させる必要がある。

また、建築基準法施行令 23 条ただし書きに基づき、「けあげ 23cm 以下、踏面 15cm 以上」としている「一戸建ての住宅」は本県でも一定数あることから、相談に至らず断念した事例も少なくないと思われる。

【懸念の解消策】

寄宿舍に該当するグループホームやシェアハウスを一律認めるのは難しい場合、例えば老人向けグループホームは安全面に配慮するため現行のとおりにするとしても、小規模な若者向けシェアハウスは基準の緩和ができるのではないかと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

人口減少などにより住宅の需要が減少し、一戸建ての住宅を含み空き家が増加傾向にある。

空き家の解消の一つの手段として、一戸建ての住宅を他の用途に転用することが促進されることにより、有効活用・減少につながる。

例えば、既存の一戸建ての住宅をシェアハウスに改修することで、空き家である住宅の活用が促進される。

さらに、家賃の安い若者向け住居を確保することで、若者を集め、地域の活性化につなげたい。

根拠法令等

建築基準法施行令第 23 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

○本市でも、既存一戸建ての住宅を老人福祉施設等に用途変更する際には、階段を改修しなければならないのかという相談が寄せられることがある。建築基準法に適合させる必要があることから計画を断念するケースもある。

○【支障事例】既存一戸建ての住宅をグループホーム等に用途変更する際には、階段を改修して寄宿舎の基準に適合させる必要がある。本県でも、用途変更の相談があり、階段の改修まで至らず、断念した事例がある。

【懸念の解消策】寄宿舎に該当する小規模なシェアハウスについては、代替措置として、両側に手すりを設置する措置を講ずることで基準の緩和ができるのではないか。

○【支障事例】空き家をシェアハウスに用途変更する場合、規模や形態に関わらず寄宿舎として扱うため、防火避難規程が適用され、シェアハウスとしての活用が進んでいない。

【地域における課題】市街地、郊外に関わらず、空き家となっている一戸建て住宅が増加しているが、有効な利活用の方法がない。

【制度改正の必要性】建築基準法におけるシェアハウスの定義は明確ではない。規制の対象となるシェアハウスの規模や形態を定めることで、適用される防火・避難に関する法令が明確になり、空き家からシェアハウスへの用途変更が進むのではないか。

○階段の基準が適合しないことにより、用途変更を断念される事例が存在する。また、変更を行う部分を一部に限定する事例もある。

○【制度概要】戸建型グループホームやシェアハウスは、建築基準法上は寄宿舎として取り扱われる。このため、既存の一戸建ての住宅をグループホームやシェアハウスなどへ活用する場合、建築基準法では住宅（共同住宅の共用の階段を除く。）よりも厳しい寄宿舎の基準を満たさなければならないため、改修工事が必要な建物もいまだ存在する。

【支障事例】本県でも、独居の若者や高齢者が利用するために、既存一戸建ての住宅をグループホーム等に用途変更できないかという相談が寄せられるが、寄宿舎の基準に適合させる必要があり、大規模な改修を必要とする階段が支障となる場合がある。また、建築基準法施行令 23 条ただし書きに基づき、「けあげ 23cm 以下、踏面 15cm 以上」の最低基準に近い「一戸建ての住宅」が一定数あることから、相談に至らず断念した事例もあると思われる。

#### 各府省からの第 1 次回答

建築基準法の規制は、国民の生命を守るための最低限度の基準を定めたものであるため、規制の緩和についても、技術的な検討を行い、代替措置の安全性を十分に確かめる必要がある。要望の寄宿舎の階段基準の緩和については、安全性に関する技術的検証を進めようとしているところである。

具体的には、以下の調査実験を検討している。

- ①既存の住宅の階段寸法の実態がどの程度であるのか、住宅の規模はどの程度か、調査を実施。
- ②現状片側手すりを設置する必要があるところを両側手すりとし、さらにすべり止め等の安全措置を講じることで、階段基準を緩和できるかどうか、実験や現場調査を実施。

以上の技術的検証をもとに、一定の要件（規模や追加の安全措置等）を満たした階段においては寸法の基準を緩和できるよう告示の改正を検討している。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

階段基準緩和のための技術的検証は、ぜひ実施していただきたいが、今回の提案で求めているのは、寄宿舎のうち小規模である若者向けシェアハウスであるため、検証の際の条件としてその点を十分考慮した上で実施をお願いしたい。

また、避難弱者への配慮は当然必要なことではあるものの、安全措置の実施が所有者の過度な負担となり、ひいては空き家の活用促進という本提案の目的が阻害されることのないよう、御配慮をお願いしたい。

なお、ヒアリングでお示しいただいたとおり、技術的検証については、ぜひ年度内の着手をお願いしたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 寄宿舍の階段基準の緩和については、安全性に関する技術的検証を進めようとしており、告示の改正を検討しているとのことだが、所要の措置について、時期の目途をお示しいただきたい。
- 検討に当たっては、地方公共団体や事業者の意見を聴く機会を設けるべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

階段基準の合理化の検討にあつては、所有者の過度な負担とならないよう、関連する複数の団体や事業者へのヒアリング調査を行い、実情に沿った技術基準となるよう配慮する。なお、ヒアリング調査にあつては、貴団体にもご協力をお願いしたい。

また、同じ利用者による長期的な利用が見込まれる「住宅」と比べて、短い期間で利用者の入れ替わりが見込まれる「寄宿舍」においては、利用者の年齢のみでなく、利用者の入れ替わりの頻度なども踏まえ、慎重に基準の合理化を検討する必要があると考えられる。

なお、技術的検証においては、「①既存住宅の利用実態等に対する調査」、「②安全措置を検討するための階段の昇降実験」を予定しており、①については着手済である。また、告示改正は平成 29 年度に予定している。

## 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

### 6【国土交通省】

(1) 建築基準法(昭 25 法 201)

(i) 寄宿舍の階段基準については、住宅を寄宿舍に転用することを想定し、地方公共団体及び事業者の意見を踏まえ、一定の要件(規模、追加の安全措置等)を満たした場合に当該基準の合理化を図ることとし、平成 29 年度中に告示を改正する。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

60

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

防災拠点・避難所に非常用の合併処理浄化槽を設置する場合における建築基準法の規制緩和

提案団体

富山県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

防災拠点・避難所については、下水道処理区域であっても合併処理浄化槽を整備できるようにする

具体的な支障事例

災害時における防災拠点・避難所でのトイレの確保は、被災地の生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る上で重要な課題である。

新潟中越地震(2004年)や東日本大震災(2011年)といった過去の災害においても、下水処理場や管路に被害を受け、被災地におけるトイレの確保に苦慮したとの報告がある。本県においても、富山湾沿岸部を中心に、液状化しやすいとされており、こうした地域の広い範囲が下水道整備区域となっていることから、災害時の防災拠点・避難所において、下水道が使用できずにトイレの確保が困難となることが懸念されている。

そのため、現在、下水道整備区域では、こうした施設は基本的に下水道に接続されているが、万が一、下水管が破損した場合や終末処理施設に障害が発生した場合などに備え、長い下水管が不要で短時間で復旧できる合併処理浄化槽を整備(またはバックアップのために併設)することも手段の一つとして研究していく必要がある。

しかしながら、建築基準法第31条では下水道処理区域内において設置できるのは、公共下水道に連結された水洗トイレに限定されており、他の方法を用いることができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

防災拠点・避難所については、下水道処理区域であっても合併処理浄化槽を整備できるように規制緩和することで、施設の管理者が地域の状況に応じて災害に強いトイレを整備できるようになる。

根拠法令等

建築基準法 31条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

東金市、上越市、広島県

○建築基準法第31条では、下水道処理区域内において公共下水道に連結された水洗トイレの設置義務があるが、非常時に防災拠点・避難所では、代替機能として合併浄化槽等に切り替えができるなどの対策を講じることも必要であると考えます。下水道法第10条ただし書きを許可要件として、建築基準法第31条のただし書きを設けてもよいのではないかと考えます。

○下水道については、災害の発生場所、規模等によっては早期復旧、稼働が難しいことも想定される。地域の状況や防災計画などを考慮したうえで、下水道処理区域であっても災害拠点、避難所に合併処理浄化槽を設置することは有効な対策のひとつであると考えられるので、そうした選択も可能となるよう規制の緩和を望む。

#### 各府省からの第1次回答

国土交通省としても災害時における便所の確保は重要であると認識しており、マンホールトイレの設置を推進する等、災害時における便所の確保に向けた財政的・技術的支援を積極的に推進しているところ。

下水道施設には、地震によって下水の排除及び処理に支障をきたさないよう下水道法施行令第5条の8第5号において耐震基準が設けられており、平成28年熊本地震においても、排水管の破断や閉塞により流下機能が失われた箇所が10箇所あったものの、仮配管等による応急対応で速やかに流下機能を確保したため、下水道施設の被災が原因で便所が使用できないという事例は発生していない。

元来下水道は自然流下を基本としているため、災害等による停電時においても流下機能は確保されるという構造上の利点を有しており、市街地における公衆衛生の確保ができる。

なお、災害時には、建築基準法第85条の規定により同法第31条が適用除外となり、既存の小学校を防災拠点・避難所として活用する場合であっても、同法第85条が適用されないわけではなく、災害時に公共下水道に接続しない合併処理浄化槽を使用することは可能である。

これらを踏まえた上でもなお、災害時における便所の機能確保を目的として合併処理浄化槽の設置の必要性がある場合は、別途相談に応じる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

合併処理浄化槽は、強化プラスチックで頑丈に出来ているうえ、プロア以外の機械類も少ないことから、災害による被害を受けた場合であっても、必要に応じて個別に修理等の対応をとることにより、下水道よりも早期に復旧が可能であるとされている。このことから当県では、被災者が集まる防災拠点・避難所において、下水道処理区域内であっても、災害時のみ合併処理浄化槽を設置するのではなく、平常時から公共下水道に接続しない合併処理浄化槽を整備することにより、災害時における早期の便所の確保や下水道と同等の汚水処理が実施できるという観点から提案したところである。

便所は、住民の日常生活に欠くことのできないものであることから、災害時においてもその機能を発揮できるように耐震性を確保するとともに、代替性の確保を進める必要がある。

こうした観点から、引き続き、本提案について検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

防災拠点・避難所における合併処理浄化槽の設置に係る建築基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例による補正を許容すべきである。

##### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 下水道の耐震化は順次進めており、二重投資を回避する中でリスク対策を考えるべきとのことだが、投資コストや防災対策等を総合的に勘案して、具体的にどのような対策を考えるかは、地域の実情を踏まえ首長が判断すべきことであり、災害拠点等についてピンポイント的に、危険分散の観点から合併処理浄化槽を設置することも可能としてよいのではないかと。

○ 下水道の耐震化を完了するには時間がかかることから、リスク回避という意味で、合併処理浄化槽の設置を可能としてよいのではないかと。

#### 各府省からの第2次回答

提案募集検討専門部会にて頂いたご指摘を踏まえ、処理区域内における平常時からの使用を前提とした合併処理浄化槽の設置の必要性について、提案団体及び追加共同提案団体(提案団体等が県の場合はその管内市町村を含む)に対して、内閣府地方分権改革推進室と合同で調査したところ、ニーズは一件もなかった。

下水道施設の耐震化の状況については、避難所と処理場を結ぶ幹線など重要な下水管渠の約5割、下水処理場の約4割で耐震化が完了している。また、耐震化未了の施設についても発災後速やかに下水道の機能を確保するため、災害時の応急復旧計画を定めた下水道BCP(業務継続計画)の策定を推進している(平成27年度末:約9割、平成28年度末:全ての地方公共団体にて策定予定)。平成28年熊本地震(以下「熊本地震」という。)において流下機能が失われた箇所についても、被災した地方公共団体が策定した下水道BCPに基づき速やかに流下機能が確保されたため、下水道施設の被災が原因で便所が使用できないという事例は発生していない。また、過去の大規模地震(阪神淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災及び熊本地震)において被災した地方公共団体(159団体)のうち、下水道施設の被災が原因で便所が使用できなかった避難所のある地方公共団体は、東日本大震災で被災した8団体のみであった。そのうち7団体は下水道BCPが未策定であり、残る1団体は津波に対応した下水道BCPではなかった。

したがって、下水道は耐震化未了の施設についても下水道BCPによる早期復旧が可能であり、下水道の復旧が合併処理浄化槽よりも遅いとのこと指摘は当たらない。

また、熊本地震で被害の大きかった益城町においては、指定避難所や避難所として利用された19箇所の施設のうち、下水道施設の破損が原因で便所が使用できなかった避難所はない。

なお、リスク回避的に合併処理浄化槽を設置することについて、平時は下水道に排水するのであれば現行制度上可能である。(一次回答のとおり、災害時においては、建築基準法第85条の規定により同法第31条が適用除外となり、既存の小学校を防災拠点・避難所として活用する場合であっても、同法第85条が適用されないわけではなく、災害時に公共下水道に接続しない合併処理浄化槽を使用することは可能である。)

## 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

### 6【国土交通省】

(1) 建築基準法(昭25法201)

(ii) 処理区域(下水道法(昭33法79)2条1項8号)内の便所(31条)については、災害時においては、建築設備についても応急仮設建築物に対する制限の緩和(85条)の規定が適用されることから、合併処理浄化槽に連結した便所とすることが可能であること等を、地方公共団体に平成28年度中に通知する。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

61

提案区分

A 権限移譲

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲

提案団体

富山県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、各地方運輸局及び地方整備局から都道府県へ権限の移譲

具体的な支障事例

地方運輸局及び地方整備局の所管事務に係る外国人技能実習生共同受入事業を主目的とした組合設立等が今後、想定されている。当該事業は、2以上の都道府県の区域にわたる事業の実施が多いことから、その認可等の事務は現在、地方運輸局及び地方整備局が行っており、事務手続きに多くの日数を要している。

一方、中小企業等協同組合法等に基づく厚生労働省の所管事務(地方厚生局所管業務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可・定款変更の認可等を行えることになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道府県に移譲が行われる予定である。

こうした状況を鑑み、同法等に基づく地方運輸局及び地方整備局所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、今後権限移譲予定の農林水産省所管の組合等に係る事務・権限と併せて、統一かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行えることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。

また、組合に対する統一かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。

根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第32条  
中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

## 各府省からの第1次回答

これまで二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合に係る事務については、一元的な事務を行う観点から国土交通省の地方機関である地方運輸局・整備局にて行っていたところ、本提案事項の通り二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合に係る事務について都道府県へ権限を委譲した場合は、許認可や処分等の事務に関して各都道府県においても事務負担等の支障が起これらめよう留意すべく、制度設計に当たっては関係機関の十分な調整が必要である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等において、組合員の業種が複数省庁の所管にわたる場合は、関係省庁がそれぞれ管理・指導の権限を有するため、認可等に多くの日数を要しているが、権限移譲により、事務手続きの日数短縮や負担軽減のほか、組合等に対する統一かつ迅速なサービスを提供でき、県民サービスの向上を図ることができる。

また、権限移譲による事業協同組合等の受入体制については、厚生労働省所管の組合は既に権限移譲済みであることや農林水産省所管の組合は、今後権限の移譲が予定されていることから、現体制で十分受入れ可能である。

提案の早期実現に向け、調整スケジュールを示されたうえで、調整を進めていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲すべきである。

## 各府省からの第2次回答

自治体側の受入れ体制に関しては、二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等に関する権限に基づく事務を一の都道府県が行うことについて、例えば各都道府県においても当該都道府県以外の都道府県との連絡体制の構築が図られているなど、富山県以外の都道府県についても受入の認否も含め特段支障がないことを明らかにしていただく必要があると考える。

## 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

### 4【国土交通省】

(1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)

事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方運輸局又は地方整備局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、関係する都道府県が連携する仕組みを整備することにより実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、都道府県に移譲することについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

65

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

道路運送法上の申請事案に係る手続の簡素化

提案団体

中津川市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

コミュニティバス運行に関する道路運送法上の申請に対して、市町村が委託する事業者等に限り手続の簡素化を求める。

具体的な支障事例

当市では、平成 27 年 10 月から本市付知地区について NPO 法人に委託し、コミュニティバスの運行をしている。  
事業の許可にあたっては、標準処理期間内で認可されたが、当市や事業者等で構成する地域公共交通会議等で協議の整えた事項のほか、運行の適正については、地域公共交通会議の判断で担保が可能である。そこで、市町村が委託する事業者等に限っては認可申請に当たり、地域公共交通会議等市町村において、判断が十分である事項の審査手続を省略するなど、より処理期間の短縮を図りたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公共交通会議での協議資料と、陸運支局への許可申請資料は、その多くが重複しており、また、公共交通会議へは陸運支局からも出席がある。  
公共交通会議において協議が整った事項に対する資料が省略されるなどの手続の簡素化により、処理期間が短縮され、前倒しの運行開始が可能となるなど住民要望への対応のスピードアップが見込まれる。

根拠法令等

道路運送法  
施行規則9条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

松本市、大村市

○コミュニティバスを運行していたにもかかわらず、平成 24 年 10 月に国の手続きの煩雑さを理由にコミュニティバス運行のプロポーザル参加を取りやめた事業者がいた。  
○コミュニティバスの運行に係る手続きが簡略化され、処理期間が短縮されることについては、その必要性を感じている。  
○平成 28 年 10 月にデマンドタクシーを実証運行から本格運行へ移行するため、6月に地域公共交通会議を開始し、9月までに道路運送法第4条許可を取得するよう事業者(タクシー会社)に依頼しているところである。申請

は事業者から行い、また、事業者はその申請の経験がないため事例と同様な状況が確認できないところである。制度改正により簡素化、期間短縮が図られるならば地域公共交通会議の実施も有意義なものとする。○本市においても、交通空白地域や交通弱者対策として、乗合タクシー等の導入を検討しており、今後同様のことが想定される。

#### 各府省からの第1次回答

コミュニティバスの運送事業の申請に対する標準処理期間について、通常は3ヶ月としている。これは、事業許可に当たって、事業計画が輸送の安全を確保するための適切なものであること、事業の遂行上適切な計画を有するものであること、事業を自らの確に遂行するに足る能力を有するものであることを審査する必要がある、これらの確認等に要する期間を踏まえて設定していることによるものである。

一方で、地域公共交通会議で協議が調った事案については、審査内容の一部を同会議において確認できることから、標準処理期間を概ね2ヶ月と設定する等、既に迅速な処理に努めているところである。

なお、運輸支局等に提出する許可申請書類に重複がある部分に関しては省略が可能となるよう検討してまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

輸送の安全確保等の審査に十分な時間を要することは理解できるが、医療機関への受診や買い物の利便性など日常生活に直結する住民要望への対応のスピードアップが見込まれるため、処理期間の短縮に繋がるよう、引き続き検討していただきたい。

公共交通会議での協議資料と、陸運支局への許可申請資料は、その多くが重複しており、また、公共交通会議へは陸運支局からも出席がある。このことから、運輸支局等に提出する許可申請書類に重複がある部分に関しては省略が可能となるよう検討していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

地域公共交通会議で協議が調った事案については、提出書類を省略することが可能か否か、また省略が可能な場合にどの書類を省略することが可能となるかは個別の事案に応じて判断する必要があるが、運輸支局等に提出する許可申請書類に重複がある部分に関し省略が可能と考えられるものを具体的に検討してまいりたい。

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

##### 6【国土交通省】

##### (2)道路運送法(昭26法183)

一般乗合旅客自動車運送事業の許可の申請等については、地域公共交通会議での協議書類と運輸支局等に提出する申請書類に重複がある部分に関し、省略が可能と考えられるものを具体的に検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

71

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

工業用水道事業における雑用水の供給に関する規制緩和

提案団体

静岡県

制度の所管・関係府省

経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

工業用水道事業において雑用水を供給する際の、河川法に基づく流水占有許可申請に係る雑用水の供給量について、柔軟な運用とする措置を求める

具体的な支障事例

工業用水道事業者による雑用水の供給については、平成 26 年の経済産業省通知により、地域振興への貢献、投資効率の向上等の趣旨に適う供給対象に限り給水能力の 10%以下の供給については、国への届出が不要とされている。

一方で、工業用水道の取水にかかる水利権許可において、昭和 58 年の通産省と建設省の覚書により、雑用水は工業用水とは明確に区分して水量を申請することとされており、この許可水量が雑用水供給の実質的な上限となっている

(「特に試験的な措置として供給が行われる場合」として、日量 600 m<sup>3</sup>未満の雑用水の供給等は工業用水と区分して申請する必要がないとされている。)

近年、工業用水の需要が漸減している中で、工業用水事業の健全な維持管理を図る上で、工業用途以外の都市活動、経済活動への雑用水の供給を可能とすることが有効であるにもかかわらず、給水能力の 10%を下回る雑用水の供給を行おうとする場合であっても、水利権の許可水量の制限により、雑用水利用の新規の申込に即応することができず、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できていない。(水利権の変更手続きには平均1年以上を要する場合が大半である。)

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

水利権の更新を行うまでの間、給水能力の 10%以下の雑用水を柔軟に供給可能とすることができるように運用の改善がされることにより、製造業以外の事業所への水需要にも即応できることになり、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できる。

根拠法令等

- ①工業用水の一部を工業用以外の用途の水に転用する場合の水利処分の取扱いについて(昭和 58 年2月 16 日付建設省河川局水政課長補佐事務連絡)
- ②通商産業省立地公害局工業用水課長補佐・建設省河川局水政課長補佐覚書(昭和 58 年2月 16 日付け)
- ③河川法施行規則第 11 条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例 (主なもの)

滋賀県、徳島県

## 各府省からの第1次回答

## 【国土交通省回答】

・河川法第23条に基づく流水の占有は、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」(下記①)とされている。

・河川の流水は公共の資産であり、水利使用を許可できる流水の量には限度があることから、河川の流水の有効かつ適正な利用の確保と、利水者間の水利秩序の維持のため、その占有に当たっては、水利目的に応じて必要な量を限度に河川管理者の許可を受けることを必要としている。

・よって、工業用水の需要が漸減しており、これを雑用水として転用したいのであれば、工業用水道事業者が減量の申請を行い、かつ、雑用水を必要とする者による新たな水利使用を申請する必要がある。

以上から、ある特定目的の達成に当たって不要となった流水を他の目的に転用する場合に、新たな水利使用の申請をすることなく引き続き占有することを認めることは、望ましい水利秩序を乱すおそれがあるため、本提案については応じられない。

・本件については、平成26年度において、熊本県から「工業用水の用途拡大に関する規制緩和」(424番)として同内容の提案がされており、上記と同趣旨の回答を行ったところである。

・なお、水利使用の許可を受けた工業用水の一部を雑用水に転用しようとする事例が見受けられたことから、国土交通省(当時建設省)と経済産業省(当時通商産業省)との調整の結果、下記②・③により、雑用水としての供給が、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として、工業用水の減量等の申請と雑用水に係る水利使用の申請とを一括して行うことにより可能としている。この際、③の覚書により、特に試験的な措置として、雑用水としての供給量が、日量600立方メートル未満の場合又は日量1,200立方メートル未満であって雑用水の供給先が複数でない場合については、この申請も不要としているところである。

## 【経済産業省回答】

・平成26年経済産業省通達の趣旨は、書類提出等の手続きが必要な場合を明確化し、当省として雑用水供給の実態を把握することである。

・通達の中で供給能力の10%の範囲内で雑用水を提供する場合については工業用水道事業者からの書類提出等の手続きを不要としたが、通達の際の事務連絡で、水源が河川の場合は、河川法上の取扱いは下記②に基づくことに変更がないことを確認している。

<根拠文書等>

①東京三田用水慣行水利権等確認請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決(最高裁S37)

②昭和58年2月16日付「工業用水の一部を工業用以外の用途に転用する場合の水利処分の取扱いについて」建設省河川局水政課長補佐事務連絡

③昭和58年2月16日付通商産業省立地公害局工業用水課長補佐・建設省河川局水政課長補佐覚書

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ある特定目的の達成に当たって不要となった流水を他の目的に転用する場合に、新たな水利使用の申請をすることなく引き続き占有することを認めることは、望ましい水利秩序を乱すおそれがあるため、とあるが、新たに雑用水利用の必要が生じた場合に、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として、現状においても特に試験的な措置として、雑用水としての供給量が、日量600立方メートル未満の場合又は日量1,200立方メートル未満であって雑用水の供給先が複数でない場合については、水利使用の申請を不要としているところであり、この基準を見直すことが直ちに望ましい水利秩序を乱すおそれがあるとまではいえない。

この点につき、「600立方メートル未満」又は「1,200立方メートル未満」を申請不要とした根拠を御教示願いたい。

また、水利使用の更新許可申請の際に、新規需要見込みの積算等に係る審査に手間や時間がかかり、手続きに平均1年以上を要する場合が大半であることから、雑用水利用の申込に即応できず、給水契約締結の機会を逃している実態があることに対する有効な解決策が提示されていない。

このことは、工業用水道事業者の経営上の問題だけでなく、我が国の産業を支える重要な社会インフラである工業用水道が有効に活用されないことによる社会経済上の損失であり、地域の発展にとってもマイナスである。

工業用水道事業者が、受水希望者の要望に応じて、工業用途以外の都市活動・経済活動等への供給を適切

に行うことができるよう、所要の規制緩和を求める。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

##### 【国土交通省回答】

一次回答で示したとおり、河川法第23条に基づく流水の占有は、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」とされている。水利使用の許可に当たっては、社会全体からみても妥当性や公益性、また取水予定量が河川の流況等に照らして安定的に取水可能であることを確認する必要がある。

工業用水の一部を他用途に転用する場合に、転用後も河川の流水を適切に管理するために、申請内容から乖離した不適切な取水実態となっていないかを確認し、必要に応じて是正する必要があることなどから、許可の申請を求めている。

覚書では、工業用水の一部を雑用水として供給する際、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として行われる場合に、一定量未達の水利使用の申請を不要としているが、これはあくまで「特に試験的な措置」に限ったものである。つまり、水利使用者側の供給先において、雑用水として機能するのかを確認する必要があるための先行的・試験的措置として河川管理者に許可を求めず取水可能としている範囲を示しているにすぎない。試験期間終了後に、水利使用者側で本格的に雑用水として水利使用する場合は、当然のことながら許可申請を行う必要がある。

なお、試験的措置として水利使用の申請を不要としている日量1,200立方メートル未満等は、都道府県知事が流水の占有の許可を行っている河川（一級河川の指定区間及び二級河川）において、広域的な水利用の調整を図る観点から国土交通大臣の許可又は協議に係らしめている取水量（日量2,500立方メートル以上）にも満たない取水量である。当該取水量未満の試験的転用が、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として行われる期間であれば、河川管理に大きな影響を及ぼすものではないと判断し、許可を不要としたものであり、この考え方は現状においても変わるものではない。

水利権の許可の変更・更新時においては、許可期間における申請者の水需要の動向等を踏まえて迅速な審査に努めているところであり、明確な根拠等が示されさえすれば、新規の申請よりも短い期間で許可をすることが一般的である。

また、変更の許可の際には、河川法施行規則第40条第2項で「変更の許可…の申請にあつては、添付図書のうちその変更に関する事項を記載したものを添付すれば足りる」と定めており、許可申請者の添付図書の簡略化を措置している。

##### 【経済産業省回答】

この度の提案団体からの見解については、本省としては一次回答で示したとおりである。

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

80

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

都市公園における設置可能な施設に関する規制緩和

提案団体

釧路市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市公園法第2条第2項に定める都市公園に設けられる施設に児童福祉法に定める児童館の追加を求める

具体的な支障事例

## 【制度改正の経緯】

地方都市では、人口の減少、少子高齢化の進行への対策が課題となっており、釧路市においても平成27年2月には少子化問題に対応すべく、「釧路市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、同年9月には「釧路市公共施設等総合管理計画」を策定し、今後予想される人口減少に対応した持続可能なまちづくりに取り組んでいる。

## 【具体的支障事例】

2つの地区会館と児童センターを統合した複合施設の建設を予定している地区には、建設に適した市有地がなく、街区公園内が建設候補地となっている。しかし、公園内に設置が認められる施設には地区会館の主な用途である集会所の規定はあるが、児童福祉法に定められている児童館や複合施設については定められてはいない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

## 【制度改正の必要性と効果】

地域のコミュニティ活動の拠点と、子どもたちが放課後に安全に過ごすことのできる複合施設の公園内への設置は、幼児から高齢者まで幅広い世代が交流する地域コミュニティの中心を担う施設という都市公園の新たな活用のモデルとなり、子どもと子育て世代が暮らしやすい生活環境の充実や、高齢化、加入率の低下が課題となっている町内会活動にも新たな活動促進の手助けとなる。

また、施設の集約化・複合化により、今後70年間の総額で、ライフサイクルコスト試算では約3億7千万円、管理運営費用では約5,600万円の縮減が可能と見込まれる。

なお、市民一人当たりの公園面積は今年度新規2公園19,400㎡の整備により、23.79㎡と十分に確保される見込みである。

根拠法令等

都市公園法第2条第2項

都市公園法施行令第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、倉敷市

○公共施設等総合管理計画を策定し、公共資産の保有量の縮減に向けて調整を進める段階に来ている。  
公共施設の集約化・複合化を進め、機能集約した公共施設を設置する場合に、新たな用地取得を行うのではなく、街区公園などの用途変更を行って、施設敷地として活用したい。元来、住宅地域に設置されている公園は、福祉関連施設、コミュニティ活動関連施設などの設置場所として、適しており、活動促進に有効だけでなく、市財政負担の軽減にも寄与すると考えられる。

○都市公園内に、公園施設以外の建築物を設置すると、都市公園としてのオープンスペースが失われ、オープンスペースがあることによって発揮される都市公園の効用が発揮されない恐れがある。

一方、地域において児童に健全な遊びを与えることにより、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的し、不特定多数の児童が利用可能な施設であれば、都市公園の効用を全うする施設と考えられる。

オープンスペースとしての効用は、都市公園法第4条に定める、建ぺい率の基準により担保されることを斟酌すれば、上記施設を都市公園法第2条第2項に定める公園施設とすることの検討は妥当と考えられる。

#### 各府省からの第1次回答

児童館については、都市公園法施行令第5条第5項第1号の「体験学習施設」や同条第8項の「集会所」として設置することが可能であり、実際に、複数の都市公園内に設置されている。

また、複合施設についても、当該施設を構成する各施設が公園施設に該当するものであれば設置可能である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

・現行法及び政令から児童館を設置可能と判断する事は困難である。

・全国で都市公園内に児童館を設置している事例が存在することからも、既成事実として児童館は都市公園の効用をまっとうする施設として認められている。

・地方創生が課題となっている地方都市において、都市公園の機能を活かした個性豊かなまちづくりを実現するためにも実情に合わせ、解釈としての許可ではなく、設置可能施設として「児童館」及び「複合施設」の明記を求める。

・また、公園内に設置可能な施設を明記することは、国が進めている「コンパクトなまちづくり」においても、公共施設の再配置や集約を検討するうえで有効であり、施策の推進が図られる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

都市公園における設置可能な施設については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

##### 【全国市長会】

事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 施行令第5条5項の教養施設には社会教育関連施設が主に記載されており、この規定によって児童館を設置することは不可能と地方公共団体から受け取られても仕方がない。

児童館の設置も認められるのであれば、それも政令に明記すべきではないか。

○ 本提案は都市公園に対する地域のニーズの高さを示すものであり、児童館や地縁団体の会館施設を公園に設置できる施設として個別に政令に記載することで、都市公園が果たす役割(コンパクトシティの推進等)を前向きにアピール出来るのではないか。

○ そもそも、地方公共団体の設置に係る都市公園については、「都市公園の効用を全うする施設」(法2条2項9号・施行令第5条8項)を当該地方公共団体が条例で定められることとしてもよいのではないか(「都市公園の効

用を全うする」かの判断は地方公共団体が行う)。

## 各府省からの第2次回答

設置しようとする施設が公園施設に該当するか否かについては、公園管理者が、当該施設の機能や利用形態を当該都市公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断するものであり、現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能となっている。

児童館については、提案団体からの見解においてご指摘いただいているとおり、都市公園の効用を全うする施設であると公園管理者が判断し、都市公園法施行令第5条第5項第1号の「体験学習施設」や同条第8項の「集会所」として設置されている事例が多数存在する。

また、公園管理者が、公園施設として児童館を明確に位置付けたい場合には、都市公園法施行令第5条第2項第2号、同条第3項第2号、同条第4項第2号、同条第5項第2号の規定に基づき、地方公共団体が条例により当該児童館の性格に応じて「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」に児童館を追加することも可能である。条例による公園施設の追加については、地方公共団体が地域のニーズに速やかに対応できるよう、地方分権改革推進会議の指摘を受けて措置したものであり、是非ご活用いただきたい。

上記のとおり、児童館を公園施設として都市公園内に設置することは、現行制度において想定されており、実際に事例も多数存在するところであるが、地方公共団体に通知によりその旨周知を図ってまいりたい。

## 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

### 6【国土交通省】

#### (6)都市公園法(昭 31 法 79)

(i)都市公園内の公園施設については、児童館及び地縁団体の会館施設が設置可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成 28 年度中に通知する。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

278

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

都市公園内への町会自治会等地縁団体の会館設置に対する規制緩和

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市公園法施行令第5条第8項の「法第2条第2項第9号の政令で定める施設」の中に、地縁団体の会館施設を加えるよう、同施行令の改正を求める。

具体的な支障事例

## 【提案の背景】

地域のコミュニティの醸成、防災機能、文化継承機能等地縁団体の果たす役割は大きい。しかしながら、地縁団体の活動拠点となる会館施設を設けるための用地の確保が困難となっている。会館を所有していない地縁団体は、会議や打ち合わせができる場所(会館)がないことから、子どもと高齢者とのふれあいイベント、災害対応などの市民への意識啓発、近隣住民への文化の伝承等、地縁団体活動の活性化に支障をきたしている。

## 【支障事例】

本市内の地縁団体である町会自治会の中には、地域内や近隣に用地を確保できず会館を持っていない団体も数多くあり(572 団体のうち 130 団体が所有していない)、近隣の都市公園内を会館用地として活用させてほしいとの要望も受けている。八王子市内の都市公園面積は十分に確保されており(平成 27 年4月1日現在、八王子市の1人当たりの都市公園面積は 11.74 m<sup>2</sup>)、また、会館を設置するとしても必要最小限の規模が想定され、都市公園法の第4条に定める「公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計が当該都市公園の敷地面積に対する割合は 100 分の2以内」の規定の範囲にとどまると見込まれる。都市公園の重要な目的であるオープンスペースの確保が十分達成されているにも関わらず、都市公園法施行令第5条第8項の規定の中に「地縁団体の会館」との記載がないことから公園内に建設することができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域コミュニティの核である、地縁団体の加入率は、平成 16 年度 67.7%であったものが、平成 27 年度には 60.1%まで下がり、年々活動が縮小してきている。公園内への設置が可能となることにより、地縁団体の活動拠点の確保が容易になり、地域コミュニティの醸成につながることに加え、災害時の避難所の確保など、都市が抱える課題である防災機能の強化にも資するものである。

根拠法令等

都市公園法第2条  
都市公園法施行令第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

○【現状・課題】自治会館を所有している自治会が、会館の構造の問題や地権者の相続の問題等を理由に現施設の移設を検討する必要があることがあり、その移設先となる土地がない現状がある。

【制度改正の必要性等】制度改正により都市公園内への自治会館設置に対する規制緩和が実現すれば、都市公園が上記のような問題を抱えている自治会の自治会館移設先の候補地とすることができ、地域コミュニティの醸成に寄与できるものと考えますが、公園管理者との協議が必要である。

○本市においても、同様の要望・相談は自治会から上がることがあり、柔軟な対応が可能であれば、自治会館の建設に資するものと考えられる。

#### 各府省からの第1次回答

地縁団体の会館施設については、都市公園法施行令第5条第8項に規定する「集会所」として設置することが可能であり、実際に、複数の都市公園内に設置されている。

なお、特定の団体以外全く利用できない施設など、都市公園が一般公衆の自由な利用に供することを目的とする公共施設であることに鑑み、公園施設として設置することが不相当である場合も考えられるため、いくつかの地方公共団体においては、地縁団体の会館施設の設置に関する許可基準や取扱要綱を定め、当該施設が都市公園の効用に資する施設として適切であるかについての明確な基準を示した上で、設置の可否を判断しており、参考にされたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行法令上の規定で地縁団体の会館施設を設置可能であるとのことであるが、一般に地縁団体の構成員が占有する会館を、広く市民の利用に供することが前提となる「集会所」として設置することが可能であると解釈することは困難であり、政令を改正し地縁団体の会館を設置可能である旨明記するか、少なくとも技術的助言によりその旨を明確化することが必要であると考えます。

また、公園施設として設置することが不相当である場合も考えられるとのことであるが、共助社会づくりを目指す中で、地縁団体は地域コミュニティの中核的な存在であり、公益的な活動を担っている実態に鑑み、規制緩和を求めるものである。複数の自治体において都市公園内に地縁団体の会館が設置されているという実態を鑑みると、その基準について各自治体の許可基準や取扱要綱に委ねるのではなく、法を所管する国土交通省において明確な基準を定めるべきであると考えます。

なお、都市公園内への施設設置が明確に可能となれば、市街地に必要な施設を設置する公共用地がない場合でも、都市公園内への施設設置によりコンパクトシティの推進が図られる等、本提案は国土交通省が推進する施策と方向性が一致するものであり、施策の推進に貢献するものであると考えている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

都市公園における設置可能な施設については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

##### 【全国市長会】

事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 地縁団体の会館施設については、「集会所」では読みにくいことから、施行令第5条第8項に明記すべきではないか。

○ 本提案は都市公園に対する地域のニーズの高さを示すものであり、児童館や地縁団体の会館施設を公園に設置できる施設として個別に政令に記載することで、都市公園が果たす役割(コンパクトシティの推進等)を前向きにアピール出来るのではないか。

○ そもそも、地方公共団体の設置に係る都市公園については、「都市公園の効用を全うする施設」(法2条2項9号・施行令5条8項)を当該地方公共団体が条例で定められることとしてもよいのではないか(「都市公園の効用を全うする」かの判断は地方公共団体が行う)。

#### 各府省からの第2次回答

設置しようとする施設が公園施設に該当するか否かについては、公園管理者が、当該施設の機能や利用形態を当該都市公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断するものであり、現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能となっている。

都市公園法施行令第5条第8項の「集会所」については、必ずしも常時公衆の利用に開放されているものに限られるわけではなく、地縁団体の会館が「集会所」に該当する余地は十分にあり、実際に、多数の設置事例が存在するところであるが、地方公共団体に通知によりその旨周知を図ってまいりたい。

一方で、特定の団体が占有する排他独占的な施設については、都市公園が一般公衆の自由な利用に供することを目的とする公共施設であることに鑑みれば、当該施設が都市公園の効用を全うするものであるとは言い難く、公園施設としての設置は困難であると考えられる。

このような施設の設置が都市公園としての利用よりも公益上重要であると判断される場合には、当該都市公園の一部を廃止し、当該施設を設置することは可能である。なお、都市機能の集約化の推進等に応じた都市公園の廃止に係る考え方は、平成28年8月3日付けの通知(太陽電池発電施設の都市公園占用の取扱い及び都市公園の保存規定の取扱いについて)においてお示した通りであり、参考にされたい。

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

##### 6【国土交通省】

(6)都市公園法(昭31法79)

(i)都市公園内の公園施設については、児童館及び地縁団体の会館施設が設置可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成28年度中に通知する。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

83

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

空家等に対する応急安全措置

提案団体

愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

防災・安全上、緊急を要するものについては、二次被害の拡大等を防止するためにも、助言・指導、勧告、命令の所定の手続を経ることなく、迅速に必要な最小限度の応急安全措置をできるようにすること。

具体的な支障事例

台風等の強風の影響により、空家の屋根瓦が周辺に今にも飛散しそうな状態となっている場合、再度強風等を受けたときには通行人や地域住民等に被害をもたらすおそれがあるため緊急的な対応が求められるものの、空家法にて措置を行う場合は、助言又は指導、勧告、命令の所定の手続を順に経る必要があり、これらの手続きに一定の時間を要することから被害を拡大させるおそれがある。

また、例えば建築基準法第10条第3項に規定する著しく保安上危険な状態にあるとして緊急的な是正命令を行おうとするとき、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁はその者の負担においてその措置を自ら行うことが可能であるが、管理不十分な空家等については適切な相続登記がなされていないなど法定相続人が多数に渡る場合もある。建築基準法では空家法に規定される固定資産税の課税台帳の情報利用や、電気・ガス等の供給事業者に対する情報利用が明記されていないので、所有者等を確知できないことを確認するために、更なる時間を要することが考えられる。

以上から、より迅速に所有者等の確知(又は確知できないことの確認)を行うことができる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めるもの。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

緊急時に迅速な対応が可能となるため、二次被害の発生抑制につながり、安全が確保される。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

日高市、練馬区、徳島県、大村市、延岡市

○ 提案団体とほぼ同じ理由により、より迅速に所有者等の確知(又は確知できないことの確認)を行うことがで

きる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めます。

○ 本市については、今年度現地調査を行い、来年度、空家等対策計画を策定する予定であるが、すでに空き家の相談を受けており所有者に空き家放置による危険性を促しているが、「相続が終わっていない」「お金がない」などの回答に尽きてしまう。空家対策特別措置法はありがたい施策であるが、助言又は指導、勧告を経ると時間を要してしまい対応に遅れが生じる恐れもある。防災及び安全上、緊急を要する特定空家等については、上記の段階を踏まずに命令が行えるよう改正願いたい。

○ 倒壊等が危惧される空き家として、市内に 100 軒以上を把握しており、強風等が発生した場合に通りがかった市民や近隣の住民及び家屋に危害を加える恐れがある。本市においても、緊急安全措置の必要性がでてくる可能性が十分にあることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正が必要と考えた。

#### 各府省からの第 1 次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)に定める「特定空家等」として、空家法の規定を適用する場合は、空家法第 14 条に基づく助言又は指導、勧告、命令の手続きを、順を経て行う必要がある。緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、空家法により対応しようとするのであれば同様である。これは、「特定空家等」の定義が「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのあると認められる空家等をいう」とされるなど、将来の蓋然性を考慮した判断内容を含み、かつ、その判断に裁量の余地がある一方で、その措置については財産権の制約を伴う行為が含まれることから、当該「特定空家等」の所有者等に対し、助言・指導といった働きかけによる行政指導の段階を経て、不利益処分である命令へと移行することにより、慎重な手続きを踏む趣旨である。

なお、台風・大雨等の緊急事態において空家等に一時的な応急措置を施すことができることを定めている条例については、空家法に抵触しない限度で有効であることから、御指摘の緊急を要する場合の措置を条例で定めることは可能である。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご指摘のとおり、空家法に規定する「特定空家等」に対する措置については、『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)』において、不利益処分である命令に至るまでには慎重な手続きを踏む趣旨として定められており、法と趣旨・目的が同様の各市町における空家等の適正管理に関する条例において、適切な管理が行われていない空家等に対する措置として、助言又は指導、勧告、命令の三段階ではなく、例えば助言又は指導、勧告を前置せずに命令を行うことを規定する場合、上記のように慎重な手続きを踏むこととした法の趣旨に反することになるため、当該条例の命令に関する規定は無効になると解される、と示されている。

一方、これに抵触しない限度で有効な応急措置については、条例にて定めた場合有効であるとのご見解であるが、所定の手続きを経て実施する措置(最終的には行政代執行)によらず、この応急措置として認められる範囲について、どの程度の措置までなら空家法に抵触しないか等、通知やガイドライン等で明確にされたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

#### 各府省からの第 2 次回答

第 1 次回答でお示しているとおり、「特定空家等」として空家法の規定を適用する場合は、空家法第 14 条に基づく助言又は指導、勧告、命令の手続きを、順を経て行う必要があり、緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、空家法により対応しようとするのであれば同様である。しかし、台風・大雨等の緊急事態において空家等に一時的な応急措置を施すことができることを定めている条例については、空家法に抵触しない限度で有効であることから、御指摘の緊急を要する場合の措置を条例で定めることは可能である。

なお、空家法に抵触しない応急措置の範囲をお示しすることは困難であるが、すでに緊急時の対応について

条例で定めている実例を紹介していくなどの情報共有を適時行っていく。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

**6【国土交通省】**

(18)空家等対策の推進に関する特別措置法(平 26 法 127)

( i )台風、大雨等の緊急時における空家等に対する応急措置については、緊急時の対応について条例に基づき対処している事例の調査を行い、地方公共団体に平成 29 年中に情報提供を行う。

(関係府省:総務省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

93

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

砂利採取計画の変更届出に係る規定の省令への追加

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

砂利採取計画の軽微な変更については届出で足りるよう、届出に係る規定の省令への追加を求める。

具体的な支障事例

砂利採取法において、採取計画の軽微な変更については省令の定めるところにより、変更認可によらず、届出で足りることとされているが、届出に係る規定が省令に定められていないことから、採取計画の変更については変更認可により対応している。一方で、採石法にも同様の規定があるが、採石法施行規則には軽微な変更についての規定が置かれているため、届出で足りることになっている。

本県において、「軽微な変更」に該当しうると考えている事例としては、砂利採取後の埋戻し土砂の変更があり、例年 10 件程度の実績がある。

当該事務については、行政としては概ね処理日数2日×10 件で年間 20 日程度の負担がかかっており、事業者としても認可書類の作成に事務負担がかかっている状況である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

変更届出に係る規定が省令に追加されることにより、軽微な変更については、認可を得ることなく、届出で足りることとなれば、行政及び事業者の事務負担の大幅な軽減が図れるとともに、処理期間の短縮化が見込まれる。

根拠法令等

砂利採取法第 20 条第 1 項但し書き及び第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、茨城県、新潟市、静岡県、宮崎県

○変更認可申請にあたっては、事業者に対して県手数料条例に基づき1件につき 17,000 円の手数料が発生することからも、変更届で可能な軽微な変更について、省令で明確な基準を定めることが望ましい。

○本県も業務主任者の変更等の直接災害の発生に繋がる可能性がないものについても、変更認可を行っている現状である。そのため、事業者に対して、事務負担に加え、金銭的負担がかかっている状況である。

各府省からの第 1 次回答

ご提案の内容を踏まえ、今後具体的にどういった変更が「軽微な変更」としても問題のないものに該当するのかについて、砂利採取法の目的にも照らしつつ、検討してまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

砂利採取法第20条第2項では省令で定める「軽微な変更」をしようとするときは、都道府県知事等に届け出なければならないこととされているが、現在、省令に「軽微な変更」について規定されていないことから、「軽微な変更」として取り扱うためには、省令改正等が必要と考えている。

そのため、どういった変更が「軽微な変更」に該当するのか検討いただくとともに、必要な省令改正等の措置についてもご検討いただきたい。併せて、具体的な検討スケジュールや検討手法についてもお示しいただきたい。

なお、採石法第33条の5第2項においても、「軽微な変更」の届出について、砂利採取法と同様の規定が置かれており、採石法施行規則第8条の16の2に「軽微な変更」について規定されていることから、この規定を参考に「砂利の採取計画等に関する規則」を改正し、同様の規定を設けるなどの対応を検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

#### 各府省からの第2次回答

「軽微な変更」については、提案団体からの見解にある採石法の規定方法と同様の方法が良いかも含めて検討を行う必要があると考えている。また、具体的にどういった変更が「軽微な変更」としても問題のないものに該当するのかを検討するにあたり、必要がある場合には、認可権者のご意見も聞くなどして対応してまいりたい。

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

##### 6【国土交通省】

(9)砂利採取法(昭43法74)

(ii)認可ではなく届出により対応できる採取計画の軽微な変更(20条2項)については、認可権者等の意見を踏まえつつ、その具体的な該当範囲を検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:経済産業省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

141

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

## 提案事項(事項名)

県等が所管する砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等について、市町村が関与する機会を拡大するよう求めるもの。

## 提案団体

滑川市

## 制度の所管・関係府省

経済産業省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

同法第37条第1項に基づく市町村長の要請について、現行では「砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるとき」のみ、「都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる」が、地下水源の汚染や涵養の喪失、地下水脈の破壊、地盤の軟弱化、土地の資産価値低下といった、いわゆる災害とは別の悪影響が予見される場合においても、市町村長の要請を認める文言に改めるなどし、地域の実情を勘案・反映させるもの。

## 具体的な支障事例

当市は、立山連峰から富山湾に注ぐ早月川の豊富な清流や扇状地に出る湧水、地下水等の恵まれた水資源が、水道水源や工業・農業用水として市民生活や産業を支え、特別天然記念物ホタルイカ群遊海面など地域固有の景観や大地の形成に寄与している。

ところが近年、貴重な地下水源を涵養する田畑で、業者による大規模な砂利採取が相次ぎ、良好な水資源保全への障害や、宅地化、企業誘致等の土地利用の幅が狭まるなど悪影響が生じている。採取認可を受けた場所で、地下水が溢れだす被害も出ている。埋め戻し作業の不徹底による地盤の軟弱化や、汚染した土壌を使った埋戻しによる地下水汚染や健康被害等の懸念も伴う。(県内231カ所中143カ所を対象にした県のボーリング調査によると、約半分で深堀や異物混入等の不適切処理があり、このうち、滑川市内32カ所での不適切処理の割合は8割以上だった。)

砂利採取法(第36条第4項)では、採取業者から砂利採取計画の認可(変更含む)の申請があった時及び採取業者に認可または不認可の処分をした時には、都道府県知事から関係市町村にその旨を通報する義務があるが、市町村は通報を受けても、県に対する必要な措置の要請が可能なのは、同法第37条第1項に基づく「災害が発生するおそれがあると認めるとき」のみであり、その他の理由では、市町村が関与して地域の実情を勘案・反映する余地がない。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域に最も近い地方公共団体である市町村が、地域の実情にあわせた適正な砂利採取が行われるよう、砂利採取計画を把握し、市民生活、産業を支える水資源等(一旦損なわれると原状復帰が大変困難であったり、不可能であったりする)の保全につなげる。

## 根拠法令等

砂利採取法第37条第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊田市

—

## 各府省からの第1次回答

砂利採取法は、砂利の採取に伴う災害を防止することを目的としているが、同法における「災害」とは、他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められるものを広く指すものである。同法第37条第1項も、以上の目的のもとで、市町村長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事等の砂利採取の認可権者に対して必要な措置を講ずべきことを要請することができることと定められている。

本提案中、支障事例として挙げられている水質の汚濁、汚染土壌による埋め戻し等の悪影響についても、一般的に、砂利採取法第37条第1項の規定にいう災害に該当し得るものであると解され、現行法にて対応可能と考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

経済産業省からの1次回答では、法第37条の「災害」を広義に解釈し、市町村長からの要請についても広く現行法で対応可能とのことであるが、

① 砂利採取法の目的は「災害」の防止であるにもかかわらず、その「災害」の定義が明文化されていない。

② 条文上、災害の定義等が明確でないため、水質の汚濁、汚染土壌の埋め戻し等による環境への悪影響もこの法に定義する「災害」に該当すると認識されておらず、現実として、経済産業省が意図されるとおりに運用されていない。

③ 将来にわたる「災害が発生するおそれ」に対して法第37条の規定が適用されるか不明確である。（水質の汚濁、汚染土壌の埋め戻し等による環境への悪影響は、いつ顕在化するかわからないため）

④ 市町村長が法第37条の要請を行った場合、県等は、必要な調査・措置を講じなければならない。これは両者にとって相当の根拠を必要とされる。また、この結果、採取業者にとって不利益になる場合、争訟となる可能性もあり、条文上明確に示されなければ、これらに対応することは困難である。

上記①～④に加えて、過去からの砂利採取が、地域全体の一定割合を超えた場合にも、将来にわたり自然環境・生活環境等への悪影響が危惧されるため、このような場合も「災害」の定義に加えるべきと考える。また、砂利採取の規模や態様等により想定される災害等の影響は多大であることから、当該地域の市町村長の意見は必要不可欠である。このため、市町村長からの要請や意見聴取等、関与機会を幅広く認める文言に改正すべきであり、現行法での表現では不十分であると考え、災害等に関する具体の定義と市町村長の関与等について明文化いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【豊田市】

府省見解では「現行法で対応可能」としているが、一方で提案にあるような支障事例も現実には発生してしまっている。

よって、砂利採取行為に起因する道路施設損傷等のトラブルや地域住民の苦情等に対して、まずは採取許可権者が業者の指導等の対応をスピーディに責任を持って行うよう、関係省庁から許可権者に対して通達等での指導をお願いしたい。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

所管省からの回答が「現行法にて対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

### 【全国市長会】

経済産業省・国土交通省からの回答が「現行法にて対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 以下の点に鑑みると、砂利採取法第 37 条の「災害」の定義が第 19 条の認可の基準と同一であるという解釈について、法律上、明確に規定するべきではないか。

① 内閣法制局の担当者、砂利採取法担当部署の法令担当等、ごく狭い範囲の関係者の間においては、当該解釈は共通の理解になっていたとしても、それ以外の者にとっては、その者に一定の法律的な知識が備わっていた場合でも、そのような解釈を直ちに砂利採取法の法文から読み取ることは困難ではないか。

② 砂利採取法の逐条解説においても、当該解釈は明示されておらず、逆に、「災害」の範囲が狭いと誤解を与える表現があるのではないか。

③ 法制定後約 50 年にわたって当該解釈が対外的に明らかにされていないことから、今回の滑川市の事例のように、「災害」の定義が認可の基準と同一ではないという前提で第 37 条第 1 項の規定が運用されてきたのではないか。

④ 第 37 条は、市町村の要請に対する調査義務等を都道府県知事等に課しており、その影響が砂利採取計画申請者の権利関係にも及ぶ可能性のある重要な規定であることから、要件をより明確に示す必要があるのではないか。

## 各府省からの第 2 次回答

「災害」の定義について、提案団体から不明確であるという指摘を踏まえ、現場での混乱を速やかに解消するために、砂利採取法の趣旨を徹底し、第 37 条第 1 項の「災害」に関する考え方について、速やかに関係市町村への周知も含め各都道府県あて通知することとしたい。

なお、法第 37 条第 1 項の「災害」の解釈は、法第 19 条の認可基準等から判断し「他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、または他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められるもの」であり、砂利採取に伴う水質汚濁等の被害も含んだ概念であることについても、本省と内閣法制局との間で文書にて確認されているものであるため、法改正ではなく通知により対応したい。

また、将来にわたる災害が発生するおそれであっても、個別具体的な状況に鑑みて、そのおそれを市町村長が認めるときは、必要な措置を講ずべきことを要請することができるかと解される。他方で、過去からの砂利採取が地域全体の一定割合を超えることの一事をもって、本法における「災害」が直ちに生じるということとはできず、個別具体的な状況に応じて判断されるべきである。

## 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

### 6【国土交通省】

(9) 砂利採取法(昭 43 法 74)

(i) 市町村長が砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときに実施できる都道府県知事等への要請(37 条 1 項)については、水質汚濁等の被害のおそれがある場合も実施可能であることを含め、当該要請が実施可能な場合の考え方を明確化するため、都道府県、指定都市等に平成 28 年中に通知する。

(関係府省: 経済産業省)

[措置済み(平成 28 年 11 月 15 日付け経済産業省製造産業局素材産業課、国土交通省水管理・国土保全局水政課通知)]

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

113

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

都市計画の軽易の見直しの拡大

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画の軽易な変更について、都市計画法施行規則第13条の2に、一般廃棄物処理施設の廃止等の新規事項を追加

具体的な支障事例

都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が限定的である。平成26年度の地方分権改革に係る提案に基づき、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都市計画変更に係る軽易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することとする省令改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた軽易な変更の対象となる範囲の見直しは行われていない。

市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていただきたい。

(具体例)

昭和40年代に建設したごみ処理施設があるが、市内の他の地区に処理能力の高い施設を新設したことや統廃合により効率化を図ったことなどにより、平成23年4月に稼働を休止した。

平成25年度に、リサイクル事業の推進の効果や今後の人口減少によるごみ発生量の見込について分析を行い、当施設を廃止することを決定したが、当該案件は「軽易な変更」とは認められないため、廃止までに相当な時間を要した。

老朽化し、休止しているごみ処理施設を廃止するために、縦覧や都道府県協議などに数か月の時間や人員、施設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政の効率化の観点からみて適切ではない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市民生活等に影響を及ぼすことなく、より効率的かつスピード感をもって実施でき、事務経費の縮減につながることはもとより、公共施設の適正化に即応した都市計画となる。

根拠法令等

都市計画法第19条3項

都市計画法施行令第14条3号

都市計画法施行規則第13条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

鳥取市、徳島市、宇和島市

○公が所有する土地にある都市計画施設で、市民に影響を及ぼさない都市計画変更について、効率的に実施できるよう同様に見直しを求める。

本市においてもごみ処理施設の統廃合を検討しており、速やかな都市計画の廃止手続きが行えるよう「軽易な変更」の対象に追加していただきたい。

○新しい施設が都市計画決定している場合、旧施設の廃止は軽微な変更でよいと考える。

○一般廃棄物の中間処理施設は、「都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）」として清掃センターが平成15年度に竣工し、都市計画決定された区域（※Aとする）で運転している。平成35年度までに、他市と共同でごみ処理施設（ごみ焼却施設及び粗大ごみ破碎施設）を清掃センターが立地する都市計画決定済の区域（A）に建設していくことが平成27年度に決定し、環境影響評価手続きを進めている。

既都市計画決定の区域が変わらないが、国に照会回答を得たと思われる県の見解は名称等変更する「軽易な変更」に当たらないとして、正規の都市計画決定・変更手続きを前提とした都市計画決定権者による環境影響評価手続が必要とのことであった。提案事項は一般廃棄物処理施設の廃止であったが、本市の場合、ごみ処理施設の広域的集約化を図るべく、既存の都市計画決定区域内での施設の集約化をしようとしたもので、「市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていただきたい。」という提案に類すると思われる。

既都市計画決定の区域内で、ごみ処理施設を建替するために、縦覧や都道府県協議などに数か月の時間や人員、施設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政の効率化の観点からみて適切ではないし、市民に対して真に必要な手続きとしての妥当性の説明をすることに窮するものである。

○本市においても、今後、一般廃棄物処理施設等の廃止が見込まれることもあり、浜松市と同様、既に代替施設が稼働するなど、施設として廃止しても市民生活に影響のない場合等については、事務の簡素化及び事務経費等の縮減のため、軽易な変更の対象としていただきたい。

#### 各府省からの第1次回答

都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の都市計画の軽易な変更は、都市計画の一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点からみて都道府県知事と協議をする必要性が乏しいものについて、都道府県知事との協議を不要としているものである。

ごみ処理施設等の廃止・用途変更について、都道府県との協議を必要としているのは、

・ 都市施設の廃止・用途変更により他の都市計画に影響を及ぼすことで、都道府県が都市計画の変更を行う場合が想定されること

・ 都道府県が広域的観点からの協議をすることで周辺市町村の意見を踏まえる必要があること

・ 都道府県が定める廃棄物処理計画との調整を図る必要があること

等の事情によるものである。

なお、都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の軽易な変更は、都道府県知事との協議を行うことを要しないこととしているが、都市計画審議会の議を経ること等の都市計画の手続きを行う必要があることに変わりはない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

まず、一般廃棄物処理施設の廃止について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律6条2項5号で定められているとおり、「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項」は市町村の一般廃棄物処理計画で定めることとされており、都道府県が定める廃棄物処理計画との調整を図る必要は乏しいと考える。

また、「都市計画法施行規則に規定する市町村の軽易な変更は、都市計画審議会の議を経る等の都市計画の手続きを行う必要がある」ことは認識しているが、都道府県協議を廃止することで手続きの簡素化・迅速化を図ることができるため、メリットは大きい。

なお、本件の支障事例として挙げている施設が、仮に別の用途に使用するものであれば、他の都市計画への影響も考えられるが、休止している施設を廃止するだけの都市計画決定であれば、他の都市計画への影響は考えにくく、都道府県知事への協議は不要であると考え。

本件の支障事例のように、個別の計画段階において、既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント、住民説明会、市民意見の聴取など、相当の手続きを既に行っていれば、都道府県との協議を簡略化しても問題は生じないと考える。

本件支障の具体例は一般廃棄物処理施設の廃止だが、一般廃棄物処理施設に限らず、市民生活に直接影

響を及ぼさない施設(例えば一定期間休止している公共施設)の廃止などについても含めて、柔軟な対応をお願いしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【徳島市】

公が所有する土地にある都市計画施設で、市民に影響を及ぼさない都市計画変更については、事業課による都道府県との事前協議や周辺住民に対する説明会等の手続きを既に経ていると思われるため、当該変更を「軽易な変更」の対象に加え、都市計画決定手続きを簡素化していただきたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

一般廃棄物処理施設の廃止等については、慎重な検討が求められることから、都道府県知事への協議(町村においては同意協議)が必要である。

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

都市計画に都市施設を位置づけるに当たっては、当該都市施設が都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境の確保等の都市計画上の必要性から位置づけられていることが前提であり、実態上当該都市施設が休止しているか否かにかかわらず、これを廃止しようとする場合には都市計画上の必要性の見直しや他の都市計画への影響等に係る都市計画上の判断や調整を要するものである。

また、市町村の都市計画に係る都道府県知事協議は、一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整や都道府県の都市計画との適合を図る観点から設けられるものであり、個別の計画段階において、実務的な既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント等を行っていることをもって、都道府県との協議が不要であるとは言えない。

#### 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

256

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

都市計画の軽易の見直しの拡大

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画の軽易な変更について、都市計画法施行規則第13条の2に、一般廃棄物処理施設の廃止等の新規事項を追加

具体的な支障事例

都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が限定的である。平成26年度の地方分権改革に係る提案に基づき、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都市計画変更に係る軽易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することとする省令改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた軽易な変更の対象となる範囲の見直しは行われていない。

市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていただきたい。(構成市における具体例)

昭和40年代に建設したごみ処理施設があるが、市内の他の地区に処理能力の高い施設を新設したことや統廃合により効率化を図ったことなどにより、平成23年4月に稼動を休止した。

平成25年度に、リサイクル事業の推進の効果や今後の人口減少によるごみ発生量の見込について分析を行い、当施設を廃止することを決定したが、当該案件は「軽易な変更」とは認められないため、廃止までに相当な時間を要した。

老朽化し、休止しているごみ処理施設を廃止するために、縦覧や都道府県協議などに数か月の時間や人員、施設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政の効率化の観点からみて適切ではない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市民生活等に影響を及ぼすことなく、より効率的かつスピード感をもって実施でき、事務経費の縮減につながることはもとより、公共施設の適正化に即応した都市計画となる。

根拠法令等

都市計画法第19条3項

都市計画法施行令第14条3号

都市計画法施行規則第13条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宇和島市

○ 新しい施設が都市計画決定している場合、旧施設の廃止は軽微な変更でよいと考える。

#### 各府省からの第1次回答

都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の都市計画の軽易な変更は、都市計画の一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点からみて都道府県知事と協議をする必要性が乏しいものについて、都道府県知事との協議を不要としているものである。

ごみ処理施設等の廃止・用途変更について、都道府県との協議を必要としているのは、

・ 都市施設の廃止・用途変更により他の都市計画に影響を及ぼすことで、都道府県が都市計画の変更を行う場合が想定されること

・ 都道府県が広域的観点からの協議をすることで周辺市町村の意見を踏まえる必要があること

・ 都道府県が定める廃棄物処理計画との調整を図る必要があること

等の事情によるものである。

なお、都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の軽易な変更は、都道府県知事との協議を行うことを要しないこととしているが、都市計画審議会の議を経ること等の都市計画の手続きを行う必要があることに変わりはない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

まず、一般廃棄物処理施設の廃止について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律6条2項5号で定められているとおり、「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項」は市町村の一般廃棄物処理計画で定めることとされており、都道府県が定める廃棄物処理計画との調整を図る必要は乏しいと考える。

また、「都市計画法施行規則に規定する市町村の軽易な変更は、都市計画審議会の議を経る等の都市計画の手続きを行う必要がある」ことは認識しているが、都道府県協議を廃止することで手続きの簡素化・迅速化を図ることができるため、メリットは大きい。

なお、本件の支障事例として挙げている施設が、仮に別の用途に使用するものであれば、他の都市計画への影響も考えられるが、休止している施設を廃止するだけの都市計画決定であれば、他の都市計画への影響は考えにくく、都道府県知事への協議は不要であると考え。

本件の支障事例のように、個別の計画段階において、既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント、住民説明会、市民意見の聴取など、相当の手続きを既に行っていれば、都道府県との協議を簡略化しても問題は生じないと考える。

本件支障の具体例は一般廃棄物処理施設の廃止だが、一般廃棄物処理施設に限らず、市民生活に直接影響を及ぼさない施設(例えば一定期間休止している公共施設)の廃止などについても含めて、柔軟な対応をお願いしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

一般廃棄物処理施設の廃止等については、慎重な検討が求められることから、都道府県知事への協議(町村においては同意協議)が必要である。

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

都市計画に都市施設を位置づけるに当たっては、当該都市施設が都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境の確保等の都市計画上の必要性から位置づけられていることが前提であり、実態上当該都市施設が休止しているか否かにかかわらず、これを廃止しようとする場合には都市計画上の必要性の見直しや他の都市計画への影響等に係る都市計画上の判断や調整を要するものである。

また、市町村の都市計画に係る都道府県知事協議は、一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整や都道府県の都市計画との適合を図る観点から設けられるものであり、個別の計画段階において、実務的な既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント等を行っていることをもって、都道府県との協議が不要であるとは言えない。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

119

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

所有者を確知している放置自動車の早急な除却

提案団体

岐阜市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市公園法第27条第3項の規定により、所有者を確知していない放置自動車については、公園管理者自ら除却等することができる。しかし、所有者を確知している放置自動車については、行政代執行法に基づく手続きを経なければ除却することができない。  
そこで、私人の権利保護を十分考慮した一定の手続のもと、現行の行政代執行の手続によらず、かつ、早急に除却することができるよう求めるものである。

具体的な支障事例

放置自動車の所有者を確知している場合、行政代執行を行う前提として、①行政指導等(所有者に対し放置自動車を除却するよう説得・指導)、②命令を行う前の所有者への弁明の機会の付与、③命令を行わなければならない、それにもかかわらず所有者が放置自動車の除却に応じないといった事案が多い。その後、④行政代執行を行うこととなるが、極めて長い期間を要する。また、行政代執行法第2条に規定される「著しく公益に反する」の解釈においては極めて限定的に解釈すべきとの意見もあり、行政代執行が事実上不可能な状況である。現在、根気強く所有者を訪問し、除却・売却等の依頼を行っているが全く応じる気配はなく、放置自動車のガラス割れ、故障した部品が散在する等、公園利用者が怪我をすることがある。また、公園やまちの美観を損ねることから、市民からの苦情も多い。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公園管理者により、速やかに放置自動車を除却することができれば、公園利用者の危険もなくなり、また公園やまちの美観を保つことができる。

根拠法令等

都市公園法第27条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、日高市、上越市

〇本市においても1年前から都市公園内に放置車両が投棄され、市の環境保全条例による処分を行おうとしたところ、所有者は判明しており、ナンバープレート(自動車登録ファイルに登録あり)がついているため、所有権移転等をしなければ廃車の手続きができず、現在も公園内に存置されている。また、所有者は、車体をローンで購入していたため、自動車ディーラーの名義となっており、購入者(住所不定・居所不明)が使用者の名義となって

いる。現在、民事執行法による強制執行の処分を研究中である。

○当市で管理している河川緑地管理棟の駐車場に H27.9 月頃から自動車放置されていた。警察に相談し、警察が所有者へ当該自動車を移動するよう促していたが、H28.5 月にようやく所有者が当該自動車を移動した事案あり。

○どこの都市公園でも起こりえることである。手続きには時間がかかる上、「著しく公益に反する」の解釈も限定的であることから、都市公園法において、速やかに除却が可能となれば、公園利用者へのメリットが大きい。

#### 各府省からの第 1 次回答

公園管理者は、都市公園法(以下「法」という。)の規定に違反している者に対しては、法第27条第1項の規定に基づき工作物等の除却を命ずることができ、また、この命令に違反した者に対しては、行政代執行法の定めるところにより代執行を行うことができる。

一方、相手方を確知することができない場合に限っては、同条第1項の命令も、行政代執行法に基づく代執行も、実効を発揮することができないことから、法第27条第3項は、その場合であっても公園管理上の障害を除去することができるよう、公園管理者に特別の代執行権を付与している。

以上のとおり、都市公園に係る代執行については、行政代執行法に基づき行われることが原則とされており、法の規定に基づく代執行は、相手方を確知することができないという例外的な場合にのみ行われるものとなっている。

これは、私人の権利保護と一般公益の保護のバランスを図るため、広く一般の行政上の義務の履行に関して定めた行政代執行法に基づく代執行を原則としているものであり、ご提案の内容を措置することは困難である。

なお、都市公園法以外の公物管理法(道路法、河川法等)においても、行政代執行法に基づく代執行が原則とされているところである。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本件提案は、放置自動車の所有者を確知できる場合であっても、都市公園法による除却命令、行政代執行法による代執行のいずれも実効を発揮できない現状から提案したものである。

行政代執行についての最大の支障は、行政代執行法第2条の規定により「著しく公益に反すると認められるとき」に限られることにある。

本件のように、公園の駐車場に長期間放置されている自動車がわずか1台ある程度では、当該要件に該当しないとの法解釈があり、行政代執行の前提である「著しく公益に反する」ことに疑義があると考えられている(可能であるならば、本件のような場合であっても行政代執行が可能である旨、通知等でご教示をお願いしたい)。

他市町村においても、同様の事例において、放置自動車等を除却できず放置されており、行政代執行法が適用されない場合においては、相手が除却をしない限りなす術がなく、苦慮していることを理解していただきたい。

都市公園に市民が求めるものは安心・安全はもとより美観、心休まる憩いの場所であり、また多くの子供たちが遊ぶ場所という特徴があり、本市においても良好な景観を保つとともに、遊具、園路等施設の瑕疵による事故の無いよう最大の注意を払っており、放置自動車に起因する事故のリスクを早急に除去しなければならないと考えている。

以上のことから、私人の権利保護を十分考慮する必要はあるかと考えるが、都市公園の特色等にも鑑み、都市公園法において、一般公益を保護するために、相手方が確知できる場合であっても、放置自動車を公園外に除却等行うことができる旨の規定を設けるべきではないか。

よって再検討を求める。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

#### 各府省からの第 2 次回答

都市公園に係る代執行については、私人の権利保護と一般公益の保護のバランスを図るため、広く一般の

行政上の義務の履行に関して定めた行政代執行法に基づく代執行を原則としている。

この原則は、道路、河川等の他の公物においても同様であり、都市公園に限って代執行に係る要件や手続きを緩和することは困難である。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

123

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

県が設置する都市計画審議会の委員の構成等の基準の見直し

提案団体

宮城県、広島県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画法に基づき県が設置する都市計画審議会について、政令による委員の数、委員に就任できる役職等の基準の定めを撤廃し、地方の実情にあった審議会運営ができるようにすること

具体的な支障事例

宮城県議会は、県の附属機関等に対する監視・調査機能を確保するため、議員がこれら委員へ就任しないこととしているが、この方針に抵触している。  
本県では、審議会等の女性委員の比率を40%以上とする方針としているが、都市計画審議会については特に、政令で定める「都道府県の議会の議員」及び「市町村の議会の議長を代表する者」の女性割合が低く、結果として、女性委員の比率が低い状態となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【改正理由】

国土の均衡ある発展と公共の福祉に寄与するという目的のため、制度の運用についての一定の基準の必要性を否定するものではないが、都市計画は各自治体の責任において運用されるものである。

【制度改正による効果】

地域の実情に合った審議会運営が可能となるとともに、委員への女性登用率の向上が期待される。

特に、審議会における男女の均等な登用については、女性の社会進出を促進するものであり、一億総活躍社会の実現に資するものである。

根拠法令等

都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和44年政令第11号)第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

○本県議会でも、議員は県の附属機関の委員に就任しない(法令で定めるものを除く。)ことを先例で定めており、県議員の就任を必須とする政令と、県の附属機関に対する監視・調査機能の確保の観点との間で齟齬が生じている。

○今後、県都市計画審議会において、地域に密着したまちづくりの観点等からも、地域住民代表者やNPO等が委員として審議していただくことが必要となることも考えられる。このため、県の実情に応じて、県の裁量で柔軟に委員構成を決めることができるよう、政令で限定されている役職の緩和がなされることについては、賛成である。なお、当県都市計画審議会条例では政令の範囲内で、委員の構成等を規定している。

#### 各府省からの第1次回答

都市計画は都市の将来の姿を決定するものであり、かつ、土地に関する権利に相当な制約を加えるものであるから、各種の行政機関と十分な調整を行うとともに、相対立する住民の利害を調整し、さらに利害関係人の権利、利益を保護することが必要であるため、都道府県が都市計画の決定等を行うに当たっては、学識経験者、市町村長を代表する者、都道府県議会議員等からなる都道府県都市計画審議会の議を経ることとしている。

例えば、都道府県議会の議員を必須の構成員としている理由は、財産権に直接影響を受けることとなる住民全体の利益を代表するものを構成員として加える必要性があるためであり、このような考え方から、基準を撤廃することは認められない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

附属機関の構成員についての行政実例によると、議員を附属機関の構成員として加えることの可否については、違法ではないが、適当ではないとしている(昭和28年1月21日・自行行発第16号)。附属機関があくまでも執行機関の附属機関であり、その機能が執行機能の一部であることを鑑みると、附属機関に議決機関の構成員である議員が加わることは、地方自治の二元代表制の要請から、好ましくないものとする。

また、都市計画審議会の機能の一つに利害調整の機能があり、住民利益を代表する者を構成員として加えることが必要だとしても、住民利益の代表者の選定については、法律により「県議会議員」や「市町村議会の議長」等と定めるのではなく、国では技術的助言等による例示に留める等、地方自治体の判断に委ねるべきと考え

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

都道府県が設置する都市計画審議会の委員の構成等の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、制度を見直すべきである。

#### 各府省からの第2次回答

「調停委員会の活動の限界」(昭和28年1月21日、自行行発第16号)については、地方自治法第202条の3の規定により条例で定める附属機関の解釈について述べられたものと認識しており、都市計画審議会は、都市計画法第77条又は第77条の2の規定に基づき設置される機関であって、当該条例で定める附属機関の解釈・運用がそのまま妥当するものではないと考える。

また、都市計画は財産権への制約を課するという性格を有し、都市計画審議会の構成は都市計画決定等の手続において多大な影響を及ぼすため、住民全体の利益を代表する「議会議員」等を政令によりその構成員として位置付けているものである。

このため、「議会議員」等を位置付けることには一定の合理性を有しているものとする。

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

133

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用

提案団体

山梨県

制度の所管・関係府省

厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する、農村地域に導入する工業等の業種について、社会経済情勢や地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすること

具体的な支障事例

【提案の背景】

農工法第2条第2項は、農工団地に進出できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。

本県では、農工法に基づき、県が4計画、市町村が19計画を策定し、農工団地58団地、511haを造成し、141社の企業が操業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約28haあり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。

【具体的支障事例】

地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等用に供されていない遊休工場用地については、特例により農工法第2条2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。

本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤退後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

未利用の農工団地の活用だけでなく、例えば植物工場や木質バイオマス発電施設など雇用が期待できる業種や天然ガス発電施設や熱供給業など、雇用に加え、団地内へのエネルギーの安定供給に寄与する業種が追加できることで、農工団地の一層の発展に資することができる。

根拠法令等

農村地域工業等導入促進法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県

○ 本県においても、コールセンターなど、農工法で定める業種以外の企業からの立地希望が寄せられる事例があったが、当該規制により分譲を断念している。  
進出可能な業種が増加することによって、長期的な未分譲用地の解消が進むとともに、多様な企業の進出による新たな雇用の創出が期待できる。

#### 各府省からの第1次回答

農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」という。)に基づき整備され、5年を経過した遊休工場用地等における地域再生法の特例は、既に造成が完了しており、水路などの付帯設備が整備されている場合なども多く、迅速な立地を目指す企業にとってメリットが多いと考えられるところ、地方創生を実現するためには地域に「しごと」を作り出すことが重要であり、その実現に資する速効性のある措置を重点的に講ずることが必要との観点から、措置されたものである。

なお、農工法は、農業従事者の就業を促進し、農業構造の改善に資することを狙いとするものであることから、①常勤雇用等により農村地域における安定的な雇用を継続的に確保できる業種であること、②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としないこと、等の考え方から業種が限定されており、直ちに弾力的な運用を行うことは困難である。

いずれにしても、農村地域において地域資源の活用や地域内発型産業の振興も求められていることから、農業者の就業構造改善の仕組みについては、農工法を始めこれまで各省も含めて講じられてきた様々な施策の効果を検証の上、農業・農村を取り巻く情勢の変化と課題を十分踏まえつつ、対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方創生の観点からは、即効性のある措置が必要であることから造成済みに対して措置されたことは理解できるが、事前に造成工事を済ませて工場等を誘致しようとする地域は、インターチェンジの近隣など交通の便が良く誘致しやすいところが多く、真に就業構造改善が必要な農村部においては、参入企業が見つかるまでは農業生産も行いながら、見つけ次第造成するところが多くある。

農工法は、農村地域への工業等の導入とともに、農村部での工業等への就業を促進することを目的としており、工業等の導入が進みにくい農村部における就業構造改善、更には、農業構造の改善を促進するためには、業種の拡大が必要と考えている。

また、貴省からの回答では「対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ」とあるが、具体的な検討状況やスケジュール等をお示しいただいた上で、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるよう検討をお願いしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【秋田県】

昨今のグローバル経済の拡大や技術革新の進展に伴い、農家世帯を取り巻く労働環境は、この法律が制定された時代(1971)からは劇的に変化しており、「②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としない」と見られる労働集約型産業は減少傾向にあり誘致困難となっている。

一方で、必ずしも給与にこだわらず、ワークライフバランスを重視した多様な働き方を求める動きもある中、コールセンターなど、前出②の条件にマッチするとともに、一定の雇用規模があり、地方が抱える地理的デメリットにとらわれない産業については農工法の既定により、誘致困難となっている。

世界農業センサス 2015によると、日本の農家戸数は、2010年比約18%減となっており、このうち、兼業農家の割合は2010年の72%から66%に縮小してはいるものの、依然、高い水準を維持している。

本提案は、以上のような状況を考慮しながら、農家世帯の多様な就業ニーズにマッチする幅広い働き方の選択肢を提供できる環境を整備し、この法律の主要な目的である「農家世帯の安定的・継続的な雇用確保」の促進にも資するものであるため、更なる検討を期待する。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

御提案のとおり、農工法第2条第2項に規定する工業等以外の業種を農工団地に導入することができるようにするためには、同法を改正する必要がある(ただし、地域再生法の特例を活用する場合を除く)、本年秋を目途に、対象業種の在り方等の検討を進めているところである。その中で、御提案内容を踏まえながら、引き続き検討してまいりたい。

なお、農工法は、支障事例で述べられた、工業等以外の導入を阻むかのような「規制」ではなく、農村地域への工業等の導入を促進するための仕組みである。このため、農工法の適用が地域の実情に適さない場合には、同法以外の手段によって地域の実情に即した産業の導入を図ることも検討されたい。

#### 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

##### 6【国土交通省】

(11)農村地域工業等導入促進法(昭 46 法 112)

工業等(2条2項)の業種については、対象を拡大する方向で検討し、平成 28 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省:厚生労働省、農林水産省及び経済産業省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

134

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止

提案団体

山口県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。

具体的な支障事例

【現状】

半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。

【具体的な支障事例】

半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。

根拠法令等

半島振興法第3条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、長崎県

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時にも、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。)

○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27 計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)

#### 各府省からの第1次回答

○貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。

○半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。

○半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

○貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要し」たものとは考えていない。

○なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間で回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。

地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。

なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次までである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【北海道】

現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

○一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

○貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を発出して

いる。

○今般の半島振興計画の策定手続における国から貴県への指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであり、方向性はもとより地方の自主性等を妨げるものでもないと考えている。

○なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対処してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいらる所存。

#### 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

##### 6【国土交通省】

(15)半島振興法(昭 60 法 63)

半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。

(関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

302

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。

具体的な支障事例

【現状】

半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。

【具体的な支障事例】

半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。

根拠法令等

半島振興法第3条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。)

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27 計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)

#### 各府省からの第1次回答

○貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。

○半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。

○半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

○貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要し」たものとは考えていない。

○なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間で回答等の提出を求めることとしないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。

地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。

なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【北海道】

現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

○一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

○貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を発出している。

○今般の半島振興計画の策定手続における国から貴県への指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであり、方

向性はもとより地方の自主性等を妨げるものでもないと考えている。

○なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対処してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいり所存。

#### 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

##### 6【国土交通省】

(15)半島振興法(昭 60 法 63)

半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。

(関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

135

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止

提案団体

山口県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。

具体的な支障事例

【現状】

離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。

【具体的な支障事例】

離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。

根拠法令等

離島振興法第4条第10項、第11項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、長崎県

○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時にも、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間に時間がかかる。)

○手続きが廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。

○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25 計画策定時には、国協議に5か月を要している。)

#### 各府省からの第1次回答

○離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。

○離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について(依頼)」において都道府県に任意で依頼しているものである。

○本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。

○もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ること無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。

○こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。

また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。

地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。

なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都道府県関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【北海道】

事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25 離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

○一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。

○なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。

#### 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

##### 6【国土交通省】

##### (5) 離島振興法(昭 28 法 72)

離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。

(関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

303

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。

具体的な支障事例

【現状】

離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。

【具体的な支障事例】

離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。

根拠法令等

離島振興法第4条第10項、第11項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道

○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間に時間がかかる。)

○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25 計画策定時には、国協議に5か月を要している。)

#### 各府省からの第1次回答

○離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。

○離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について(依頼)」において都道府県に任意で依頼しているものである。

○本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。

○もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ること無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。

○こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。

また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。

地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。

なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【北海道】

事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25 離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

○一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているもので

あり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。

○なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。

#### 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

##### 6【国土交通省】

##### (5) 離島振興法(昭 28 法 72)

離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。

(関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

137

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

第3種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大

提案団体

鳥取県、中国地方知事会、兵庫県、和歌山県、徳島県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

現行の第3種旅行業では、募集型企画旅行の実施区域は、営業所が所在する市町村と隣接する市町村等の区域だが、これを隣接都道府県まで拡大する。

具体的な支障事例

## 【制度改正の必要性】

観光による地方創生を進め、旅行者の広域化・多様化するニーズに応えるためには、地域の観光資源を基にした旅行商品や多様な広域観光周遊ルートを創設することが必要であり、地域の観光資源を熟知した地元の中小旅行者による募集型企画旅行の創出を促進することが必要。

県内の中小旅行者は第3種旅行者である場合が多いが、第3種旅行者による募集型企画旅行の実施区域は、旅行業法施行規則第1条の2により、「営業所の存する市町村及び隣接する市町村」に限定されている。広域周遊旅行に取り組みたいとの思いがあっても、国内の募集型企画旅行を実施範囲とする第2種旅行者への登録変更は、営業保証金や基準資産の面で負担が大きい。

## 【支障事例】

本県では、関西広域観光周遊ルート「美の伝説」や山陰広域観光周遊ルートの提案により、観光地をネットワーク化し、エリアへの誘客とエリア内での滞在時間延長を進めることとしているが、第3種旅行者では、隠岐ジオパーク（島根県）、山陰海岸ジオパーク（兵庫県、京都府）等を素材とした広域圏の商品造成ができない。

現在、鳥取県東部（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）及び兵庫県北但西部（香美町、新温泉町）においては、日本版DMO候補法人に登録された鳥取・因幡観光ネットワーク協議会を中心に広域連携が検討されている。同協議会の構成団体である鳥取市観光コンベンション協会が第3種旅行業の登録を行っているが、同協会が所在する鳥取市は香美町と隣接していないため、香美町が実施区域外となる。市町村の位置関係によって、連携市町村の全地域を含む旅行商品の造成ができない事例が発生することは不合理である。

## 【規制緩和を行った場合の懸念】

実施区域の拡大により、事業者の弁済能力の範囲を超えるおそれがあり、消費者保護が図られないとの指摘が想定されるが、第3種旅行者であっても、受注型企画旅行等において既に他都道府県における実績があり、旅行先に対する知識・経験等は第2種旅行者と同様に有している場合も多く、隣接都道府県における旅行であっても各地域の事業者と連携を図ることができる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国土交通省が推進する「広域観光周遊ルート」を活用した旅行商品を取り扱う事業者に、地域に根差した中小の旅行者が参入することにより、事業者の競争力が強化され、旅行の提供機会の充実、旅行者が選択の幅の拡大を図ることができる。

また、訪日外国人旅行者を含めた交流人口及び消費の拡大、雇用の創出等につながり、観光立国の実現とともに地方創生、地域の活性化にも資する。

## 根拠法令等

旅行業法施行規則第1条の2第3号

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、埼玉県、愛知県、鳥取市、愛媛県

○本県では知事登録旅行業者のおよそ7割が第3種旅行業者である。第3種旅行業者の取り扱う募集型企画旅行の実施区域が限られていることから、地域の観光資源を有効に活用し、地域ならではの文化や産業に触れられる着地型観光プログラムの商品化が進んでいない。本県の特徴である産業観光や武将観光などは、近隣県との周遊により、より多様性と魅力を持った商品造成が可能となる。

○本県でも地域の観光資源を基にした多様な広域観光周遊ルートの創設に取り組んでいるが、県内の中小旅行業者は同様に第3種旅行業者が多く、登録種別の変更は年数件ほどである。このため、着地型旅行を推進するため第3種旅行業者のエリアの拡大は有効であると考えます。

○地域を熟知した中小旅行業者等（観光協会、NPO などを含む）が地元の観光資源を生かした着地型旅行商品の企画・造成・販売に直接参入することが重要であるが、こうした中小旅行業者等は第3種旅行業登録を取得する者が多く、旅行業法の現行制度では、第3種旅行業者自らが募集型企画旅行を実施できる区域が制限されていることから、地域独自の魅力を生かした着地型旅行商品づくりの障壁となっている。

○本県においても、例えば営業所が本土にある旅行会社が、しまなみ海道エリアにおいて航路で結ばれた島を対象として募集型企画旅行を実施しようとしても、実施区域が限定されていることから、広域的な旅行商品の造成ができない事例がある。

## 各府省からの第1次回答

第三種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大については、規制改革会議実施計画（平成27年6月30日閣議決定）に沿って、地域や事業者のニーズを踏まえた見直しも視野に入れた検討を進めているところであり、平成28年度中に結論を得た上で必要な措置を講ずることとしている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

これまで貴省は、第3種旅行業が取り扱う旅行の実施区域の拡大について、消費者保護の観点から業務範囲に応じた額の基準資産の保有、営業保証金の義務等を旅行業者に課しているもので、第3種旅行業者に課される基準資産等の要件は、隣接市町村の区域までを業務範囲とすることを前提に定められたものであるため、これを超える区域での業務を認めることはできないとする見解をされてきたところ。

しかし、第3種旅行業者は、受注型企画旅行等において既に営業所所在都道府県を超える旅行催行実績があり、旅行先に対する知識・経験等は第2種旅行業者と同様に有しており、特に隣接都道府県の範囲内であれば消費者の保護が阻害されるものではないと考える。

また、本提案は昨今は周遊旅行のニーズが高まっているところ、地域の交通事情や地理的な知識、観光事業者との関係を有する第3種旅行業者は、その実施主体となる受皿として最も適当であり、着地型観光を求める消費者のニーズにも合致するものである。

折しも『明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日）』において、「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業」とし、「第三種旅行業者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度を整備」することとされているところ、本提案は、まさにそのビジョンを達成するための見直しを求めるものであり、第3種旅行業者の範囲拡大による現行の財産的要件の適否のみでなく、観光による地域活性化の観点を踏まえた上で、『規制改革会議実施計画（平成27年6月30日閣議決定）』のとおり、「拠点区域の範囲の見直し」を視野に入れた検討を行われたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

## 各府省からの第2次回答

第三種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大については、規制改革会議実施計画(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)に沿って、地域や事業者のニーズを踏まえた見直しも視野に入れた検討を進めているところであり、平成 28 年度中に結論を得た上で必要な措置を講ずることとしている。

## 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

### 6【国土交通省】

(4)旅行業法(昭 27 法 239)

(iii)第三種旅行業の募集型企画旅行及び地域限定旅行業の業務範囲(施行規則1条の2)については、現在、営業所の存する市町村とその隣接市町村に限られているが、着地型旅行商品に対するニーズの高まりを踏まえた旅行業法の見直しに合わせて、地域の観光実態等を踏まえたものとなるよう、必要な措置を講ずる。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

154

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

## 提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和  
(特別賃貸府営住宅についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする)

## 提案団体

京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

## 制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、独自利用事務として情報連携を行う予定である特別賃貸府営住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする。

## 具体的な支障事例

### 【制度の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。

法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。

その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。

- 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一
- 2 事務に類似性が認められる
- 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内

### 【支障事例】

上記により、法別表第二の31の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独自利用事務として庁外連携を行うことは可能であるが、当該独自利用事務は、公営住宅法に規定する「住宅に困窮する低額所得者」を対象としている(収入階層:月0~214,000円)。

本府においては、特別賃貸府営住宅(収入階層:月0~313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低額所得者の階層世帯のみが独自利用の対象となり、同一団地であっても、世帯によっては取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯については、添付書類が必要となる)。

そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別賃貸府営住宅)について、庁外連携が可能となるよう、対象事務の緩和を求めるもの。

なお、根拠法(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が異なる特定公共賃貸住宅(収入階層:月139,000円~487,000円)については、庁外連携が可能であることから、対象世帯における取扱に整合性が図れていない。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

214,000円を超える収入階層の世帯について添付書類が不要となり、利便性を向上させることができる。また同一団地の入居者にかかる添付書類が同一となり、住民の不公平感の解消につながる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律第9条第2項、第19条第7号、別表第231の項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

## 各府省からの第1次回答

（内閣府の回答を記載）

情報連携ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

府民の不公平感を是正する意味から214,000円を超える収入階層の世帯について情報連携の利用が可能であるかについて、本府から個人情報保護委員会に対して照会を行った結果、当該世帯については委員会規則で定める要件に合致しないと整理されたため、情報連携の利用ができないとの回答があったものとする。このような経緯を踏まえた上で再度御判断願いたい。

また、国土交通省におかれては、上記の趣旨に鑑み、当府の見解を御理解いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、法定事務である公営住宅の趣旨・目的に合致するの可否かの判断にかかっており、収入の上限にのみ判断基準があるわけではないため、おおむね公営住宅の趣旨に合致するののかということを総合的な視点で地方公共団体と相談しながら考えたいとの趣旨の発言があったところである。このため、提案団体が挙げている収入階層が公営住宅に準ずる対象者と整理できるのかについて、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じた提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。

○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、公営住宅に準ずる対象者、特定優良賃貸住宅に準ずる対象者を、上限の収入が重なる部分が生じる可能性があるが、定性的に整理すれば、結果的に一連の階層全てが対象になり得るとともに、個人情報保護委員会が示しているQ&A（独自利用事務と準ずる法定事務は1対1対応していなければならない）には抵触しない、との趣旨の発言があったところである。これを受け、本件提案の実現に向けて、提案団体の挙げている収入階層を、公営住宅に準ずる対象者とするのか、それとも特定優良賃貸住宅に準ずる対象者とするのかのいずれが妥当なのか、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じた提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。

○ 上記の検討に当たっては、地方分権改革推進室を通じて独自利用事務について情報連携を可能とするための提案団体の条例制定に向けたスケジュールを把握した上で調整を進め、情報連携が開始される平成 29 年 7 月に間に合うよう、個人情報保護委員会において早急に検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

(内閣府の回答を記載)

提案団体が挙げる収入階層について、準じる法定事務として「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務」を独自利用事務の情報連携対象事務とする。

また、1つの独自利用事務(提案団体の事務)で、対象者を整理した上で複数の法定事務(公営住宅の事務及び特定優良賃貸住宅の事務)に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることが可能なため、その旨を個人情報保護委員会の Q&A に明示することとする。

なお、実施開始時期については、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要なため、最速で平成 30 年 4 月以降となる。

同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等で構成)を年 1 度開催することとする。

## 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

### 6【国土交通省】

(17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)

(i) 地方公共団体が 9 条 2 項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。

・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平 5 法 52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表 2 の 85 の 2)に準ずる事務としても認めることとする。また、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平 15 法 94)による学資の貸与に関する事務(別表 2 の 106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平 27 特定個人情報保護委員会)を平成 28 年度中に改正する。

(関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省及び厚生労働省)

・1つの独自利用事務において対象者を整理した上で複数の法定事務に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることが可能であることについて、「情報連携に関する Q&A」(平 27 特定個人情報保護委員会事務局総務課)を平成 28 年度中に改正し、明示する。

(関係府省:内閣府、個人情報保護委員会及び総務省)

・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年 1 回開催する。

(関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省及び厚生労働省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

171

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

移送ボランティア活動に係る公共交通空白地有償運送の登録要件の緩和

提案団体

兵庫県、三田市、滋賀県、和歌山県、鳥取県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

地域公共交通会議で、バス停までの距離があるなど交通が不便であると認められた地域において、地域ボランティアが地域及び対象者を限定して行う移送サービスについては、公共交通空白地有償運送と見なし、有償運送が可能となるよう登録要件を緩和すること。

具体的な支障事例

【現状】

自家用自動車は原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害等の緊急を要する場合を除き、例外的にこれを行うためには、過疎地有償運送や福祉有償運送など交通空白地域等で、国の登録又は許可を受ける必要がある。地域ボランティアが行う外出支援活動等において、ガソリン代、道路使用料、駐車場代のみを収受する場合には許可が不要だが、運送(サービス)による対価の支払いがあるものは、有償運送として道路運送法の許可が必要とされている。

【支障事例】

過疎地や交通空白地以外の地域においても、バス路線の便数が極端に少ない地域やバス停への距離があるなど交通が不便な地域がある。こうした地域では、バス停まで歩くことが困難な高齢者や重たい荷物を持って移動することが困難な高齢者を対象に、地域ボランティアによる移送サービスを提供しており、こうしたサービスが高齢者の足代わりとなっている。高齢化が急激に進む中、人口密度の低い地域や遠郊外では、買い物や医療等日常生活サービスの充足が徒歩圏では難しくなることが想定されることから、地方自治体は、高齢者の孤立化の防止や地域コミュニティの維持等の観点も踏まえ、交通需要に応じた公共交通ネットワークの構築に取り組んでおり、こうした移送ボランティアは、公共交通ネットワークを補完するものと認識している。

しかしながら、実費(ガソリン代、道路使用料、駐車場代)以外の金銭の収受が認められていないため、活動に必要な保険料や電話代等の事務経費などを徴収することができず、ボランティア確保をはじめ活動の継続が厳しい状況になっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公共交通空白地有償運送に位置づけることにより、地域公共交通会議において協議が行われるため、既存のタクシー事業者との合意を得ることができる。

有償運送が可能となることにより、継続した外出支援事業の実施が図ることができる。

対価を負担することによりサービスの提供を受ける高齢者が遠慮なく利用可能となり、高齢者の孤立化の防止や見守りなど、地域コミュニティの維持・醸成が可能となる。

根拠法令等

道路運送法第78条(有償運送)

道路運送法における登録又は許可を要しない運送の様態について(平成18年9月29日自動車交通局旅客課長)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

鹿角市、袖ヶ浦市、八王子市

○公共交通空白地有償運送の登録制度における運送主体は、社会福祉法人、NPO法人などの非営利団体が認められているが、過疎が進む山間地では、NPO法人等団体を組織する及び維持することさえ困難な地域も発生している。

○路線バスの撤退や、元々バス停までの距離がある地域、丘陵団地においては騒音・安全性の理由により路線バスの経路追加出来なかったが高齢化により移動が困難になった等の理由により、交通空白地域が点在している。地域循環バスや地域交通事業などでカバーしている地域もあるが、地域によっては、地域ボランティアによる対象者を限定して行う移送サービスを希望している。ボランティア実施者が活動に必要な経費を確保できず継続に支障をきたしているケースもあり、希望する地域への継続的な運行を行うためには、移送ボランティア活動に係る公共交通空白地有償運送の登録要件の緩和は、本市としても必要と判断している。

○本市には、バス路線(フィーダー系統)から2~3km程度離れ、タクシー事業者の営業所等もなく、移動手段の確保が困難な地域が点在している。現行の法制度では、この地域が公共交通空白地と判断されるか不明であるため、客観的に交通が不便であると認められる地域については、公共交通空白地有償運送が可能となるよう、登録要件を緩和すべきである。

○交通空白地域において、高齢化が進み自家用自動車を持たない交通弱者は、地域のボランティアによる外出支援を一層必要としている。本市において、NPO団体により実施されている外出支援を含む生活支援サービスは、上記のような理由から、年々利用者が増加しており、地域に無くてはならない存在となっている。しかしながら、一番需要の高い外出支援については、実費(ガソリン代等)以外の金銭の収受が認められていないことから、活動に必要な保険料や電話代等の事務経費などは徴収することができず、採算面で自立が難しい状況である。また、そのような経営上の問題から、提供側のボランティア確保をはじめ活動の継続が厳しい状況になっており、地域の認定を受けることにより、有償運送が可能となるような登録要件の緩和が必要となっている。

各府省からの第1次回答

自家用有償旅客運送は、バスやタクシーによっては輸送サービスを提供することが困難であり、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等の関係者が、合意した場合に実施できるものであり、実施団体は道路運送法施行規則第48条各号に列挙する営利を目的としない団体に限定しているところである。

自家用有償旅客運送については、平成27年4月より、運送の実施主体の弾力化について制度の見直しを行ったところであり、非営利性を前提に一定の組織性を有することや代表者が欠格事由に該当しないこと等を条件に「権利能力無き社団」についても実施主体とすることを可能としたことから、提案にあるような地域のボランティア団体についても、現行制度においても運営協議会等での合意を得られれば、自家用有償旅客運送の登録が可能であり、実費以外の金銭の収受を行うことができる。

なお、個々の地域が公共交通空白地有償運送を実施することができる「過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」にあたるかどうかについては、地域の関係者の協議における判断によるものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地域の関係者の協議における判断によるとあるが、判断基準が明確になっていない。

例えば、三田市のようにタクシー事業者の営業範囲であり、路線バスが通っているがバス便は通学時間帯に限られるといった地域等は「過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」とすることが可能か、判断基準をお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

所管省からの回答が「現行制度においても運営協議会等で合意を得られれば、自家用有償旅客運送の登録が可能であり、実費以外の金銭の收受を行うことができる」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

## 各府省からの第2次回答

「過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」とは、一律に基準を設けるものではなく、各地域の実情に応じた内容となるべきものである。

このため、同地域であるか否かの判断については、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、地域住民等の地域の関係者を構成員とした協議会において、当該地域の公共交通機関の輸送の状況等の地域の実情に応じて、適切に判断されるべきと考える。

また、国による判断基準を設けた場合、各地域の実情を勘案した柔軟な運送サービスの実施が困難となるおそれがある。

いずれにせよ、協議会については、適正な運営等がなされるよう、引き続き地方運輸局等において必要な合意が得られるように適切な助言等を行ってまいりたい。

## 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

172

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

空家等対策の推進に関する特別措置法の対象の拡大

提案団体

兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

管理不全となっている長屋や共同住宅でも、一部に居住実態があれば、空家等対策の推進に関する特別措置法の対象とならないことから、法の対象を拡大すること。

具体的な支障事例

【現状】

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特別措置法)第2条において、対象となる空き家は「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」とされ一棟の建築物として判断するため、長屋や共同住宅の一部に空き家があってもその他に居住や使用実態があれば空家等対策特別措置法の対象とならない。そのため、法第9条第2項に基づく立入調査、法第10条に基づく固定資産税情報の利用ができず所有者等の特定が困難であり、また、法第14条に基づく助言又は指導、勧告、命令等のもとより、行政指導すら行うことが出来ない。

【支障事例】

本県内でも、4戸が壁を共有した長屋建の建築物について、空き家になっている住宅(住戸)の一部が崩れ保安上危険となるおそれのある状態になっているが、他の住戸に居住者がいるため特措法の対象とならず、法に基づく措置ができず対応に苦慮している事例がある。当該長屋の所在市は条例を制定し指導を行っているが、条例による指導には、税制上の措置(固定資産税等の住宅用地特例)がないことから、その効果が限定的となっている。

長屋でも所有者が複数人で分かれているケースもあり、相続等により所有者がすぐに判明しないケースもあり得るが、個人情報である課税情報等の利用には条例でなく法への明記が必要であること、建物の是正命令は建築基準法でも行うことは可能であるが、防災、衛生等生活環境保全の観点からの指導等は法の趣旨を鑑み空家等対策特別措置法にて行うことが適切であることから、法改正が必要と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

H25 住宅・土地統計調査では、近畿大都市圏の空き家のうち、長屋建は約11.9万戸であり、腐朽・破損ありの空き家は半数の約6万戸となっており、今後このような問題が拡大することが想定されるが、法の対象が拡大することで、長屋等の空き家に対しても調査・指導が可能となる。その結果、全ての空き家に対して一律の対策を講じることで、住みよい環境が確保できる。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

新宿区、金沢市、春日井市、豊田市、門真市、伊丹市、岡山県、北九州市、大村市

○ 当該建築物は、壁を共有し2戸に分かれた長屋建ての建築物のうえに所有権が2つに分かれている。空き家となっている住戸の一部が崩れ保安上危険となるおそれのある状態になっているが、他の住戸に居住者がいるため特措法の対象とならない。また、空き家の所有者が死亡し相続等で権利関係が複雑化している。条例を制定し指導を行っているが、条例には、税制上の措置や略式代執行がないことから、その効果が限定的である。

○ 市民から寄せられる管理不全な建築物の相談の多くは、長屋住宅に対するものであり、また、それらの長屋住宅は所有区分されているものが大半である。しかし、1戸でも利用があれば、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等ではないとのことにより、同法第10条に基づく固定資産税情報の利用ができず、また、同法に基づく指導等が行えないため支障をきたしている。仮に、区分所有の長屋住宅が全て空家であり、当該長屋の1戸のみが管理不全であった場合でも、同法に基づく指導では、長屋住宅の全ての区分所有者に対して行うことと解説されているが、適正に維持管理されている所有者に対しても指導することとなり、同法第14条に基づく勧告を行えば、住宅用地に係る課の特例措置の対象から除外されることから、混乱が生じる恐れがある。これらのことから、長屋等で区分所有が可能な建築物の場合には、それらの区分ごとで同法の適用が可能となるよう制度改正を求める。

○ 本市は、建築基準法に基づき危険箇所の改善の指導ができる特定行政庁であることから、これまで一部が使用されている長屋建て住宅や共同住宅である老朽危険家屋に対する指導を行ってきました。しかしながら、提案のとおり法の対象を拡大することで、建築基準法ではできない課税情報等の利用が可能となり、一部が使用されている老朽長屋等の調査・指導が取り組みやすくなるため、提案に賛同致します。

○ 長屋住宅は一部の壁や母屋、屋根を共有しているため、空家となり老朽化した部分からの雨漏りなどが、隣家に直接影響を与える事が問題となっており、本市においても、土地と建物合せて住戸毎に所有権が分かれている長屋が空家となり、一部屋根が崩れている状態となっている物件が多々あり、条例に基づいて指導を行っているところである。そのような状況の中、分譲長屋の一住戸の所有者が、自己所有の敷地において建て替えを望んだとしても、解体により、老朽化した隣家の空家の崩壊を誘発する可能性がある事から、対応出来ない状態になっている場合があり、やむを得ず引っ越しを行った所有者もおり、状況によっては戸建の空家よりも問題が深刻化する場合がある。したがって、賃貸長屋の場合は現状の特別措置法に基づく考え方で問題は無いが、所有権の分かれている分譲長屋については、相隣関係に基づく民間の問題と捉えることも出来るが、本市の例にあるように空き住戸を逆に増やす結果となる可能性もある事から、特別措置法を適用出来るよう、法改正が必要と考える。

○ 市民は、一部に居住者がいる長屋が特措法の対象外であることを知らないため、本市においても、一部に居住者がいる長屋に対する相談が寄せられており、対応に苦慮している。中には、倒壊のおそれがある長屋もあることから、対象の拡大は望ましいと考える。

○ 本市においても、長屋建ての建築物について、空き住戸部分が著しく破損し、近隣住民から安全の確保を要請されている案件が複数あるが、当該空き住戸以外の住戸に居住者が存在する場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）の対象とならないため、不動産登記情報により空き住戸の所有者が判明しないときでも固定資産税課税情報が利用できず、所有者の特定にも苦慮する状況になっている。また、当該空き住戸の所有者を確知できたとしても、当該空き住戸の所有者に対しては特措法による措置を行うことができないため、その是正に向けて市が実施できることは限定的なものにならざるを得ない。このため、一部に居住実態がある長屋建て建築物や共同住宅についても特措法の対象となるよう「空家等」の範囲を拡大する改正を行うことを求める。

○ 本市においても、長屋住宅(2戸)の1戸が著しく危険な状態で、1戸が居住しているものがあります。居住している方が、生活や生命を脅かす可能性のある状態は好ましいものではないと考えていますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の適用外となり対応に苦慮しています。

○ 本市においても区分所有された3軒長屋が存在し、うち1軒に居住者がおり残り2軒が空き家となっている。このうち1軒の空き家について、屋根が一部倒壊し、室内には雑草が繁茂し、害虫の発生のみならず、小動物も棲み着いており、近隣住民からの苦情も何度もあっている。しかし、この所有者は、行政からのお願いにも聞く耳を持たない。「空家等対策の推進に関する特別措置法」を適用し、助言・指導、勧告、命令と対処することができないため、今後の対応に苦慮している。本事案及び今後でてくる可能性のある同様の事案について、ほかの空き家同様に行政として適切な対処をすべく、特措法の改正が必要であると考えた。

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第2条第1項において、「空家等」とは、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。」と定義されており、ここでいう「建築物」とは建築基準法第2条第1号の「建築物」と同義である。

長屋や共同住宅については、一棟全体で一つの「建築物」であり、一住戸は「建築物」の一區画にすぎず、一住戸ごとに「空家等」か否かを判断するものではない。

したがって、現に居住している者がいない空き住戸が多数存在するとしても、一部の住戸に居住者がおり、建築物全体としては「居住その他の使用がなされていない」とは言えないことから「空家等」として扱うことは不適當である。

なお、法令と同一の目的のもとに、法令が規制対象としていない事項について条例を制定することは、空家法に抵触しない限度で有効であることから、空家法の対象外である長屋や共同住宅を措置の対象として規定する条例を定めることは可能である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

空家法における空家等の定義に「長屋等の一部の空き家」が含まれていないため、現実に支障が生じていることから空家等の定義の見直しを提案している。

例えば、長屋の住戸のうち、使用がなされていないことが常態となっている一部の住戸が保安上危険となるおそれのある状態や衛生上有害となるおそれのある状態となっている場合でも、その住戸に対して、固定資産税情報等の利用、補修等の略式代執行、税制上の措置ができない。

また、貴省からの回答にあるように、多くの自治体が条例を定めているが、条例では上記の措置が講じられず、空き家対策への効果が限定的となるため法改正を求める。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

#### 各府省からの第2次回答

第1次回答においてお示ししているとおり、長屋や共同住宅については、一棟全体で一つの「建築物」であり、一住戸は「建築物」の一區画にすぎず、一住戸ごとに「空家等」か否かを判断するものではないことから、現に居住している者がいない空き住戸が多数存在するとしても、一部の住戸に居住者がおり、建築物全体としては「居住その他の使用がなされていない」とは言えず「空家等」として扱うことは不適當である。

なお、長屋等の問題に対応している地方公共団体の事例などがあれば、適時情報共有を行っていく。

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

##### 6【国土交通省】

(18)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)

(ii)一部が空き室となっている長屋等への対応については、各地方公共団体の取組事例等の調査を行い、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。

(関係府省:総務省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

173

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

所有者等が不存在の空家等の跡地処分における手続きの簡素化

提案団体

兵庫県、洲本市、和歌山県、徳島県、堺市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

所有者等が不存在の空家等を略式代執行した際の跡地処分について、略式代執行を行う際に不動産登記簿情報等による特定や相当の期限を定め公告を行うことから、相続人不存在とみなし、相続財産管理人を選任することなく、国又は略式代執行を行った地方公共団体に帰属できるよう、略式代執行後の跡地処分について空家等対策特別措置法に規定すること。

具体的な支障事例

【現状】

相続人の不存在等により空家の所有者を確知できない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特別措置法)第14条第10項の規定に基づき、当該空家を略式代執行により除却することができる。一方、空家等対策特別措置法における「空家等」の定義には、建物の敷地も含まれているにも関わらず、略式代執行を行った後の跡地処分についての規定がない。そのため民法第951条から第959条までの規定に従い、相続財産管理人の選任を申し立て、特別縁故者等の搜索の後、国庫に帰属させる等一般法の規定に服することになる。

【支障事例】

少子高齢化の進展に伴い、所有者のいない不動産が増加することが見込まれる中、跡地処分に当たって、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手続の開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等が、空家問題の簡易迅速な解決への支障となっている。

洲本市では、危険な空家の略式代執行を行う予定だが、跡地処分については相続財産管理人の選任等に費用がかかるうえ、1年以上の期間を要することから二の足を踏んでいる。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

相続財産管理人制度にとらわれない円滑な相続財産の国又は略式代執行を行った地方公共団体への帰属手続を確立することにより、空家除却後の跡地の適正管理や有効利用に資するものである。

根拠法令等

民法第239条第2項(無主物の帰属)

民法第959条(残余財産の国庫への帰属)

(空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項(略式代執行))

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

○ 高齢化の進展、人口減少に伴い、本市においても相続放棄され、所有者不存在となる土地、家屋が増加しつつある。相続放棄され所有者不存在となった土地家屋は、安定した税収が見込める固定資産税にも深刻な影響を与え続けることとなり、早急に対処する必要があるが、現行では、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手続の開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等から迅速な対応への支障となっている。所有者不存在となった相続財産の簡易的帰属手続を確立することで、資産価値を失いつつある財産の有効活用が図られる。

○ 所有者等が不在の空家について、相続財産管理人制度を利用し、建物及び跡地処分を行った事例あり。弁護士との調整、跡地の処分等の問題を解決するのに相当の時間がかかった。跡地の購入者が見つかったため解決に至ったが、見つからない場合等は同様の支障が生じる恐れがある。

○ 所有者が不明であっても倒壊等のおそれがある場合等には、市として略式代執行せざるを得ないことがあり得るが、危険な建物を取り壊したあとも、当該土地の所有者不明の問題は残り、土地利用について滞ってしまう。これに対し、別途、相続財産管理人制度等によりこれを解決するのではなく、関連する問題として、空家等対策特別措置法により、当該地を地方公共団体等へ帰属できるようにするなど、跡地問題も含めた制度改正を求める。

○ 本市の事例は、2軒長屋の1軒が法定相続人のいない空家となっており、現在は管理不良な状態にはなっていない。また長屋で1件は居住者がいるため、特別措置法の対象とはならず、本市の条例に基づいて処置を行っているが、状態の変化を定期的に確認する事しか出来ない状態である。その上で、特別措置法や条例以外の法による措置を考えた場合、民法に基づき、相続財産管理人を選任の上、国庫帰属の手続きを取る事となるが、隣家と切り離して戸建を建設する事は土地の面積を考慮すれば、困難であり、実際問題としては国庫帰属も難しいと思われる。このような場合で、隣家の所有者が購入の意思がある場合や、地元での集会所利用などの意向がある場合は、地方自治体へ帰属し、処置を行う方が有効な場合があると考えられる。

○ 本市においても、所有者が失踪し、行方不明になっている危険空き家の対応に苦慮している案件があるほか、現在、指導を継続している危険空き家の中には、現所有者に相続人となる者がいない物件も存在している。今後、このように所有者等が存在しない危険空き家が増加し、必然的に略式代執行に至る案件も増えていくことが想定されるが、除却後の跡地の処分について、財産管理人制度では、その費用負担や財産管理期間の長期化などの課題があり、市が直接かつ容易に危険空き家を除却することが困難になる一因となっている。このため、略式代執行後の跡地について、財産管理人を選任することなく、国又は当該略式代執行を行った地方公共団体に帰属させることができるよう空家等対策の推進に関する特別措置法に規定することを求める。

○ 例えば、土地と建物の所有者が異なる場合も考えられるため、様々な状況を想定した上で規定することが望ましい。

○ 所有者を特定できずに、措置できない。また、市で代執行するにも請求先がなく、税金からの持ち出しとなるため市の負担になるため、対応できずにいる。相続人の全てが放棄の意思表示をしている案件が既に発生しており、その対応に苦慮している。建物が除去できたとしても土地の処分に時間と費用がかかる状態では、除去等の執行を決断する際に支障となる。

○ 所有者等が不在の空家について、相続財産管理人制度を利用し、建物及び跡地処分を行った事例あり。弁護士との調整、跡地の処分等の問題を解決するのに相当の時間がかかった。跡地の購入者が見つかったため解決に至ったが、見つからない場合等は同様の支障が生じる恐れがある。

## 各府省からの第1次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づき略式代執行を行う際に所有者等の調査や公告を行うことは、特定空家である建築物を除却する場合において、当該建築物の所有者等に対して命令するために行われる手続であり、当該特定空家の敷地について行われた手続ではない。

空家法に基づく略式代執行により特定空家である建築物を除却した後の敷地に係る所有権を、何らの手続を経ることなく一方的に国又は略式代執行を行った市町村に帰属させることは、個人の財産権を侵害するものとなるので対応は困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、空家法上「空家等」の定義には建物の敷地も含まれていることから、同法に基づく略式代執行の際に、敷地も含め公告をすることで、相続財産管理人制度における公告の手続を代用することができないかというものである。

相続財産管理人制度の手続きの代用が困難であれば、略式代執行後の跡地の所有権を持つ者を市町村長が確知できない場合には、市町村長から国に申出することで、検察官の請求により利害関係人を立てるなど、市町村に負担とならない手続について検討していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【八尾市】

「現行では、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手続の開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等から迅速な対応への支障となっている。所有者不存在となった相続財産の簡易的帰属手続を確立すること」との記載についての回答がない。

民法 959 条の国庫帰属に関する規定について、相続人不存在の物件について、一定の要件のもとで、地方公共団体に帰属させる等の新たな制度の確立を模索してもよいのではないか。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 10 項に基づく略式代執行に伴う公告と、民法に規定する相続財産管理人制度に係る各種公告とはその目的、内容や主体を異にするものであり、手続を代用させることは困難である。

また、「検察官の請求により利害関係人を立てる」との趣旨は必ずしも明らかではないが、相続財産管理人の選任を申し立てる意思のない利害関係人に選任申立てを強制する制度の創設を要望する趣旨であるとすれば、私的自治の原則に反するものであり、対応は困難である。

#### 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

174

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

公営住宅の地域対応活用にかかる期間の緩和について

提案団体

兵庫県、豊岡市、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

公営住宅をUIJターナー向け住宅に活用できる地域対応活用について、通知により活用できる期間が原則1年間とされていることから、事業主体が地域の実情に応じて弾力的な活用期間を設定できるよう緩和すること。

具体的な支障事例

【現状】

住宅の多様な需要に対応するため、本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲で地域の実情に応じた対応を行う「地域対応活用」の実施が認められているが、地域対応活用を実施できる期間は通知により原則として1年以内で設定することとされている。

【支障事例】

国を挙げて「地方創生」に取り組む中、本県も地域創生戦略を策定し、長期にわたる施策として、各市町の定住支援施策等と連携しながら、一定の県営住宅で継続的に地域対応活用を実施したいと考えているが、原則1年以内の期間となっており、地域創生戦略の計画期間(5年間)を通じた継続的な事業展開ができない状況にある。

既に地域対応活用を実施している県内の市では活用団地等に変更が無い場合でも承認申請を毎年行わざるを得なくなっており、「事務的に手間がかかる」、「既存公営住宅のストックの有効活用の点から、地域で活用期間を定めたい」との意見がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域対応活用の活用期間に係る制限を緩和することで、承認申請を数年ごとに行うことも可能となり、手続の簡素化が図られるとともに、公営住宅ストックの有効活用にもつながる。

根拠法令等

「公営住宅の地域対応活用について」(H21.2.27 国住備第117号国土交通省住宅局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

## 各府省からの第1次回答

公営住宅は、国の補助を受けて、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸するために整備されるものであって、用途もこの目的に沿ったものに限定されるところであり、事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づく承認を得た上で、公営住宅を目的外使用させることができる。

急激な経済情勢の変化、災害の発生等の現時点では想定することが困難な事象の発生により、住宅に困窮する低額所得者を取り巻く地域の住宅事情が急変することも考えられること等から、長期に渡る目的外使用は公営住宅の本来の目的の妨げになるおそれがある。このため、目的外使用の期間については、承認申請以後の地域の住宅事情を事業主体において確認するよう求める趣旨等から、原則1年以内で設定していただくよう通知している。なお、当初の目的外使用の期間を経過後、地域の住宅事情に特段の変化が無ければ、目的外使用の期間を更新していくことは可能である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方創生に資するため、国においてもUJIターンを促進しているなか、地方においても公営住宅を活用した「お試し居住」を推進している。しかし、就業や居住先等を探す必要があるため、結果として大半のお試し居住者が1年以上居住しているにもかかわらず、地域対応活用は原則1年以内とされており、地域の実態と合っていない。

自治体の自主的な判断と責任のもと、公営住宅の本来の目的を妨げることない範囲で、地域の実情に応じて使用期間を定められるよう、現行の「原則1年以内」とする規制の緩和を求める。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 各府省からの第2次回答

第1次回答においてお示ししているとおり、急激な経済情勢の変化、災害の発生等の現時点では想定することが困難な事象の発生により、住宅に困窮する低額所得者を取り巻く地域の住宅事情が急変することも考えられること等から、長期に渡る目的外使用は公営住宅の本来の目的の妨げになるおそれがあるため、目的外使用の期間を1年以内とし、事業主体に対し、引き続き目的外使用しても公営住宅の適正かつ合理的な管理の支障のないことを確認していただくよう求めているものである。

なお、当初の目的外使用の期間を経過後、地域の住宅事情に特段の変化が無ければ、目的外使用の期間を更新していくことは可能である。

## 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

### 6【国土交通省】

#### (3)公営住宅法(昭26法193)

(iii)公営住宅の地域対応活用に係る期間の更新については、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内であればその回数に制限はないこと及び更新の際に設定可能な期間について、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

190

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

生産緑地地区指定の面積要件の要件緩和

提案団体

兵庫県、京都府、和歌山県、京都市、堺市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合でも、生産緑地地区としての優遇措置を受けられるよう、下限面積や解除要件の緩和・条例委任等、地域の実情を考慮した特例の設定

具体的な支障事例

【現状】

平成27年4月に都市農業振興基本法が成立。平成28年5月に策定された都市農業振興基本計画においても、生産緑地に関し、500㎡未満の農地やいわゆる「道連れ解除」への対応の必要性が明記されるなど、都市農業の振興、多面的機能の発揮が求められている。

【支障事例】

本県では、平成26年度9件(約2,000㎡)、平成27年度4件(約800㎡)が自己都合によらず生産緑地を解除されている。例えば、複数人で1団の生産緑地の認定を受けていたが、そのうち1名が死亡した。しかし、その者には農業の後継者がおらず、その農地を手放すこととなったため、全体として緑地面積が500㎡を満たさなくなり、残りの者は農業を継続したいにも関わらず生産緑地の指定は「道連れ解除」となった。また、公共事業用地として収用され、生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合でも、生産緑地地区の面積要件を欠いているとされ、生産緑地地区の指定が解除される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

意欲ある農業者が営農を継続できるだけでなく、都市における農地の減少が緩和されることから、雨水貯留などの防災効果やヒートアイランド対策、環境学習体験の場としての活用など、農地の多面的な効用を享受することができる。

根拠法令等

生産緑地法第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

練馬区、横浜市、名古屋市、伊丹市

○本市でも同様の事例があり、平成27年度は17件(約4,480㎡)あった。

○実際に解除に至った事例はないが、身体的不都合により買取り申出を検討していた生産緑地の主たる従事者が、隣接する生産緑地の従事者から「道連れ解除」の同意が得られないため、買取り申出を断念するケース

があった。

○当初指定の平成4年以降、計12件(約0.35ha)の道づれ解除が発生している

○本市においても、自己都合によらない道連れ廃止は、平成26年度に2件(約400㎡)、平成27年度に2件(約700㎡)ある。特に、公共施設の設置に伴う道連れ廃止については、下限面積の引き下げの必要性を感じている。

○本区においても、複数人で1団の生産緑地の認定を受けている農地があり、相続発生時等に道連れ解除が発生する可能性がある。

平成12年には生産緑地の認定を受けているA所有の農地が道路買収により、分断された。片側の農地が面積要件の500㎡を下回る事となったが、その農地に隣接するB所有の生産緑地と合わせて1団の生産緑地として指定できたため道連れ解除は回避された。しかし、平成23年度にはBに相続が発生し生産緑地の解除をした結果、A所有の生産緑地は面積要件を欠く事となり生産緑地ではなくなってしまった。

都市農地は、安全で新鮮な農産物の生産に加え、防災、食育など多様な機能を有しており、都市生活に必要なものである。本区は、市街化区域内農地をもつ都内38の区市町で構成される都市農地保全推進自治体協議会の会長区として、他の自治体と連携し、都市農地の保全に向けた制度改革等を国へ要望するなどの活動を行っており、平成27年10月に農林水産省、11月に国土交通省へ次の内容を含む要望を提出している。

〈要望内容〉

1 現在500㎡以上としている生産緑地地区の面積要件について、基礎自治体が自ら設定できるよう法制度を見直すこと。

2 小面積の農地をまとめて一団で指定された生産緑地の一部が相続等により指定解除され、残された生産緑地が下限面積を下回った場合について、道連れ削除を行わないよう法制度を見直すこと。

#### 各府省からの第1次回答

生産緑地地区の面積要件については、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として500㎡と設定している。

また、生産緑地地区については、農業と他の業種等との税の公平性にも配慮した上で、税制上の特例措置が設けられており、地域毎に設定された面積要件に基づく指定ではこのような国としての特例措置を設けることに適さないため、全国一律の基準を設定している。

このため、現時点ではご提案の内容を措置することは困難であるが、都市農業振興基本計画(平成28年5月閣議決定)において、「現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区については、都市農業振興の観点も踏まえ、農地保全を図る意義について検討した上で、必要な対応を行う。」とされており、検討を進めているところである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

急速に失われている都市農地の希少性に鑑み、その保全を図る観点から、提案の趣旨に沿った速やかな検討をお願いする。

また、都市農業振興基本計画では、早期に地方計画を作成するよう努めるものとしている。地方公共団体が地方計画の策定に遅滞なく着手できるよう、検討の方向性、中身と今後のスケジュールを明らかにしていただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【練馬区】

生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区について、農地として保全できるよう、速やかに制度改革されたい。特に、税制度については、生産緑地と同等の課税となるよう法改正されたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件については、条例に委任する又は条例による補正を許容すべきである。

**【全国市長会】**

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

**各府省からの第2次回答**

検討の方向性や中身に関しては、1次回答のとおりであり、当該内容について速やかに検討して参りたい。

**平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容**

**6【国土交通省】**

(13)生産緑地法(昭 49 法 68)

生産緑地地区の規模要件(3条1項2号)については、「都市農業振興基本計画」(平成 28 年5月 13 日閣議決定)に基づき、現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない 500 m<sup>2</sup>を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることとなった生産緑地地区について、小規模な農地を保全する観点から生産緑地制度の要件の緩和を検討し、平成 29 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

197

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更における規制緩和)

提案団体

広島県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

(1) 空き家を宿泊施設として旅館業を営む際、家族などの特定の1グループで、10人以下など少人数への1棟貸(住宅の規模が2階以下かつ300㎡未満)を行う場合は、住宅とみなして建築基準法を適用することとし、ホテル・旅館への用途変更を不要とすること。

(2) (1)の対応ができない場合、ホテル・旅館の規制について、戸建住宅と同様の規制に緩和すること。

【規制緩和を提案する規定】

- ① 界壁・間仕切壁
- ② 排煙設備の設置
- ③ 内装制限
- ④ 屋内階段の寸法

なお、法施行前の建物は、既存のまま宿泊施設として利用できるようにすること。

具体的な支障事例

【支障事例】

本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家をホテル・旅館に用途変更する場合、建築基準法に定める基準を満たす必要があるが、古民家などの空き家が持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながっており、空き家の宿泊施設としての利用が進んでいない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正の必要性】

不特定多数が宿泊する大規模なホテル・旅館とは異なり、家族や友人などの特定の1グループで10人以下の少人数のグループに対して1棟貸(2階以下かつ300㎡未満)を行うような事業を想定している。実態としては、家族の実家に帰省して宿泊する場合など一般の住宅に宿泊する場合と同様であり、その性能・用途は住宅と同等と思われる。これは国内外からの誘客促進、観光地としての魅力向上、宿泊施設不足や空き家の有効活用を推進するものである。

ただし、安全性確保のため、避難経路での非常用照明の設置(※)、屋内階段の両側に手すりの設置を条件とする。

根拠法令等

- (1) 建築基準法別表第2, 建築基準法第87条
- (2) ① 建築基準法第26条, 建築基準法施行令第114条

- (2)②建築基準法第 35 条, 建築基準法施行令第 126 条の 2  
(2)③建築基準法第 35 条の 2, 建築基準法施行令第 128 条の 4, 第 129 条  
(2)④建築基準法第 36 条, 建築基準法施行令第 23 条  
※建築基準法第 35 条, 建築基準法施行令第 126 条の 4

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

鹿角市、徳島県、愛媛県

○本県においては、利用予定のない空き家が住宅戸数の約1割を占めており、この課題に対応するため、2F以下300㎡未満の戸建ての空き家を旅館等に用途変更する際の規制緩和は有効と考える。

○市内で一時期部屋賃の民泊を営まれた実績は存在しますが、採算面で現在廃業をされています。

現在本市には、ホテルが4軒、ビジネスホテルが2軒、旅館が2軒、簡易宿泊施設が1軒の計9軒の宿泊施設が営業されており、他に宿泊可能な多目的活動施設が1箇所ありますが、地域まつりなどのイベント時を満室の状態です。

民泊については今後の検討課題と考えています。

○空き家オーナーからは宿泊施設として活用してほしいという要望があるが、建築基準法の基準を満たすためには設備投資によるコストと手続きに時間を要し、支障がある。

例えば、古い日本家屋の場合、階段の勾配は、現行の旅館の基準に合致していない物件も多く、勾配を確保するため部屋を潰して階段にする、物件としてあきらめる、といった事例があり、魅力的な古民家でありながら、宿泊施設として活用できていない事例がある。

また、内装制限については、準不燃性能等の壁紙での対応が可能であるが、古民家としての魅力が減少するおそれがある。使用方法にも着目した検討が必要である。

○100㎡以上の戸建住宅を移住・交流のための簡易宿泊所(ゲストハウス)として改修する計画があり、古民家の魅力を活かすためにも、必要最低限の改修とする等の規制緩和が必要である。

#### 各府省からの第1次回答

建築基準法の規制は、国民の生命を守るための最低限度の基準を定めたものであるため、規制の緩和は、技術的な検討を行い、代替措置の安全性を十分に確かめる必要がある。

(1)用途については、防火避難上の安全性や市街地環境の保全の観点から分類されており、利用実態から判断される。「住宅」は特定少数の居住の用に供するものであり、「ホテル・旅館」は不特定の利用者で避難経路を熟知しない者の利用が想定されることから、同じ用途として取り扱うことはできない。したがって、旅館業を営む際、たとえ建物が小規模で宿泊者が少人数であっても、不特定の利用が想定されることから、用途を住宅とみなしてホテル・旅館への用途変更を不要とすることは困難である。

(2)①～③防火上主要な間仕切壁や排煙設備、内装制限などの規定については、防火上・避難上の安全性を確保する観点から、用途や規模に応じて適用関係が定められているため、ホテル・旅館において戸建住宅と同様の規定を適用することは困難である。なお、これらについては、これまで安全性に関し技術的な整理ができたものについては順次合理化してきており、規模の大きなものを除けば、連動型住宅用防災警報器等の設置などの代替措置によって、用途変更することも既に可能である。また、個別に避難安全検証の実施により安全性を確認することもできる。④屋内階段の寸法については、No.48への回答のとおり、今後、技術的検証をもとに、一定の要件(規模や追加の安全措置等)を満たした階段においては、寸法の基準を緩和できるよう告示の改正を検討している。

なお、住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係省庁間での検討を進めているところである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

屋内階段の寸法については、「今後、技術的検証をもとに、一定の要件(規模や追加の安全措置等)を満たした階段においては、寸法の基準を緩和できるよう告示の改正を検討している」とのことなので、迅速な検討をお願いします。

また、「住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係省庁間での検討を進めている」とのことなので、こちらも併せて迅速な検討をお願いします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

ただし、建築物の用途に適合した安全性の確保は必要であるとする。

各府省からの第2次回答

—

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(1)建築基準法(昭25法201)

(i)寄宿舍の階段基準については、住宅を寄宿舍に転用することを想定し、地方公共団体及び事業者の意見を踏まえ、一定の要件(規模、追加の安全措置等)を満たした場合に当該基準の合理化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

198

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更の確認申請手続きの緩和)

提案団体

広島県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合、住宅からホテル・旅館への用途変更の確認申請について、現行の100㎡から300㎡に緩和するとともに、300㎡以下の建物については、旅館業法の許可申請時に提出する申請書により、法令審査を行う。

具体的な支障事例

【支障事例】

用途変更の申請においては、設計図等の提出が求められており、事業者には手続き上の負担が生じている。また、用途変更が100㎡を超える建物が対象となることから、実態として、100㎡を超える空き家の利用が進んでいない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正の必要性】

300㎡以内の建物については、用途変更の確認申請を不要とし、旅館業法の許可申請時に提出する申請書（図面等を含む）により法令審査を行うこととし、手続きと提出書類が簡素化され、事業者の負担軽減につながる。

また、100㎡を超える空き家の利用が進み、空き家の宿泊施設としての利用を促進し、国内外からの誘客促進、観光地としての魅力向上、宿泊施設不足や空き家問題に対する取組の推進につながる。

根拠法令等

建築基準法第87条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

徳島県、愛媛県

○本県においては、利用予定のない空き家が住宅戸数の約1割を占めており、この課題に対応するため、300㎡未満の戸建ての空き家を旅館等に用途変更時の確認申請を不要にすれば空き家の有効活用が促進される。  
○市内で一時期部屋賃の民泊を営まれた実績は存在しますが、採算面で現在廃業をされています。  
現在本市には、ホテルが4軒、ビジネスホテルが2軒、旅館が2軒、簡易宿泊施設が1軒の計9軒の宿泊施設が営業されており、他に宿泊可能な多目的活動施設が1箇所ありますが、地域まつりなどのイベント時を満室の状態です。

民泊については今後の検討課題と考えています。

#### 各府省からの第1次回答

建築基準法の規制は、国民の生命を守るための最低限度の基準を定めたものであり、一定の規模以上の特殊建築物(不特定多数の利用者が見込まれるもので、防火避難安全上の配慮が必要な建築物)への用途変更に際して、立地規制に合致することや、適切な防火避難安全上の措置が講じられていることを確認するため、確認申請の手続きを求めている。

本提案の趣旨は、100㎡以上300㎡未満のホテル・旅館に対して、建築基準法上の用途変更の確認申請手続きの代わりに、旅館業法の許可申請時に提出する申請書により、法令審査を行うことで手続きの緩和を図ることと解するが、

① 旅館業法の許可申請時に添付する書類は、建築基準法で求める最低基準を確保しているかどうかを確認するための書類と根本的に異なり、必要情報が不足しているため、建築基準法に適合するか否かの法令審査を行うことは不可能である。

② ご提案が、仮に、旅館業法の許可申請において建築基準法で求める基準への適合判断を行うことを含むとすると、建築基準法においては、専門的知識を有する建築主事が法令審査を行うこととしていることから、旅館業法の許可部局で建築基準法で求める基準への適合判断は困難と考えられる。

このため、建築基準法上の用途変更の確認申請手続きの代わりに旅館業法の許可申請時の申請書により法令審査を行うことは実質的に不可能である。

また、旅館業法の許可申請と建築基準法の確認申請の窓口を一本化することにより、事業者の手続きを円滑化することについては、各地方公共団体において検討いただきたいが、上記②の理由により、窓口においては、必要とされる申請図書の有無等について確認の判断が求められることに留意されたい。

なお、住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係省庁間での検討を進めているところである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係省庁間での検討を進めている」とのことなので、迅速な検討をお願いします。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

ただし、建築物の用途に適合した安全性の確保は必要であると考えます。

#### 各府省からの第2次回答

—

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

199

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

## 提案事項(事項名)

戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和((1)特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化, (2)特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例制定の際の大臣同意の廃止)

## 提案団体

広島県

## 制度の所管・関係府省

国土交通省

## 求める措置の具体的内容

空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合, (1)特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化を求める, (2)都市計画法上の特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例の制定時には, 国土交通大臣の承認が必要であることから, 同意を要しない協議に緩和する。

## 具体的な支障事例

### 【支障事例】

- (1)規制改革会議の第4次答申では, ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において, 民泊サービスの実施を可能とする方向で検討することとしている。今後, ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において, 民泊サービスのほか, 空き家をホテル・旅館とする事例の増加が予想される。
- (2)特別用途地域内で規制を緩和する条例を制定する場合, 大臣の承認が必要であり, 承認には, 下協議に6か月, 事前協議に3か月, 承認申請に3か月要しており, 地方側の負担となっている。

## 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

### 【制度改正の必要性】

- (1)今後, ホテル・旅館の建築制限のある用途地域における建築の許可基準を明確化, 公表することにより, 事務の円滑かつ効率的な運用が期待される。
- (2)承認から同意を要しない協議とすることにより, 事務負担の軽減, 事務処理の迅速化が期待できる。  
なお, 都市計画を策定する際に国土交通大臣の同意を得ていることから, 大臣の承認ではなく同意を要しない協議で十分と考える。

## 根拠法令等

- (1)建築基準法第48条
- (2)建築基準法第49条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例 (主なもの)

徳島県、愛媛県

○宿泊施設へ立地規制がかかる用途地域においても、空き家は多数存在しており、基準を明確にし、許可可能となることにより空き家利活用の選択肢が広がる。

○市内で一時期部屋貸の民泊を営まれた実績は存在しますが、採算面で現在廃業をされています。

現在本市には、ホテルが4軒、ビジネスホテルが2軒、旅館が2軒、簡易宿泊施設が1軒の計9軒の宿泊施設が営業されており、他に宿泊可能な多目的活動施設が1箇所ありますが、地域まつりなどのイベント時を満室の状態です。

民泊については今後の検討課題と考えています。

○ホテル・旅館の建築制限のある用途地域における建築の許可基準を明確化し、公表することは、必要と考える。

※旅館業法に基づく旅館業の許可の基準に関しては、上記の地域的規制を前提とした上で、申請物件ごとに許可の適否を判断する。

## 各府省からの第1次回答

建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模が定められている。そのため、ホテル・旅館については、良好な住居の環境を保護することを目的とする住居専用地域については、原則として立地することはできない。ただし、以下の場合には、当該用途地域でホテル・旅館を建築することが可能である。

①地方公共団体が、土地利用の動向を勘案し、土地利用計画の実現を図るため適切な用途地域へ変更する場合

②特別用途地区や地区計画等を活用して、条例により建築物の用途規制の緩和を定めた場合

③特定行政庁が、住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがない等と認めて許可した場合

(1)③に係る許可については、地域における市街地環境への影響等地域の実情に応じて個別に判断する必要があるため、国から一律に許可基準を示すことは困難である。

(2)建築基準法第49条に規定する特別用途地区内では、当該区域内の用途制限について、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で用途制限を緩和することができる。用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものであり、その緩和は、建築物の最低限の基準を例外的に緩和するものであるため、国土交通大臣の承認が必要である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(1)については、住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」において議論する内容であるため、関係省庁間での迅速な検討をお願いする。

(2)特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例制定の内容は、地域の実情に応じて個別に判断し定められるものであることから、国土交通大臣の承認を必要としないよう、検討をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

特別用途地区は市町村が都道府県と協議して決定するものであり、その目的を達成するためにふさわしい建築物の用途は地方公共団体において適切に判断することが可能である。このため、国土交通大臣の承認は廃止すべきである。

### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

また、大臣承認に要する手続きの簡素化、時間の短縮などについても検討すること。

## 各府省からの第2次回答

用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものである。これを緩和する条例を制定することは、個別の建築物について特

例的に許可することとは異なり、基準そのものについて一般的な緩和を認めることになり、規範の定立そのものであるため、大臣の関与は不可欠と考える。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

216

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

「道の駅」等道路空間設置型水素ステーション実現のための規制緩和

提案団体

徳島県、滋賀県、兵庫県、鳥取県、京都市

制度の所管・関係府省

経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

「道の駅」等の道路空間に設置する水素ステーションを、道路法第 32 条第 1 項第 1 号の「その他これらに類する工作物」の占用許可対象物件とすること。

具体的な支障事例

本県では平成 27 年 10 月に「徳島県水素グリッド構想」を策定し、県として水素ステーションの普及促進を推進しているところである。  
道路利用者が気軽に立ち寄ることができ、県下に広がる「道の駅」等の道路空間への設置を促すことで、水素ステーションの普及につながることを期待できるが、現在、道路法第 32 条の占用許可対象物件とはなっていないため、「道の駅」等の道路区域に設置することができない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「道の駅」等の道路空間へ設置が可能となることにより、水素ステーションの普及促進が期待できる。

根拠法令等

道路法 32 条  
道路法施行令第 7 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、豊田市、長崎県

○ FCV の普及のためには、商用水素ステーションの整備が不可欠であるが、その整備に当たっては、道の駅をはじめ、より多くの自動車を利用する様々な場所にも整備されるよう、規制緩和を積極的に進める必要がある。

各府省からの第 1 次回答

道路法に定める占用許可対象物件は、道路の本来の機能である一般通行機能に支障を及ぼさない範囲内で定められたものである。  
ご提案の水素ステーションについては、物件の規模が大きく、また、安全性の確保について特段の配慮が必要であると認識しているため、具体的に道路区域内に設置しようとする工作物、設置しようとする位置、道路上に

設置しなければならない必要性等をお示し頂いたうえで、それを道路上に設置することによる道路の交通又は構造に与える影響や道路管理上の支障の有無、安全が確保されるか等について検討して参りたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

水素は新たな技術分野であるため、安全性の検証を十分に行う必要があることは認識しているが、正しく取り扱えば、ガソリンと同様の安全性を確保できると考えている。また、利用者の利便性を考えた水素ステーションの普及を図る上では、「道の駅」等の道路区域内に設置することが適当な場合も考えられる。

このことから、まずは、ガソリンスタンドと同様に、水素ステーションを道路法第32条の占用許可対象物件としていただき、その後、設置しようとする水素ステーションが、高圧ガス保安法に規定されている安全性が担保されているかや、道路の本来の機能である、道路交通の安全の確保とその円滑化を図るために支障を及ぼさないか否か等により判断するような仕組みとしていただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。  
なお、検討に当たっては、安全性を最優先に配慮されたい。

#### 各府省からの第2次回答

道路法に定める占用許可対象物件は、道路の本来の機能である一般通行機能に支障を及ぼさない範囲内で定められたものであることから、ご提案の水素ステーションを占用許可対象物件とすることが適切か否かを検討する必要がある。

当該検討の材料として、貴団体において道路区域内に設置しようとする工作物の特徴の詳細、設置しようとする位置、道路上に設置しなければならない必要性等を具体的にお示し頂きたい。

また、水素の正しい取扱いとは具体的にどのような方法を指しており、その場合にガソリンと同様の安全性を確保できると考えられる理由についても併せて説明願いたい。

それらの回答を踏まえて、水素ステーションを道路上に設置することによる道路の交通及び構造に与える影響や道路管理上の支障の有無、十分な安全性が確保されるか否か等を勘案のうえ、これを占用許可対象物件とするものの適否について検討して参りたい。

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

222

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

過疎地域及びそれに類する地域(以下、「過疎地域等」という)における「二次交通」確保のため道路運送法の規制緩和

提案団体

徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

バス・タクシー等の既存交通事業者が十分に存在しない場合など、一定要件のもと、自家用有償旅客運送の実施主体に地方公共団体の要請を受けた旅館事業者等の民間事業者を加えること。

具体的な支障事例

現行法上、道路運送法(78条)において、自家用有償運送の実施主体は、市町村、NPO法人、社会福祉法人、商工会議所等(以下、「準公的団体」という。)に限られているが、過疎化地域等においては、公共交通機関が十分でない地域も多く、観光誘客上の「二次交通」の確保が観光誘客上の課題となっている。一般の旅行者からの声もあり、また、現状の非営利団体(NPO法人等)だけの運送では、不十分となっている。過疎地域等においては、人的制約及び距離的制約などから、対応可能な準公的団体も少なく、制度が十分に活用できていない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

自家用有償運送に対応可能な準公的団体が存在しない地域においても、観光誘客上の「二次交通」の確保につながる。

根拠法令等

道路運送法第78条、同法施行令第48,49条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

鹿角市、美馬市

○中心市街地から離れた地域では旅館等が自らの営業のため送迎バスを運行している例が見られるが、こうした地域では、バスの便数が少ない、タクシー事業者の営業所が無いなど、移動手段が確保できない場合が多い。旅館等も登録可能になることで、二次交通及び生活に関する移動手段の確保に繋がる。

○本市は自家用車による移動が主流であり、公共交通機関としてJRの駅があるが駅を降りてからの交通手段が徒歩、タクシーに限られるのが現状である。市内宿泊業者も、予約段階で送迎途中に観光地へ立ち寄れるか等の問い合わせもいただくが、できない旨を伝えると、予約に結びつかないケースがあったとの話を聞く。規制緩和が進めば、観光誘客上の「二次交通」の確保につながり、本市の課題である通過型観光地から滞在型観光に向けた商品開発に結びつくと考えられる。

○平成27年4月1日付の道路運送法施行規則の改正により、自家用有償旅客運送の実施主体として「権利能力なき社団」も認められ、観光関係の協議会等も自家用有償旅客運送の実施主体となることが可能になった。観光関係の協議会等が存在しない場合には、旅館事業者等民間事業者が観光客向けの移送サービスの担い手となることも、地域の活性化に向けた公共交通網を形成するうえで必要となってくる可能性はあるが、いずれにせよ、既存の交通事業者が担う部分と自家用有償旅客運送で担う部分の役割分担について、市町村が主体となって調整し、地域公共交通会議等の場で議論したうえで、双方納得する形で明確化する必要があると考える。

#### 各府省からの第1次回答

自家用有償旅客運送は、バスやタクシーによっては輸送サービスを提供することが困難であり、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等の関係者が、合意した場合に実施できるものであり、実施団体は道路運送法施行規則第48条各号に列挙する営利を目的としない団体に限定しているところである。

自家用有償旅客運送については、平成27年4月より、運送の実施主体の弾力化について制度の見直しを行ったところであり、非営利性を前提に一定の組織性を有することや代表者が欠格事由に該当しないこと等を条件に「権利能力なき社団」についても実施主体とすることを可能としている。

自家用有償旅客運送制度は、旅客自動車運送事業が成り立たない地域において、例外的に認められるものであることから、実施主体を非営利団体に限っているところであり、営利性を有する民間事業者が有償運送を行う場合は、道路運送法上の事業許可を取得して行う必要がある。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

自家用有償旅客運送は、平成27年4月より、実施主体が拡大されたところであるが、過疎地等においては、人的制約等により、依然として運行の担い手確保が困難な地域も存在する。

このため、地域公共交通会議において、関係者の合意が得られた場合など、一定の要件を満たした場合に限って、実施主体に旅館事業者等の民間事業者を加えることが必要であるとする。

観光誘客における「二次交通」の確保や、地域住民の足の確保といった、地域の実情に応じた持続可能な公共交通ネットワークの構築のため、再検討をお願いしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

#### 各府省からの第2次回答

有償旅客運送は、安全・安心の確保の観点から、原則として、安全体制等が適正に確保された一般旅客自動車運送事業者によって行われるべきものである。

しかしながら、少子高齢化、過疎化等の進行により、一般旅客自動車運送事業者が採算性の面から継続が困難な地域を中心に撤退が進んでおり、地域の生活交通の確保が大きな課題となってきている。このように一般旅客自動車運送事業によっては、地域住民に対する十分な運送サービスが提供されない場合においては、これを補完する目的として自家用有償旅客運送制度が創設された。

このため、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー等によっては輸送サービスを提供することが困難であり、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、地域住民等の関係者が合意した場合に実施できるものとし、また、実施主体は道路運送法施行規則第48条各号に列挙する営利を目的としない団体に限定しているところである。

また、平成27年4月より、非営利性を前提に一定の組織性を有することや代表者が欠格事由に該当しないこと等を条件に「権利能力なき社団」について自家用有償旅客運送の実施主体となることを可能としており、人的制約等により、依然として運行の担い手確保が困難な地域においても、自家用有償旅客運送が行うことが可能となるような対応をしているところである。

自家用有償旅客運送制度は、旅客自動車運送事業が成り立たない地域において、例外的に認められるものであることから、実施主体を非営利団体に限っているところであり、営利性を有する民間事業者が有償運送を行う場合は、道路運送法上の事業許可を取得して行う必要がある。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

229

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

道路運送法における登録又は許可を要しない運送態様の規制緩和

提案団体

湯沢市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

平成 18 年9月 29 日発出の自動車交通局旅客課長から事務連絡、同通知1(3)で、ボランティア活動における送迎行為等を前提に「運送目的、運送主体にかかわらず、自動車の実際の運行に要するガソリン代等のサービス提供を受ける者が支払う場合は、社会通念上、通常は登録を要しないと解される」とある。市町村の事業で、市町村の保有する自動車で行う「地域ボランティア活動やNPO法人・地域住民団体等が行う公共的・公益的活動に伴う送迎等の運行」についても上記の考え方が適用できるよう規制緩和(解釈変更)していただきたい。

具体的な支障事例

現行の解釈では、市の事業として市が保有するバスで行う運送送迎業務にかかわる経費(人件費、ガソリン代、道路使用料、駐車場代)全て公費で負担しなければならないため、ガソリン代等の実費を徴収することさえも「有償運送」にあたることされているため、次の団体等への運送支援を実質的に制約している。①公設、私設を問わず、市内保育園の園外活動(遠足等)②NPO法人が主催、市が後援する活動を伴う公共的または公益的活動③地区センター、老人クラブ等、地域住民団体による移動を伴う活動

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

特にNPO法人や地域住民団体との共催や後援する事業へのかかわりが土曜・日曜、祝祭日に集中、その運転経費全てを公費で負担しなければならないため、特別な事情がない限り、利用は見合わせている状況である。今後の人口減少を見据えれば、全てを公費負担にするのではなく、一定程度の実費徴収を行うことで、持続可能なサービスが提供できると考えられる。市民と行政による参加協働のまちづくりを提唱し、市民活動団体やNPO法人のボランティア活動や公共的、公益的活動へのサポートを推進していく立場にありながら、公用バスの利用に当たってはうまく協力できないでいる。解釈が変更され、市民活動団体等から実費負担が容認されれば、市でも積極的に公用バスを貸し出すことが可能となるため、市民活動団体の地域おこし活動やNPO法人等のボランティア活動に大きく貢献でき、それがひいては市民との良好なパートナーシップの構築につながり、参加協働のまちづくりへの推進に役立つことが期待される。

根拠法令等

道路運送法第 78 条「自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。」同 79 条「自家用有償旅客運送」を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

#### 各府省からの第1次回答

他人の需要に応じ、自動車を使用して旅客を有償で運送する場合は、輸送の安全及び旅客の利便を確保する観点から、旅客自動車運送事業(バス・タクシー等)の許可や自家用有償運送の登録を取得する必要がある。ただし、旅客自動車運送事業の許可や自家用有償運送の登録を行わなくとも、当該運送行為が行われなかった場合には発生しなかったことが明らかであり、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できる費用(ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金)をサービス提供を受ける者が負担することは認められており、これは、市町村が運送主体であっても同様である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市町村が運送主体であっても、運送により生じる費用(ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金)の収受が認められていることは承知したが、そもそも、国土交通省秋田運輸支局より「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」(平成18年事務連絡)の通知の解釈上、市町村実施の場合は含まれないとの回答を受けたこと(平成27年9月2日、秋田運輸支局を訪問、回答を得ている)から今回提案をしたものであり、今後こうした解釈の齟齬がないよう、通知等で明確に示してもらいたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

**【全国市長会】**  
提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

#### 各府省からの第2次回答

旅客運送においては、当該旅客運送が行われなかった場合には発生しなかったことが明らかであり、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できる費用(ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金)をサービス提供を受ける者が負担することは認められており、これは、市町村が運送主体であっても同様である。  
上記の解釈については、平成18年に事務連絡を発出し、各地方運輸局に対し周知を行っているところであり、引き続き適切な制度運用が行われるよう努めてまいりたい。

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

253

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

区画整理事業における筆界特定制度の活用に関する規制緩和

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

区画整理法における換地処分に関して、特例として自治体を筆界特定制度の申請人とできるように申請人の範囲を広げ、制度を活用しやすくする。

具体的な支障事例

区画整理事業において、隣接土地所有者との境界が確定できないことにより、換地処分ができないケースがある。境界確定については、不動産登記法の筆界特定制度により解決を図る手段がある。その活用で解決を図りたいが、同法第131条の規定により、筆界特定の申請人は、登記名義人に限られ、区画整理の施行者である市は申請人になり得ない。そこで区画整理法107条第4項の特例として、区画整理事業での換地計画、換地処分において必要となった場合は、自治体を申請人とできる特例を定めていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

区画整理事業において筆界確定の必要となった事案に対し、筆界特定制度を活用することで、境界のトラブル解決できる。その結果、換地処分、登記を円滑に進め、事業の進捗を図ることができる。

根拠法令等

区画整理法第107条  
不動産登記法第131条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小山市、埼玉県、日高市

- 境界立会に非協力者がいる場合、その隣接所有者の境界も確定しない。そのため、協力的な隣接地権者の用地買収も行えない現状である。現在、筆界特定を申請できる者は、土地の所有権登記名義人等に限定されている。土地の所有権登記名義人等から、申請費用の負担を含めた協力がなければ制度の活用が図れない。このため、公共事業においては、公共事業施行者が筆界特定を申請可能とすることにより、制度の促進、円滑な道路管理、公共事業の進捗を図ることができる。
- 組合施行の区画整理事業において、区画整理事業の地区界にかかる土地所有者が境界立会いに応じない

ため、地区界が確定出来ず、今後予定される換地処分に支障を来すことが想定されるケースがある。これらの地区界について、筆界特定制度を活用し、確定させていきたいが、筆界特定制度の申請人は登記名義人等に限られ、区画整理事業の施行者である組合が申請人になり得ない状況である。そこで、土地区画整理法第107条第4項の特例として、組合施行における区画整理事業での換地計画、換地処分において必要となった場合は、組合や自治体を申請人とできる特例を定めていただきたい。

#### 各府省からの第1次回答

筆界特定制度では、隣接する土地の一方の所有権登記名義人等からの申請が可能であることから(不動産登記法(平成16年法律第123号)第131条第1項)、非協力でない土地の所有権登記名義人等から申請してもらうことが可能である。また、隣接地の所有権登記名義人等の立会の協力が得られなくても、筆界を特定することは可能であるから、現行制度においても一定の事案については対応することができる。

なお、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)等に基づき、復興整備事業の実施主体に筆界特定の申請権限が付与されている。これは、本来は、筆界特定により利益を受ける土地の所有権登記名義人等が申請人として手数料を納める仕組みであるところ、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るという基本理念の下、当該事業の実施主体が手数料を納付して申請を行うことを特別の措置として認めているものである。

上記のように現行制度でも一定の対応ができており、復興整備事業においてその実施主体に申請権限が認められた趣旨に鑑みると、区画整理事業の実施主体に申請権限を付与することについては、そのニーズや他の公共性を有する事業(地籍調査、土地改良事業等)との平仄も考慮しながら慎重な検討を要するものと考えられる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行制度においても、一定の対応ができているのは、ご指摘のとおりと考えるが、区画整理事業そのものには協力的な土地所有権登記名義人であっても、筆界が未確定であることに実害のない状況で、応諾のない隣接地の所有権登記名義人等と個人としての係争は避けたいとの心理もあり、筆界特定制度を利用してもらえない現状がある。それにより境界を特定することができず、区画整理事業そのものの停滞につながっている。

区画整理事業など公共性の高い事業については、自治体(原因者)が筆界特定制度の申請者となりうるよう特例を設けることで、公共事業の停滞を回避し、円滑な進捗を図り、筆界特定制度の活用範囲の拡大につながるものとする。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

#### 各府省からの第2次回答

個人の財産である土地の筆界を当該土地の所有者の意向によらず、行政が画することについては、慎重な検討を要するものと考えられる。

土地区画整理事業の実施主体に申請権限を付与することについては、そのニーズや他の公共性を有する事業(地籍調査、土地改良事業等)との平仄も考慮しながら慎重な検討を要するものと考えられる。

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

255

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

耐火構造の1階部分を造ることにより上階の木造化を可能とする規制緩和

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

木造による校舎の普及を加速するため、1階と階段室等の部分を鉄筋コンクリート造の耐火建築物とし、2階及び3階を木造(耐火構造及び準耐火構造以外)とすることで、市場に流通している一般的な寸法(柱材 120 角 長さ4m等)の木材を使い設計施工をする。

具体的な支障事例

改正建築基準法の内容から、木造の3階建ての校舎建築は一定の延焼防止措置を講じた1時間準耐火構造の建築物とすることが可能になった。しかし木造として構造を見せるには、梁・柱の製材断面寸法を60mm大きくする必要があり、製材市場の一般的な寸法では対応できない。このことから、断面寸法の大きな製材を特別に発注して使わざるを得ず、改正建築基準法の改正後も、木造3階建ての校舎の普及が進みにくいと考えられる。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律では、地方公共団体の責務として、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないとあるところ、木材利用を促進する選択肢を増やして頂きたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

木材の流通市場に合わせた木材利用をすすめることで、より多くの学校建築で木造化の推進ができる。規模等にもよるが、木造化と単なる木質化では同規模程度の小学校で約550㎡の使用量の差があり、これらの建築に地域で製材された一般流通材が活用されることにより、更なる需要喚起がはかられ、ひいては地域の森林整備や健全な森づくりの実現につながる。

本市では近々に中学校校舎増築設計を予定しているが、この提案が実現し校舎の木造化がはかれれば250㎡程度の需要喚起が期待できる。

根拠法令等

建築基準法第27条

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

## 各府省からの第1次回答

耐火構造・準耐火構造に関する規定は、建築物の用途や規模によって、火災による建築物の倒壊・延焼を防止するために必要な性能を定めており、建築物内部における延焼や隣接建築物への火災の拡大を防ぐことを目的としている。3階建て学校等については、従来は、倒壊・延焼によって周囲に加える危害が重大であることから耐火建築物であることを求めていたが、平成23年度から3カ年にわたって実施した実大規模の火災実験を通じて十分な安全性を検証した上で、平成27年度から1時間準耐火構造等とすることを可能としたものである。したがって、1階部分を鉄筋コンクリート造とする方法については、上部の木造部分の倒壊による周囲への加害や避難上の問題について、技術的検証による安全性を確認できていないことから、ご提案の実現は困難である。

なお、木材を現しで使用する場合は燃えしろ設計により実現することが可能であるが、燃えしろ設計は部材断面を大きくすることで火災時の安全性を確保する手法であるため、断面を小さくすることは困難である。また、一般的な寸法の木材を使う場合は、防火被覆を施すことにより、木材による耐火構造等を実現することが可能である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご指摘の上部木造部分の倒壊による周囲へ加える危害について、学校等の一定の広さの敷地をもつ建物であれば、周囲への影響はないと考える。また、国土技術政策総合研究所が実施した「木造3階建て学校の火災安全性に関する研究」において、庇等を設けて開口から上階延焼を遅延した効果について、耐火構造の1階部分に活かすことで、木造部分への延焼防止と避難時間の延長が可能だと考える。

避難上の問題については、特定防火設備で区画された耐火構造の階段室を適切に配置し、避難経路の最短化を図ることで、ご懸念について解消できると考える。

学校においては、地域の木材を子供たちの目に触れさせることも教育の一つとなっており、ご指摘の防火被覆をする方法は理解しているが、木造化を進めるにあたって望ましい解決方法とは考えていない。

木材利用の推進は国・地方を挙げて取り組む大きなテーマとなっており、地域の製材所で加工した一般的な流通規格の製材で学校等を建てることは、地域の活性化につながるだけでなく、木造化の推進が進むことになり、木材自給率を50%にする国の目標にも寄与するものである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 各府省からの第2次回答

3階建ての学校について耐火性能等を求めているのは、前回回答の通り、避難上の安全性を確保するためのものである。ご指摘の国土技術政策総合研究所の研究の結果は、平成27年国土交通省告示第255号において、建築物全体の主要構造部を1時間準耐火構造とすることを前提とした基準に反映されているものであることから、その前提条件が成り立たない場合において部分的に基準を採用しても、避難上の安全性を確保しているものとは判断できない。

なお、平成27年に施行された改正法の規定により、現行規定においても、安全性を確保した木造3階建ての学校を実現することは可能であることから、燃えしろ設計を利用し、断面の大きな木材を部分的に利用する等の設計上の工夫によって、木材を現しの状態で使用することが可能である。

## 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

260

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の利用に関する規制の緩和

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

法第9条第2項の後に、「ただし、前各号の事業の完了、変更または廃止により取得した際の目的を失った(果たした)と認められる土地については、この限りでない。」とし、売却を含めた別の利用を認めること。(少なくとも市が総合計画等に位置付けた施策を実現するにあたり、必要だと認める場合には、売却等の対応ができるようにすること。)

具体的な支障事例

(構成市における具体例)

未整備の都市計画施設について都市計画の見直しを図り、一部の施設では都市計画区域を変更した。このうち公園緑地については、長期的な視点から都市計画を定め計画的に整備してきたが、用地取得の困難さなどにより計画決定後、長期間経過してもなお未整備の箇所が存在することや、近年の社会経済情勢の変化及び事業予算の減少傾向といった状況にも対応するため、市民一人あたりの面積の検証や個々の公園緑地の機能の検証を踏まえ、規模や機能面で支障のない箇所を変更した。

その結果、公拓法で取得した土地が都市計画区域外に複数存することとなったが、管理については公拓法の制限を受け、同法第9条各号に基づく利用しかできない。同法に基づく利用として、別の都市計画事業や都市再生整備計画に基づく事業、認定地域再生計画に基づく事業など挙げられるが、本件土地は元の所有者の買い取り申し出に応じて取得したもので、面積、箇所ともに不揃いで、かつ郊外に位置するものも多いため、先の事業用としての需要を満たす土地は非常に限られている。

そのため、将来にわたり利用の見込みが出るとは考えづらい土地を含みながら、将来の利用の見込みが出るまで保有し続ける状況が続いており、それぞれの土地に係る維持管理経費も発生している(道路、公園部門においては年間約20万円)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公拓法の規定に関わらず住民が利用する施設のために供することや、売却し別の事業の財源に充てるなど、資産の有効活用を図ることができる。

また、不要な資産を減らすことで維持管理業務及び維持管理費の縮減につなげられる。

根拠法令等

公有地の拡大の推進に関する法律第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

豊田市

○公拡法の制度を利用して取得した土地のうち、計画変更等により利用見込みがなくなってしまったものについては、同法9条を改正することにより、他の利用への転用や処分が可能となれば維持管理費の削減や財源確保が可能となる。そのため、制度の改正をする必要がある。

## 各府省からの第1次回答

本法は、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的に、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関する制度の整備、土地開発公社の創設、その他の措置を講じている。

先買い制度により取得した土地は、土地所有者に対し、届出ないし譲渡制限といった義務ないし制限を課した上で買い取られたものであり、その用途は公共性・公益性を有する

- ① 都市施設に関する事業
- ② 収用適格事業
- ③ 地方公共団体等が行う住宅用地の賃貸又は譲渡に関する事業等

の用又はこれらの事業に係る代替地の用に供されなければならないこととされている。

一方、規制改革・民間開放推進3か年計画等を受け、先買い制度により取得された長期保有土地の有効活用を図るため、平成18年の法改正にて、一定の要件を満たす場合に用途制限の緩和を認めている。

具体的には、買い取られた日から10年を経過した土地であって、買取りの目的とした事業の廃止又は変更等によって①から③までの事業やその代替地の用に供される見込みがないものにあつては、法が目的とする都市の健全な発展と秩序ある整備に資する各種法定計画に位置付けられた下記の事業の用に供することも認められたもの。

- ④ 都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画に係る特定の事業
- ⑤ 地域再生法に基づく認定地域再生計画に係る特定の事業
- ⑥ 多極分散型国土形成促進法に基づく特定の事業等

また、こういった公共性・公益性を有する事業に供されることから、法第6条第1項の協議に基づき買い取られる場合には租税特別措置法第34条の2に規定する譲渡所得の特別控除の適用も可能となっている。

例えば、都市計画区域内外を問わず、宅地として売却すること(法第9条第1項第3号、同法施行令第5条第1項第3号)、公園、緑地、広場を設置・管理すること(法第9条第1項第2号)などは現行規定においても認められており、過去には、買取り後の事情変更により当初の買取り目的に供することができない場合に、一般公募の上、住宅地として売却を行っている事例も確認している。

なお、今回提案頂いたケースのような先買い土地の有効活用に関しては、制度の周知等の利用促進策を検討したいと考えているところ。

については、利用促進策を検討する上で、現行規定において対応できない用途を把握する必要があり、これまでも再三にわたり具体的な用途を示していただきたいとお願いしているところ、先の提案団体へのヒアリングにおいても未だ示されていない状況であり、重ねてとなるがどのような用途拡大が望まれているのか、具体的にお示し願いたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本件は、一定の要件を満たす場合の用途制限の緩和など、これまでご尽力いただいた法改正を活用したうえで、なお残存する土地を問題視しているものである。面積、箇所、形状ともに不揃いで、かつ郊外に位置する土地は、必ずしも公共性・公益性を有する具体的な用途が見つかるとは限らず、将来にわたり利用の見込みが出るとは考えづらい。

例えば、8月2日の提案募集検討専門部会にて貴省の説明資料にあつた地域再生計画の事例のうち、散在した土地に係るものについては、いずれも周辺の利用に合わせて主に農地として活用した事例であり、農地の用に供するものとして地目、規模等適当であると事業主体によって判断されたものと見受けられる。名古屋市が保有する土地は、主に市街化区域内の宅地で買い取り申し出に応じ取得したものであり、先の例をそのまま活用できる見込みはない。

このような地域再生制度等のスキームでは活用しにくい土地の多くは塩漬け状態となり、維持管理費がかかり地方公共団体の財務状況を悪化させている。公拡法が制定された昭和47年から社会情勢も大きく変化したことと鑑み、計画変更により利用見込みのなくなった土地を処分していくというのは、今の時代としては当然あり得る選択肢であり、柔軟な対応をお願いしたい。

また、公拡法施行令第5条第1項第3号を根拠にして、用途制限を外して宅地として民間に売却した地方公共

団体の事例があると貴省よりご教授頂いたが、当該条文でそのような処理が可能と解釈することは難しく、確信を持って運用できないため、法令上で明確に読めるよう規定を改めるべきと考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【豊田市】

- ①法第9条は法第6条第1項に定める地方自治体が示した目的以外の利用(売却を含む)は認められると考えてよろしいか。
- ②目的外利用ができる期間を5年程度に短縮できないか。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○全国の土地開発公社が保有する先買い制度により取得した土地約 371ha のうち、9割弱に当たる約 323ha が 10 年以上保有の土地である(平成 26 年度末現在)。

○地域再生制度等のスキームで活用される先買い土地は、主として大規模なまとまりの土地であり(これまでに認定を受けた地域再生計画による先買い土地の活用事例は、いずれも 10,000 m<sup>2</sup> 以上の大規模な土地である。)、細切れで散在している土地については、活用されにくく、その多くは塩漬け状態となり、維持費が増嵩し、公社や地方公共団体の財務状況を悪化させている。

公拡法施行令第5条第1項第3号を根拠に、運用で先買い保有土地を宅地として民間に売却した地方公共団体の事例があるとのことだが、法律が制定された昭和 47 年から社会情勢も大きく変化したことに鑑み、計画変更により利用見込みのなくなった土地を処分していくというのは、今の時代としては当然あり得る選択肢であり、これを可能とするため法令改正を行うべきではないか。

○処分が認められる場合を限定する等の恣意的な処分を防ぐ仕組みを設けるならば、公金により取得した土地が処分されることに対する疑念・批判は回避できるのではないか。

#### 各府省からの第2次回答

先のヒアリングで示した宅地としての処分事例については、住まいの確保を通じた地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資そうとする本法の趣旨に沿うものとして政令第5条第1項第3号に基づき行われているものである。現行法令で対応可能として、過去には地方公共団体等に周知しており、当該条項の解釈による混乱が生じているとは考えにくく、改めて法令上で明文化することが地方分権や規制緩和につながるものではないと考える。

また、「1次回答を踏まえた提案団体からの見解」で、既に先のヒアリングで紹介している先買いにより取得された土地の活用事例が提案団体において「そのまま活用」できないとの指摘があったが、地域再生計画に掲げる事業について、地域再生法上、活用する土地の面積、形状、地目、所在する区域といった要件等の制限はないことから、提案団体においても、他の例を参考としつつ、地域の実情やニーズを踏まえて、当該制度を活用することができるのではないかと考える。

その上で、以前よりお願いしているが、公拡法の現行規定では先買い土地の用に供することができないとされる「住民のための施設」や「近隣等のニーズに応じた公益的な目的に資する形での活用」について、その具体的なものをお示し願いたい。

また、先買い制度により取得した土地が塩漬けとなっているとの指摘があるが、具体的な用途を示せないのであれば、先買いした土地の用に供する制限があることが活用に向けたネックとなっているのではなく、自治体が先買いした土地を含めた所有する不動産の有効活用に向けて、具体的な用途や売却先を検討できていない点に問題があるのではないか。

なお、本法の先買い制度が、土地所有者に対し届出ないし譲渡制限といった義務ないし制限を課した上で買い取るものであることから、当該制度により取得した土地の用途を公共性・公益性を有するものに限定している現行法が、まさしく「処分が認められる場合を限定する等の恣意的な処分を防ぐ仕組み」を設けたものであり、さらに、法第9条の用途制限によって「公金により取得した土地が処分されることに対する疑念・批判を回避できるもの」である。

6【国土交通省】

(12) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭 47 法 66)

( i ) 土地の買取りの協議(6条1項)により取得した土地(以下「先買い土地」という。)の活用については、9条1項3号及び施行令5条1項3号の規定に基づき、個々の土地ごとに公募等の方法により住宅用地として一般に賃貸又は譲渡できることを明確化するため、地方公共団体等に平成 28 年度中に通知する。

( ii ) 先買い土地の活用事例を地方公共団体等に情報提供するとともに、相談窓口を設置し、地方公共団体等が抱える個別具体的な問題の解決に向けた相談に応じる。

( iii ) 先買い土地の用途制限の在り方については、その有効活用に向けて、平成 28 年度中に地方公共団体等が保有する先買い土地の実態や処分先に関する地方公共団体等の意向等の調査に着手し、その結果を受け、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するという法の趣旨や個々の土地にも着目した最適・創造的な活用を実現すべきとされた国土審議会土地政策分科会企画部会からの提言を踏まえながら、先買い土地が地域のニーズに応じ機動的かつ柔軟に活用され、遊休地の解消に資するよう検討し、平成 29 年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

264

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

駐車場出入口設置に係る規制緩和

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

警察庁、国土交通省

求める措置の具体的内容

駐車場出入口設置に係る規制緩和

具体的な支障事例

駐車場法及び同法施行令において技術的基準として義務付けられている路外駐車場の出入口の配置等については「交差点の側端又はそこから五メートル以内の部分」のうち一定のものについて適用が除外されている(令第7条第2項)一方、安全対策上同等の規制で十分と思われる「道路のまがりかどから五メートル以内の部分」については同様の適用除外がなされていないため、最適でない又はより不適切な位置への設置に至るケースが生じかねない状態にあったり、出入口設置に多額の費用がかかるケースも想定される。

(構成市の具体例)

駅前の繁華街等、大通りに面している地域では、裏口のまがり角に駐車場の出入口を設置した方が、交通渋滞の防止や安全な通行の観点から望ましいケースがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

駐車場の出入口設置場所の選択肢が増えるため、より安全・円滑な道路交通実現に資する。

根拠法令等

駐車場法施行令第7条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

新宿区

○本市に提出される路外駐車場設置届出の中には技術的基準を遵守するため、出入口の位置について適切とは思われない計画が散見される。状況によっては、適用除外とした方が合理的と考えられるケースもある。

○繁華街、商店街、幹線道路に囲まれたエリア等における駐車場の出入口位置は、現行法に基づく安全面から望ましい位置に設置できないことがある。安全面を考慮しつつ、利便性等を向上させるため、規制、基準の緩和を望む。

各府省からの第1次回答

指定都市市長会から示された仙台市の事例については、交通の危険を生じさせるおそれのある道路のまがり

かどから5メートル以内の部分ではない直線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられるため、現在、内閣府を通じて指定都市市長会に対し、詳細を確認中である。

なお、「道路のまがりかどから5メートル以内の部分」については、大臣認定の対象に含めていない理由は以下のとおりである。

- ① まがりかどについては、一般的に見通しが悪いことから、そのような場所に路外駐車場の出入口が設置された場合は、入庫しようとする車両及びその対向車がそれぞれの存在を認識できずに危険な錯綜が発生するおそれがあること
- ② 道路のまがりかどから5メートル以内の部分については駐停車を行うことが禁止されているところ、駐車場の出入口は一般的に順番待ち等の車両が滞留しやすいことから、通常想定されない対向車線にはみ出して通行する車両との衝突事故等が発生する危険性が高まるおそれがあること
- ③ 駐車場法の技術的基準が適用される駐車場(駐車のために供する面積が500㎡以上)においては、一般的には、道路のまがりかどから5メートル以内の部分以外の直線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられること
- ④ 路外駐車場の出入口の設置が可能となる幅員6メートル以上の道路においては、そもそもまがりかどが存在するケースが少ないこと

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

まがりかどについては、道路状況がどのような場合(一方通行で車両同士の危険な錯綜が生じにくい場合等)であったとしても、駐車場出入口の設置がカテゴリカルに排除される仕組みになっており、駐車場法施行令第7条第2項で規定されている交差点と同じように適用除外の特例が認められるように改めるべきと考える。

貴省第1次回答で示された理由①・②はあくまでも可能性であり、国土交通大臣が道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障があると判断した場合、設置を認めなければ解決するものである。

理由③については、現在、制限規定の適用が除外される可能性がある交差点の側端又はそこから5メートル以内の道路の部分に関しても、駐車場法の技術的基準が適用される駐車場(駐車のために供する面積が500㎡以上)においては、一般的には、交差点の側端又はそこから5メートル以内の部分以外の直線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられ、まがりかどに出入口を設置できない理由にはあたらない。

理由④については、当方としてはまがりかどがどれほど存在するのかデータを持ち合わせていない。しかしながら、仮に少数であったとしても、必要な対策を講じることを前提として、そこに出入口を設置した方が、より交通渋滞の防止や安全な交通の確保に繋がるのであれば、設置を認めるべきであり、ケースが少ないからという理由で検討対象から除外すべきではないと考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【新宿区】

国土交通省、警察庁の見解のとおり、事故の防止、安全性の確保が前提となることは理解しております。

新宿区として具体的な事例はありませんが、区内の繁華街、商店街などでも、支障事例と同様のケースが発生することが考えられることから、適用除外について要望しました。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○交差点は、駐車場出入口について、例外的に国土交通大臣認定により設置が可能である。一方、まがりかどについては、道路状況がどのような場合(一方通行で車両同士の危険な錯綜が生じにくい場合等)であったとしても、駐車場出入口の設置がカテゴリカルに排除され、硬直的で過剰な規制の仕組みとなっている。国土交通大臣が個別に認めれば設置可能な交差点と同じように適用除外の特例が認められるように改めるべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

路外駐車場の出入口に関する規定のうち、まがりかどから5m以内における出入口の設置については、道路

の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、柔軟な対応が可能となるよう規定の弾力化を検討する。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(7) 駐車場法(昭 32 法 106)

まがりかどから5m以内における路外駐車場の出入口の設置規制については、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、柔軟な対応が可能となるよう検討し、平成 29 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

272

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

## 提案事項(事項名)

補助金を用いて設けられた施設の、当初目的以外の活用についての補助金国庫納付免除(「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」で設けられた共同利用施設)

## 提案団体

池田市

## 制度の所管・関係府省

国土交通省

## 求める措置の具体的内容

補助金を用いて設けられた施設で補助事業の完了後 10 年を経過したものについて、目的外使用、譲渡、貸付等を行う場合に、国庫補助金相当額の範囲内で、一定の国庫納付を求められているものについて、当該国庫納付を免除する。

## 具体的な支障事例

補助金を用いて設けられた施設は、補助事業の完了後 10 年を経過したものであっても、長期にわたる耐用年数の期間は収益を得る事業については補助金の国庫納付を求められ、他用途への活用の障壁となっている。耐用年数期間が経過する間に時勢の変化や新たなニーズが発生した場合に對しての対応が困難となっている。

池田市においては、航空機騒音対策として市内各所に「共同利用施設」が設けられている。これは昭和 40 年～60 年代にかけて、空港周辺の住民が騒音から逃れて保育・集会・学習・休養等の用途に利用するために建設されてきたが、現在においては航空機騒音の減少や、空港周辺地域の各家庭への防音対策の普及が進み、また、共同利用施設自体についても騒音対策としての利用が少なくなっており、その意義を見直す必要があるところ。

このため、現在共同利用施設の再編の検討を進めており、再編の対象となる施設については、他用途への転用や民間活用等について検討を行っていくこととしているが、一定の国庫納付が必要となるため、収益を得る財産処分を伴う手法を候補として挙げにくい状況となっている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

共同利用施設が小規模であることや地域に遍在する、という特性を活かしつつ、活用方法をより柔軟に検討できるようになることで、自治体の収益の改善や住民サービスの向上につながる。

他用途への転用や民間活用等の具体的な内容については今後検討していくこととなるが、活用の一例として、小規模保育施設や、高齢者のデイケア施設、企業、NPO 等への貸しオフィス、会議室等が考えられるところ。

## 根拠法令等

補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律第 22 条

同施行令 14 条

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第 6 条

同法律施行令第 5 条

一般住民の学習等の用に供するための施設に係る補助の額を定める告示

教育施設等騒音防止対策事業費補助金交付要綱  
航空局所管国庫補助事業に係る財産処分承認基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

地方公共団体が国土交通省航空局所管国庫補助事業により補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下、「補助対象財産」という。）の処分については、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日 地方分権改革推進本部決定）の「2.（2）補助対象財産の財産処分の弾力化」を受け、航空局所管国庫補助事業に係る財産処分承認基準について（国空予管第1105号 国空政第126号 国空環第103号 平成21年3月31日。以下、「財産処分承認基準」という。）を定め、池田市を含む関係自治体に通知している。

財産処分承認基準においては、補助事業完了後10年を経過し、かつ収益を得ない目的外使用であれば、国庫納付を求めない等、補助対象財産の転用等について改善措置を講じているところである。

一方で、収益（維持管理費相当額がある場合はこれを除く。）のある場合は合理的な範囲内で国庫納付を求めるとしている。これは補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から定めているものであるため、当該国庫納付を免除することは困難と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご回答いただいた財産処分承認基準における改善措置を踏まえ、共同利用施設のあり方等について検討を進めていきたい。

また、近年の公共施設等を取り巻く環境の変化を踏まえ、共同利用施設を含む公共施設の有効利用が可能となる制度運用を引き続きお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

—

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

275

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

学校敷地内へ児童福祉法に規定する児童厚生施設等設置における要件緩和

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

学校教育法第3条に基づき定める学校設置基準(文部科学省令第14号)第10条に「必要に応じて学校敷地内へ児童福祉法に規定する児童厚生施設等(以下「学童保育所等」という。)を設置することができる」旨規定し、学校と学童保育所等を用途上不可分とみなすことができるよう対応を求める。

具体的な支障事例

【提案の背景】

国が策定した「放課後子ども総合プラン」では、「学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室の一時的な利用を積極的に促進」と記述され、学校と学童保育所等の一体的整備の方針が掲げられている。

【支障事例】

学校の敷地内に学童保育所等を設置する場合、小学校等設置基準において学校施設として明記されていないことから、建築基準法において、用途上可分と解釈され、学校の敷地から切り離れた上で、学校とは別に接道していることが求められており、学童保育所等の設置者にとっては、道路用地の確保等の事務的・財政的な負担が大きくなっている。

なお、建築基準法第43条のただし書きを活用すれば対応できないことはないが、特定行政庁(八王子市長)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるために十分な根拠を示す必要があり、また、校庭をそのような位置づけで活用することについて所有者(八王子市長)の許可を受けなければならず、同じ市長であっても立場が違うことから、そのような煩雑な手間がかかることになる。よって、現行制度においては、学校施設と児童福祉施設という別の目的の施設であることから、敷地分割をして接道を付けるように対応しているのが現状である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

学校内の空き教室や空きスペースの活用だけでなく、敷地内に学童保育所の円滑な整備が図れることにより、待機児童の解消とともに児童の放課後の健やかな育ちを支える活動場所の充実が図られる。

根拠法令等

学校設置基準(文部科学省令第14号)第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、柏市、相模原市、厚木市、長野市、東海市

○学童保育の利用者は、同じ学校の児童であり、学校施設とは事実上不可分なものと考えられる。接道等の制約があると、設置場所などで学校や教育委員会との調整に難航することも多く、要件が緩和されれば施設整備が進めやすくなる効果が期待される。

○学校内の余裕教室の確保が難しい場合は、学校敷地内に独立施設を設置して、受入児童数の拡大を図っているが、敷地分割及び接道の確保が必要となり、設置場所が制限されてしまっている。運営面において利便性のある場所に設置するための選択肢を増やすためにも要件緩和を求める。

○本市でも小学校の余裕教室を一時利用という形で放課後児童クラブを運営を行っているが、近年、児童の増加及び少人数教室の煽りを受け、余裕教室減少に伴い放課後児童クラブの施設確保に苦慮している。今後、学校敷地内に児童クラブの単独施設の整備を視野に入れ検討していく必要がある中、現行法の規定が課題となり施設整備が困難状況となっている。

## 各府省からの第1次回答

### 【国土交通省回答】

学校と学童保育所等が用途上可分か不可分かの判断については、小学校等設置基準に学童保育所等が学校施設として明記されていないことを理由に、必ずしも用途上可分と判断しなければならないものではない。現行制度においても、学童保育所等を学校と用途上不可分とみなすことは、各特定行政庁の判断に基づき可能である。

なお、用途上可分と判断された場合でも、

・建築基準法第86条に基づく一団地として、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、当該一団地をこれらの建築物の一の敷地としてみなした場合

・建築基準法第43条ただし書の規定に基づき、その敷地の周囲に広い空地を有する等特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した場合

については、建築基準法第43条に規定する接道要件を個々に満たす必要はなく、建築することが可能である。

### 【参考：文部科学省回答】

建築基準法において、用途上可分と解釈されるか否かについては、小学校設置基準等における規定の有無と直接的に関係するものではない。

また、小学校設置基準は、小学校を設置するのに必要な最低の基準を定めるものである。（小学校設置基準第一条第二項）

ご提案の小学校設置基準第十条についても、小学校に最低限備えなければならない施設について定める趣旨の規定であり、任意で設置すべき児童厚生施設等について記載することは困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

・用途上可分不可分については、学校と保育所が別棟の場合、直接機能上の関連はなく、単に隣にある校庭を供給していることにすぎず、結果として用途上可分とされ、敷地分割されている。児童福祉法39条第2項の学童保育所においても、各特定行政庁で上記と同等に判断していることが一般的である。

・法第86条に基づく一団地認定をするためには、様々な要件をクリアすることが必須であり、個々の学校における敷地状況や既存の建物状況などが、総合的設計による一団地認定を前提として計画されていない学校施設に適用することは困難である。

・法第43条ただし書きを適用する際には、「広場等広い空地」などを有していることが条件となっている。学校は広い空地（グラウンド）を有しているが、義務教育課程における学校としての目的を果たす上で不可欠な一施設として確保されているものであり、かつ、学校としての建築敷地に設定されていることから建築基準法第43条ただし書き許可における広い空地とみなすことは馴染まない。

以上のとおり、現行制度上、特定行政庁及び建築主事が判断する上では、全国で統一した運用となるよう本案件に対する運用方針を技術的助言等で明確にする必要がある。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

**【全国市長会】**

所管省からの回答が、「現行制度でも建築基準法第 43 条に規定する接道要件を個々に満たす必要なく、建築することが可能な場合がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

**【文部科学省回答】**

文部科学省として回答可能な事項なし。

**【厚生労働省回答】**

厚生労働省として回答可能な事項なし。

**【国土交通省回答】**

同一敷地内に二棟以上の建築物がある場合には、敷地の用途を決定する建築物(主要用途建築物)とこれに関連する建築物(附属建築物)の関係により用途上可分か不可分かの判断を行うこととしている。この関係が内包関係(附属建築物が主要用途建築物の用途の一部を構成する場合)又は付属関係(主要用と建築物と附属建築物との間に強い機能上の関連を持っている場合)である際には、用途上不可分として判断する。

学校と学童保育所の関係については、付属関係にあり用途上不可分であると判断される場合と、付属関係に無く用途上可分であると判断される場合がある。本提案に関しても、八王子市の判断により用途上不可分と判断しても差し支えないものとする。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

276

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

放置自転車対策の対象拡大

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

内閣府、警察庁、国土交通省

求める措置の具体的内容

中心市街地の環境改善、放置自転車対策として、道路運送車両法に定める原付二種(50 cc超 125 cc以下)まで自治体が撤去・保管できるよう「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」の改正を求める。

具体的な支障事例

## 【提案の背景】

駅周辺の放置自転車対策として、本市では、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。)に基づき条例を制定し、放置自転車の撤去・保管を行っているところである。自転車法においては、道路交通法第2条第1項第10号に規定されている排気量50ccまでの原動機付自転車(以下、「原付」という。)及び同第11号の2に規定されている自転車のみを法の対象としており、道路運送車両法に定める原付二種(排気量50cc超～125cc以下)は、原付一種(排気量50cc以下)との車体の大きさはそれほど変わらないにもかかわらず、地方公共団体では撤去することができず、警察による駐車違反取り締まりに委ねるしかない。

## 【支障事例】

自動二輪車の放置(駐車違反)は、自転車及び原付の放置以上にまちの景観を損ね、歩道の通行機能を阻害している場合が目立ってきている。自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、対応が遅れることや対応しきれない場合がある。警察と共同してキャンペーンを行い、同時に自動二輪車の撤去活動をする事も年に一度か二度はあるが、その場しのぎにすぎず、根本的な解決にはなっていない。

## 【本市の実情】

本市の自転車駐車場の整備は進んでおり、近年の技術革新により、サイズが原付一種とほぼ変わらなくなっている原付二種までは、撤去等も含めて現状と相違なく対応が可能である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

自動二輪車の放置(駐車違反)の減少により、まちの景観の向上、歩道の通行機能の確保に繋がる。

根拠法令等

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第2条第1項第2号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

柏市、豊田市、寝屋川市、伊丹市、徳島県

- 自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、迅速な対応ができない場合や対応しきれない場合がある。道路運送車両法に定める原付二種までを撤去対象とすることで、まちの景観の向上、歩道の通行機能の確保等に努めたい。
- 本市の自転車等放置防止条例により道路、自転車等駐車場に放置してある自転車及び 50cc以下の原動機付自転車は撤去保管することができるが排気量 50ccを超える2輪車は撤去することができなく苦慮している。以前 50cc超の2輪車が自転車等駐車場に放置されて撤去できなく、駐車場利用者の市民に不信感を持たれた。法律の改正を希望したい。
- 本市でも八王子市と同様に、自動二輪車の違法駐車に関しては、その都度警察に取り締まりを依頼しているが、対応が遅れることもあり、根本的な解決には至っていない。市営駐車場及び保管返還所においては、八王子市と同様に自動二輪車の駐車及び受け入れが可能であるため、市による自動二輪車の撤去は可能であるとする。
- 本市においても、自動二輪車の撤去については、その都度、警察に連絡し対応をお願いしている状況である。法律の改正により、自動二輪車を自治体が積極的に撤去することにより、駐車違反の減少につながるものと考えている。
- 本区では、駅周辺を放置禁止区域に指定し、自転車及び原動機付自転車の撤去を行っている。また、区民から自転車、原動機付自転車の撤去の依頼があった場合、当該自転車及び原動機付自転車へ警告の後撤去を実施している。しばしば、道路運送車両法に定める原付二種(50 cc超 125 cc以下)の撤去の依頼が寄せられるが、撤去できないため、撤去の対象となる原動機付自転車は、道路交通法に定められる原動機付自転車であると説明を行っている。しかし、区民からしてみれば、50cc以下の原動機付自転車もそれ以上の原動機付自転車もどちらも原動機付自転車であり、理解を得られず、苦情につながってしまう場合がある。

#### 各府省からの第1次回答

##### 【内閣府】

「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。)」は、自転車利用における交通事故の増加、自転車の無秩序な放置の増大等を背景として制定・改正されたものであり、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し基本的な事項を定めるとともに、地域の自主性にに基づき、具体的な撤去等の措置について地方公共団体の条例に委ねることを内容としているものである。したがって自転車法は地方公共団体が行う自動二輪車への措置を妨げてはならず、地方公共団体は、その自主性にに基づき、条例を定めて自動二輪車の撤去措置等を実施できると解されているものと承知している。

##### 【警察庁】

警察庁において回答可能な事項なし

##### 【国土交通省】

本件提案にある放置自転車等の撤去に関することは、国土交通省の所掌するところではない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

自転車及び原付一種(排気量 50 cc未満)の無秩序な放置の増大等が、自転車法の制定の背景であるが、近年の技術革新により、原付一種とほとんど変わらぬ車体サイズで原付二種(排気量 50 cc超 125 cc未満)が製造されるようになったことから、原付二種においても自転車法制定時と同じ状況が生じているため、それらを解消するための法的根拠の構築を求めることが提案の趣旨である。この点について、国としての現状認識やその必要性について見解を示されたい。

現状、道路交通法第 51 条に基づく、違法駐車に対する措置は車両(自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバス)を対象としていることから、自転車法を根拠とした自治体の条例に基づく原付一種の撤去と重なり合う部分がある。国の回答にあるように原付二種(道交法上では「自動車」に分類される)の撤去を自治体の条例に独自に盛り込むことが、条例制定権の中で可能であるのか否か警察庁を始め、国の見解を伺いたい。

また、条例による撤去が可能であるのであれば、条例を根拠として自転車法の規定と同様に「駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合」に原付二種を撤去することが、道路交通法に抵触しないことを明確にするよう求める。

事実、警察による取締りが十分に機能していない結果、歩道上に原付二種の放置が散見される状況があることが問題なのであって、法改正や法制定が難しいのであれば、警察による取締り及び自治体との連携を強化することによっても目的は達せられるため、警察庁を通じ、警視庁・各道府県警に強く申し入れしてもらいたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

なお、所管府からの回答が「条例を定めることにより対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

【内閣府】

内閣府としては、第1次回答で回答したとおりである。なお、道路交通法や取締に関することは警察庁から回答され则认为。

【警察庁】

道路交通法との関係に限って申し上げれば、「駅前等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止すること」を目的として道路運送車両法施行規則第1条第2項に規定する第二種原動機付自転車の撤去を地方公共団体が行うことについては、道路交通法第51条に規定する違法駐車に対する措置等とは目的・手法が異なるため、道路交通法との関係で、こうした事項を定める条例の制定が許されないものではないと解される。

【国土交通省】

国土交通省において回答可能な事項なし。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

290

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用

提案団体

大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

公営住宅の管理業務において、業務を指定管理者に委託している場合、指定管理者がマイナンバーに係る情報提供ネットワークシステムに接続された端末での情報照会が可能となるよう制度改正を求める。

具体的な支障事例

公営住宅の管理事務において、マイナンバーを利用した特定個人情報の照会が平成29年7月から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。

現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で府に引き継ぎ、府がそれらの書類をもとに審査している。

マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることとなる。

その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。

マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。

このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。

<参考>

主な事務の年間処理件数

- ・収入申告:約 127,000 件
- ・家賃減免:約 30,000 件
- ・入居決定:約 5,000 件
- ・同居承認:約 2,000 件
- ・地位承継:約 2,000 件

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公営住宅の管理は、全国の多くの自治体が「指定管理者制度」を導入しており、指定管理者がマイナンバーを利用した情報照会を行うことができるよう制度改正が実現することにより、円滑な事務処理が可能となり、公営住宅入居者等の利便性向上、行政の効率化につながる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、神奈川県、八尾市、愛媛県、大牟田市

○当市も公営住宅管理に指定管理者制度を導入していることから、マイナンバーを利用した情報照会を指定管理者が行えないことは、市職員の業務量の増大となり、それに伴い負担が増加することが予想される。円滑な事務処理が行われることで、公営住宅入居者の利便性も向上し、行政の効率化にもつながる。

○当団体では公営住宅の管理運営のほとんどを指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で当団体に引き継ぎ、当団体がそれらの書類をもとに審査している。

マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、当団体の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま当団体に引き継がれることとなる。

その後、当団体職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて当団体職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。

マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。

このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。

#### <参考>

##### 主な事務の年間処理件数

- ・収入申告:約 22,000 件
- ・家賃減免:約 11,000 件
- ・入居決定:約 1,000 件
- ・同居承認:約 600 件
- ・地位承継:約 300 件

#### 各府省からの第1次回答

（内閣府の回答を記載）

情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、個人に関する様々な分野の情報を紐付けることが可能となることから、原則として行政機関等をその利用主体とするとともに、情報連携をすることができる場合をマイナンバー法別表第2に規定し明確化することなどにより、情報連携が適切に行われることを担保することとしております。

指定管理者は、法人その他の団体であり、行政機関等に該当せずその主体が明確でないと考えられることから、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行うことができる主体とはしておりません。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

指定管理者制度は、民間のノウハウを活用して公の施設を管理運営させるという地方自治法に基づく制度で、現在、半数以上の都道府県において、公営住宅の管理運営事務に指定管理者制度を導入しており、公営住宅の管理主体として今後も大きな期待を寄せられている。

また、公営住宅の管理事務については、事務処理の件数が非常に多いといった特性があり、マイナンバー制度の導入効果が高いと考えているが、指定管理者が情報連携を利用できない場合、自治体職員が情報連携によって必要な情報を照会する必要があるため、極めて非効率な業務運営となり、指定管理者制度導入の効果が半減してしまう。

なお、指定管理者は、行政機関には該当しないものの、従来の民間委託とは性質が異なり、地方公共団体の

議会の指定議決を受けなければ施設の管理主体とはなりえないことから、その主体は明確になっていると考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【八尾市】

指定管理者はその主体が明確でないとのことですが、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者の指定手続き等に関する条例を定め、告示を行うなどの公表する手段を講じることにより、その主体の明確性は担保されていると解されます。

さらに、同条第6項の規定において、指定にあたっては議会の議決を経ることとなり、通常の外部委託契約とは異なり、行政から公の施設の管理権限を委任するに足る資質を有する団体を指定するよう手続きが厳格に定められております。

また、個人情報の取扱いについて必要な措置を講じる責務について、条例で定めるとともに、個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込む等の措置が行われていることを前提として、情報提供ネットワークシステムの利用に関しては、個別IDの付与により指定管理者を特定すること等により、その適切さを担保することができるものと考えます。

##### 【愛媛県】

指定管理者は、行政機関ではないものの、従来の民間委託とは異なり、地方公共団体の議会の指定議決を受けなければ施設の管理主体とはなりえないことから、その主体は明確になっている。また、既に指定管理者職員は、税情報など個人情報を取り扱っており、情報セキュリティを確保するために必要なシステム対応を事前に実施し、各種関係規程を指定管理者職員が遵守する等、セキュリティ対策に万全を期した上で、情報連携が可能となるよう検討いただきたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法律のレベルで当該法人が規定されていることが一つのメルクマールであるが、指定管理者については幅広く法人を対象とできることから、国民の目から見ると法律のレベルでは誰がマイナンバーを利用しているのか不明であるため、慎重に考えざるを得ないとの趣旨の発言があったところである。しかしながら、指定管理者は地方自治法に基づく法的手続に従って指定を受けるものであり、地方自治法に基づく条例によって具体的事務(管理の基準及び業務の範囲等)が規定されていることから、主体や委託を受けた事務の内容は明確になっていると考えられるのではないかと。

また、第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、公営住宅関係では、管理代行者が法律上位置付けられているために情報連携が可能であるが、指定管理者は法律上の位置付けがないために情報連携は困難であるとの趣旨の発言があったところである。しかしながら、管理代行者であっても、法律において、具体的な法人名までもが明示される訳でなく、その意味においては、指定管理者と管理代行者の間では法人名の特定において根本的な差異があるわけではない。

加えて、地方公共団体が公営住宅関係で管理代行者と指定管理者のいずれかを選択する際に、制度的な条件が平等でないということは問題ではないかと。

これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

##### (内閣府の回答を記載)

個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要があると考える。

指定管理者は、地方自治法に定められた手続であるとはいえ、法人その他の団体という様々な主体がなり得るものであり、かつ、当該地方公共団体以外の地方公共団体やその住民にとっては認識も関与もできないものとなっている。

情報提供を行う地方公共団体側としては、そのような主体に対して特定個人情報を提供することについて、個人

情報保護の観点からの懸念が生じうると考えられるため、現時点では、指定管理者を情報連携の主体とすることは困難である。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

(参考)

6【国土交通省】

(17)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)

(iii)上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則6条1項に基づき、同法の施行後3年を目途として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。

(関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、総務省及び文部科学省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

298

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会できる特定個人情報は、番号法別表第二に規定されている特定個人情報に制限されている。

番号法別表第二では、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の情報、生活保護の実施情報を照会できるように規定されているが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳の情報や外国人保護の情報は規定されていない。

地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護の情報も必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるように求める。

具体的な支障事例

## 【支障事例】

番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の減免、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を持っている方は手帳の提出を、また、生活保護を受給している方は受給証明書の提出を省略できるにも関わらず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながらないとともに申請窓口の混乱を招く。

## 〔療育手帳〕

身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様に扱われている事務の例

- ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
- ・児童扶養手当の支給に関する事務
- ・地方税の賦課徴収に関する事務
- ・公営住宅の管理に関する事務

## 〔外国人保護〕

生活保護受給者、外国人保護受給者が同様に扱われている事務の例

- ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
- ・地方税の賦課徴収に関する事務
- ・公営住宅の管理に関する事務

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

## 【効果】

療育手帳関係情報や外国人保護関係情報を、情報提供ネットワークシステムを利用して、正確かつ効率的に確認。

窓口における申請者の混乱の回避。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉県、静岡県、浜松市、豊田市、京都市、島根県、岡山県、広島市、宮崎県

○療育手帳について、事務手続上同様に扱われることの多い身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳と、マイナンバー制度の運用において差が生じることで、窓口における混乱が予想され、療育手帳所持者へのサービス低下につながる懸念される。

○本市市営住宅では、入居申込などの際、障害者(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び療育手帳等を所持している者)及び生活保護受給者(外国人保護者も含む。)に、手帳や受給証明書の提出を求めている。

番号法第19条第7号及び別表第二の規定により、身体障害者手帳情報、精神保健福祉手帳情報及び生活保護受給情報については、情報照会が可能なため、添付書類を省略することができるが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳情報や外国人保護情報は情報照会の対象とはなっていないため、書類の提出は省略できない。

同じ障害者や生活保護者の中で、書類の提出が省略できる者と省略できない者が生じれば、結果的に住民サービスの向上に支障が生じるとともに、申請窓口の混乱を招くことになるため、療育手帳情報や外国人保護情報についても情報提供ネットワークを使用して照会ができるよう制度改正を求める。

## 各府省からの第1次回答

(内閣府の回答を記載)

マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報、別表第2において規定されています。

同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

### 【療育手帳について】

平成28年3月8日の「障害保健福祉関係主管課長会議資料」において、「療育手帳に関する情報を情報連携の対象とできるよう、現在、関係省庁と調整しているところであり、その検討状況については追って連絡する」とある。

地方公共団体や情報提供ネットワークシステムの準備期間等を考慮すると今年中には結論を得なければ、平成29年7月のマイナンバーの情報連携開始に間に合わなくなるため、早急に、事務を所管する厚生労働省と番号法を所管する内閣府において調整を行い、地方自治体が条例に基づき独自利用事務とした療育手帳に関する情報について、情報連携の対象としていただきたい。

### 【外国人保護について】

法律に根拠を持たない外国人保護関係情報については、法律に根拠を持つ生活保護関係情報と同様に様々な社会保障・税制度において幅広く利用されている重要な情報の一つと考えている。

同じく法律に根拠を持たない療育手帳に関する情報については、上述のとおり、現在、関係省庁と調整しているところと承知している。

外国人保護関係情報についても、事務を所管する厚生労働省として情報連携の必要性を認識し、早急に関係省庁と調整のうえ、条例に基づき独自利用事務とした地方公共団体については情報連携の対象としていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【千葉県】

一次回答は、規制緩和の可否に関する回答となっていないため、関係府省で調整のうえ明確な回答を示していただきたい。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法律に根拠がある事務を情報連携の対象とすることが必要であるが、例外として各自治体の条例で位置付けられた事務については情報連携の対象に加えていくことはあり得るとの趣旨の発言があったところである。このため、法律に根拠を持たない事務について、マイナンバー法に位置付けて情報連携の対象とする方策について、内閣府において早急に検討いただきたい。

○ 療育手帳関係情報については、マイナンバー法の規定を根拠として、主務省令を早急に整備すべきではないか。

また、事務処理上の必要性や法定事務に近い事務であることを考慮すると、外国人生活保護関係情報については情報連携を可能とするように検討すべきではないか、そのために必要となる制度改正を検討すべきではないか。

これらの点について関係府省において早急に検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

(内閣府の回答を記載)

### ○療育手帳関係情報

提案については、本来は事務の根拠法律があることを前提として、マイナンバーの利用をマイナンバー法に規定した上で情報連携の対象とし得るものであるが、現在は事務の根拠法律がないため、一部の地方公共団体が療育手帳交付の事務におけるマイナンバーの利用を条例に規定して利用事務としている状況である。

療育手帳関係情報を情報連携の対象とするためには、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、条例化している地方公共団体の状況を見ながら、現行のマイナンバー法別表第2の規定に基づいて主務省令を整備する必要がある。

なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。

### ○外国人生活保護関係情報

国民の個人情報保護に対する懸念に対応するマイナンバー法の理念を踏まえ、事務の実施について法律に根拠を持たない外国人生活保護関係情報は、情報連携の対象とすることは困難であると考えます。

## 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

### 6【国土交通省】

(17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(i) 地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。

・療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、平成29年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府、総務省及び厚生労働省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

299

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度において、情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用するためには、中間サーバー(SV)が必要となる。  
中間SVについて、地方公共団体の首長部局、教育委員会向けのソフトウェアは、総務省において一括して開発されているが、公営住宅の管理代行者向けのソフトウェアの開発は進められていない。  
管理代行者に地方公共団体向けの中間SVを経由した、情報提供NWSの利用を認めるよう求めるもの。

具体的な支障事例

【支障事例】

公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や経費の面において、極めて困難である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体の関係機関等による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

(内閣府の回答を記載)

中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携のために必要なものであるため、情報連携の主体において適切に措置していただく必要があるものです。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

公営住宅法第47条により、入居者の決定、同居の承認、地位継承などの権限が管理代行者に移っており、管理代行者の責任において、ワンストップで対応されている。

マイナンバーの導入により管理代行者は、これらの事務において、審査に必要な情報を、地方公共団体から提供を受けたうえで行う必要が生じる。

入居者サービス向上や行政の効率化等の観点に立てば、管理代行者が情報連携を行うことができる環境を整備する必要があるが、管理代行者に設置主体となり費用負担を求めることは、代行する期限が定められていることから不合理であると考えており、自治体中間サーバープラットフォームが利用出来るよう検討していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 第1次ヒアリングにおいて、総務省から、中間サーバーについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構の判断となり、総務省に照会する必要はないとの趣旨の発言があった。これを受けて、中間サーバーの利用の可否は地方公共団体情報システム機構が判断する事項であることを地方公共団体向けに明確に示すべきではないか、また、これまで総務省から示されているQ&A(管理代行者は地方公共団体とは別の団体であるためマイナンバー制度による情報連携を利用する場合には独自で中間サーバーを設置する必要がある)は改正すべきではないか。

これらの点について、総務省において早急に検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

(内閣府の回答を記載)

今般の提案を踏まえ、デジタルPMOの「FAQ」に、自治体中間サーバープラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項であり、地方公共団体と機構の間で調整する事項である旨の補足を加えた回答を記載することを検討する。

## 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

### 6【国土交通省】

(17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(ii) 自治体中間サーバー・プラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構が設置及び管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項であり、地方公共団体と当該機構の間で調整する事項である旨の補足を加えた回答を、「デジタルPMO(番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール)」の「FAQ」に、平成28年度中に記載する。

(関係府省:内閣府及び総務省)